

厚木市こども・若者みらい計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和6年12月2日（月曜日）から令和7年1月6日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 275人（うち、小・中学生GIGA端末活用 264人）
- (2) 意見の件数 449件（うち、小・中学生GIGA端末活用 431件）
- (3) 案に反映した意見の数 4件（うち、小・中学生GIGA端末活用 2件）
（反映した意見 別紙No.14、15、371、372）

3 意見と市の考え方

別紙「パブリックコメントにおける意見等及び市の考え方」のとおり

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 こども育成課
- (2) 連絡先 046-225-2262

5 結果公開日

令和7年2月28日 公開

No.	御意見等	市の考え方	反映
第4章 施策の展開			
1	<p>駅周辺から行ける公園行きのバスが欲しいです。七沢森林公園、あつぎこどもの森公園やあいかわ公園などの自然たっぷりの広い公園が近くにあるのが、厚木市の魅力だと思います。ただ、車を所有していないため、行くのが大変です。一度、ご検討をお願いします。万が一、バスが走るようなことがあれば、こどもを乗せやすいようにラッピングバスにしたり、「こども応援車」みたいなラベルを貼っていただけたら、とても使用しやすいです。</p>	<p>公園行の路線バスについては、利用者が少ないため、廃線になった経緯があるとバス事業者から聞き及んでいますので、公園を利用される皆様には、近隣バス停の利用をお願いしています。いただきました御意見は、バス事業者と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】</p>	
2	<p>小学校の新5年生の宿泊授業が、バス代の高騰により、廃止されてしまいました。あまりにかわいそうなので、市の予算を使って復活させることはできませんか。</p>	<p>七沢自然ふれあいセンター利用時におけるバス借上料については、教育に係る保護者負担全体を検討し、廃止とした経緯があります。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】</p>	
3	<p>親子で芸術を愉しむ文化会館、新施設であってほしい。親子で一緒になって、芸術鑑賞ができる視点で、こども座席の完備、乳幼児の観劇ルームの設置を求めます。 心の豊かさは、芸術(絵画や観劇、アート体験、自然観察など)から育まれます。厚木市には豊かな自然もあるため、情操教育には大変適しているもので、自然を壊すことなく、環境問題にも目を向けられるよう、芸術に触れる機会や環境問題に向けて行動する機会をつくっていただきたいです。 農に触れる体験を増やす。どのこどもにも、どの学生にも厚木市の農家さんと話し、土や植物に触れて育つ体験を必ずできるようにしてほしいです。 農地が建物や道路にかわり、開発するのではなく、農畜産や林業など、第一次産業を守る予算を増やしてほしい。 もちろん、教育費を増やして、この計画に基づいて教育の場を充実させることが大事だと感じますので、何卒よろしくお願ひいたします。</p>	<p>文化会館については、昨年、改修工事を終え、1月にリニューアルオープンしました。新しい施設では、親子での利便性を向上させるため、ベビーカーを含めて親子で一緒に入ることができるファミリートイレを新設しましたが、構造や座席数確保の関係で、新たに鑑賞できる場所を確保することは困難な状況でした。 また、親子で芸術を愉しむ場としては、文化会館だけでなく、駅前の商業施設やアミューあつぎ8階「そら」、シティプラザのプラネタリウムなど、お子様連れの御家族でも気兼ねなく参加できる親子向けの音楽イベント等を開催し、より皆様に身近な場で鑑賞いただける機会を提供しています。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 農業については、持続可能なあつぎの農業の実現に向けて、農業者支援と地産地消の推進に取り組んでおり、農業関係団体と連携し、こどもや保護者を対象として実施する、食と農の理解を深める体験活動を推進しています。今後も、農業関係団体等と連携し、必要な施策を推進していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】</p>	
4	<p>担い手に困った農地を地域のこどもと大人が集い学べる場として活性化させながら守っていかれたら、「こどもまんなか社会」として素敵だと思うのです。農家だけでは農地を守れない現状です。市政の力も借りたいです。</p>	<p>本市では、厚木市都市農業支援センターを中心に、農地の貸借を進め、担い手への農地集積を図り、遊休農地の発生防止と解消に取り組んでいます。 また、若手農業者が市内の保育所に花を贈り、こどもたちに植え付けを指導する活動を支援しています。 今後も、農地の保全と農業者の支援に取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】</p>	
5	<p>学校に行けないこどもや、精神的に疲れている若者たちが、部屋に引きこもるのではなく、一歩外に出て何か活動をするための場所として、農地を活用してほしい。農業従事者が減っていくことは避けられないし、農地の担い手への集約にも限界がある。しかし、耕し手のない農地をただ転用して開発するのではなく、農地は農地として保護していく施策が必要と考える。市内の農地、ひいては農業生産物が減っていくことは、こどもたちの将来にとって大きな損失となる。そこで、一部の空いている農地について、担い手を探すのではなく、市が借りる形で農地として存続させ、その農地を先述したようなこどもや若者たちが農業に触れられる場所として運営していくのはどうか。アドバイザー的な立ち位置で、地域の農家に協力をお願いするのも良いと思う。</p>	<p>様々な理由で学校に行くことが難しい、集団に入ることに不安を抱えている市内の小・中学生が農業に触れる機会として、「体験活動プログラム」を実施しています。 現在、あつぎこどもの森や市内の農園に御協力いただき、野菜や果物を栽培しています。土や作物、人とふれあい、栽培することの喜びや協働することの楽しさを味わうことができるように、これからも取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】</p>	
6	<p>外国につながるある児童生徒の支援について、保育園や幼稚園でのフォローはあるが、入学前までの準備、入学後のフォローがなかった友人がいたので、心配になりました。学校には国際級もないため、担任、それから友人のフォローなければ不安で仕方がないとの意見をもらいました。 また言語の壁があるので、学習支援をどのように進めていくのか、愛川町の外国籍の生徒に学習を教える団体などを参考に厚木市も実施してもらえたら嬉しいです。</p>	<p>外国につながるある児童・生徒の支援については、母国語での支援ができる日本語指導協力者を学校に派遣し、生活に必要な日本語の指導や教科のサポート等を行っています。日本語指導協力者の派遣については、国際教室の有無にかかわらず、学校からの申請に応じて派遣をしています。 入学前の支援については、いただきました御意見を参考に、今後、研究をしていきます。 【36ページ 第4章 基本施策1 重点施策(3)】</p>	
7	<p>上依知方面から座架依橋をわたり相武台駅に行くバスを運行してほしいです。なぜなら、上依知方面から朝、本厚木駅に向かうとき、とても道路が混雑してしまうからです。</p>	<p>いただきました御意見は、バス事業者と情報共有をさせていただきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】</p>	
8	<p>登校時間帯の2-40号線(市道下依知下川入線)を、愛川方面進入禁止にしてほしいです。なぜなら、朝、道幅が狭いのに愛川方面に向かう車がたくさん通り、スピードを出して怖いからです。</p>	<p>進入禁止は、道路交通法の規制に関する内容のため、神奈川県警察本部の所管となりますが、御指摘の箇所について通学時間帯に現地確認を行ったところ、法定速度の超過が推測される車両を複数確認しましたので、所管である厚木警察署へ現況について情報提供をします。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】</p>	
9	<p>駅からもみじの手に行くための地下道にエレベーターがないことが不満です。雨の日にもみじの手や図書館に行くたびにベビーカーや車椅子の人だけ雨に濡れて、エスカレーターが使える人だけ濡れないでいける環境に厚木市の姿勢が表れているようでとても残念にいつも思っています。</p>	<p>地下道へのエレベーター設置については、現在、本市で進めている本厚木駅北口の生まれ変わり及び本厚木駅北口地区市街地再開発事業の中で、更なる利便性及び安全性の向上に向けて検討していきます。 【42ページ 第4章 基本施策2 重点施策(1)】</p>	

No.	御意見等	市の考え方	反映
10	<p>子どもたちの成長を一番考えるのであれば、体と心をつくるもととなる「食」を大切に考えた学校給食の提供について、学校給食には、地産地消の回数が月5回に増えているが、お米からでも毎日、厚木産、神奈川県産のものにすぐに変えていただきたいです。輸入制限、気候変動もある中、厚木市の農畜産物を日々応援しなければ、今後も食の支えの見通しがもてず不安になります。食材や調味料についても質の高いものは高価になってしまいますが、厚木市から率先して特長として公にすることによって、厚木市で子育てをしたいという若者たちの定着、厚木市への移住者が増えるにちがひありません。農薬使用基準も守られているようだが、できるだけ農薬に頼らない農法でつくられた農産物を取り入れてほしいです。</p>	<p>学校給食における地産地消の推進については、地場農産物を取り入れた給食を提供する日として「パクパクあつぎ産デー」を実施しており、これまで毎月2、3回の提供であった実施回数を、令和5年9月から月5回に拡大しています。また、令和5年9月に開始した月1回の厚木産米100%の米飯提供についても、令和6年11月から月2回に拡大するなど、地産地消の推進に取り組んでいます。</p> <p>なお、厚木産米提供の日以外も、原則、神奈川県産米を主体として提供してきましたが、昨今の米の不作により、給食用の米を供給している県学校給食会から神奈川県産米の確保が難しい状況であると連絡が来ています。</p> <p>今後についても、関係機関と調整の上、おいしい給食の提供に努めていきます。</p> <p>【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】</p>	
11	<p>厚木市にはバスケットコートとゴールが少なすぎる。ぼうさいの丘公園とハイウェイパーク厚木くらいしかなくて、駅の近くや平塚に近い所に住んでいる人がバスケットができません。野球やサッカーは相模川の河川敷にある所にゴールやベースがあってもいいですが、バスケットはできません。僕は今、岡田に住んでいて、バスケットをしようと思ったら3kmくらいあつて行くとしても遠すぎる。だから、ぜひ空いた敷地に新しい家や倉庫を建ててではなくて、バスケットコートをつくって欲しいです。</p> <p>バスケットコートじゃなくても他のスポーツのための場所をぜひつくっていただきたいです。厚木市のスポーツ振興のためにどうかよろしくお願い致します。</p>	<p>バスケットコートの設置については、ボールがボードに当たる反響音や騒音・振動などの問題があるため、場所の選定は慎重に検討する必要があります。</p> <p>現在、本市を「スポーツの聖地」と呼んでいただけるような様々な取組を進めており、バスケットボールを含めたスポーツ愛好者の皆様に、より良いスポーツ環境を提供できるよう努めていきます。</p> <p>【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】</p>	
12	<p>あつぎ居場所mapの作成について、秦野市の団体が居場所mapを作っていて分かりやすかったので、総合的に一目でわかる公共施設も団体の居場所も含まれる地図がほしいです。</p> <p>家庭学習を無料でみてもらえる居場所づくりへの補助または市としての実施について、高学年になるほど放課後は、子どもだけで遊び、お菓子を買って無法地帯のようです。大人の目がある程度あるところで、ホッとできる話しやすい場所が各地域にあることを希望します。</p>	<p>「はだの子ども居場所マップ」は、点在するコミュニティ食堂やこどもの遊びの場、勉強する場、不登校のこどもの居場所などの情報が一つにまとまっており、見やすく作成されています。本市では、公共施設と民間団体の情報がまとまったマップはありませんので、今後、わかりやすい情報発信の参考とさせていただきます。</p> <p>また、遊び場や勉強の場として18歳までの子ども・若者が利用できる児童館を市内38箇所に設置し、指導員が、行事の企画や施設管理をしながら、来館者と一緒に遊んだり、相談を受けたりしています。</p> <p>【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】</p>	
13	<p>フリースクールまたは学校設立の補助を増やし、不登校児童生徒の通える場所を進んで増やしてほしい。在籍している学校に、大人がアプローチをしてどうにか通ってほしいとは思いますが、子どもたちの思いを聞き、選択肢を多く提示することも大人の役目であると考えます。子ども時代は一瞬であるし、だからこそ貴重な時間。その一日を、その一年を大切な日々にしてほしいからです。厚木市にはフリースクール、私学が少ない。適応指導教室は、ひと握りの人しか通えないのであれば、無理に、今の学校に通わなくても安心できる(親が特に焦るので)場所をつくってほしいなと思います。もし、その補助が増えたら、厚木市にフリースクール、学校をつくりたいです。</p>	<p>不登校児童・生徒への支援は、一人一人の状況に応じて行うことが大切であり、学校内外の多様な学びの場が必要であると認識しています。</p> <p>本市においては、不登校児童・生徒を対象に、小集団での学習や活動を通して、基本的な生活習慣や人間関係の改善と社会的自立を目指した「教育支援教室」として、市立厚木中学校敷地内に開設した「なかま教室」、市役所第二庁舎6階に開設した「なかまルーム」の2つの教室があり、不登校児童・生徒に合わせた環境で支援を受けることができます。</p> <p>さらに、教育支援教室では、「体験活動プログラム」や「出前なかまルーム」等、教育支援教室の通室生以外の不登校児童・生徒が利用できる活動の場も提供しています。</p> <p>今後も、不登校児童・生徒が必要な支援を受けることができるよう、教育支援教室や体験活動プログラム、保護者向けの不登校相談リーフレット等について、広く周知できるよう努めていきます。</p> <p>フリースクール設立の補助については、県の補助金事業がありますので、各関係機関と連携し、制度等について研究していきます。</p> <p>【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-5】</p>	
14	<p>各地域に在る児童館、小児医療無償化、給食無償化など、厚木市の子育て関係の政策は手厚く、普段から本当に感謝して子育てしております。</p> <p>今回の策定案で、妊娠から小学生までは手厚く数多くの具体的な策がありますが、中学生の不登校に対する策が少なく漠然としている気がします。7%という高い不登校の率は厚木市がとくに高いわけではないようですが、とにかく学校に行けば良いという問題でないですが、受け皿となる多様な学びの場が作れるような、そこが世間的に(=高校進学などの加点として)認められるような策はないのかな?と思います。すでにあるなら良いのですが、資料からは読み取れなかったのです。</p>	<p>不登校児童・生徒への支援は、一人一人の状況に応じて行うことが大切であり、学校内外の多様な学びの場が必要であると認識しています。</p> <p>市立小・中学校においては、不登校を未然に防ぐとともに、不登校児童・生徒の校内の居場所づくりを行うために、各学校の状況に合わせて、校内教育支援センターを設置しています。</p> <p>校内教育支援センターは、校内資源の別室等の個別支援の場を活用した登校支援の機能です。この場所では、不登校や教室に居づらい児童・生徒が自分のペースで安心して過ごせるような居場所をつくり、児童・生徒の社会的自立に向けた支援に取り組んでいます。</p> <p>また、本市においては、不登校児童・生徒を対象に、小集団での学習や活動を通して、基本的な生活習慣や人間関係の改善と社会的自立を目指した「教育支援教室」として、市立厚木中学校敷地内に開設した「なかま教室」、市役所第二庁舎6階に開設した「なかまルーム」の2つの教室があり、不登校児童・生徒に合わせた環境で支援を受けることができます。</p> <p>さらに、教育支援教室では、「体験活動プログラム」や「出前なかまルーム」等、教育支援教室の通室生以外の不登校児童・生徒が利用できる活動の場も提供しています。</p> <p>学校外での学びについては、一定の条件を満たす場合、学校が指導要録上、出席扱いとすることができ、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう配慮しています。</p> <p>なお、いただきました御意見を踏まえ、計画に次のとおり記載します。</p> <p>【該当ページ】P47</p> <p>【記載内容】「具体的な取組」に、「市立小・中学校内に校内教育支援センターの設置促進」、「学校外の「教育支援教室」(なかま教室・なかまルーム)の運営」、「公民館での「出前なかまルーム」の開催」を追加します。</p> <p>【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-5】</p>	○
15	<p>家庭教育や地域のキーワードが関連する箇所に、PTAや学校運営協議会を絡めてはいかがでしょうか。既存の組織を利用することで立ち上げの負担を減らせると期待します。</p>	<p>家庭教育や地域子育て支援については、御意見のとおり、PTAや学校運営協議会、地域学校協働活動などの組織や取組と連携を図りながら取り組んでいくことが重要だと考えます。</p> <p>なお、いただきました御意見を踏まえ、計画に次のとおり記載します。</p> <p>【該当ページ】P50</p> <p>【記載内容】「具体的な取組」に、「コミュニティ・スクールの活動支援」、「地域学校協働活動の推進」を追加します。</p> <p>【50ページ 第4章 基本施策3 重点施策(2)】</p>	○

No.	御意見等	市の考え方	反映	
16	厚木市は、共働き世帯の子育てしやすい街だと感じます。専業主婦の立場でもっと子育てしやすい街だとありがたいです。 日本は、本当に子育てしている主婦の社会的地位が低く見られているし、自信を持っていない風潮がまだまだ根強いです。厚木市から子育てで孤立しない独自のサポートが主婦でも受けられるものが増えることがありがたい。気楽に一時保育を費用面、立地含め増えたと良い。 農業が盛んな厚木市だからこそ子どもたちの発育に必要な食育、日本人らしい食事を食べられる場があるとありがたい。幼稚園から給食を畜産、農産国産、地場をもっと質を上げて、重要視してほしいです。	専業主婦の方についても、子育て支援センターもみじの手や託児室わたぐもなど、様々な子育て支援サービスを御利用いただけます。また、保護者相互のコミュニケーションを図り、孤立感の解消及びリフレッシュできる場として、託児サービス付きの子育てリフレッシュ講座を実施しています。今後についても、ニーズの把握とともに、子育て支援サービスの周知を図っていきます。 なお、幼稚園給食の御意見は、私立幼稚園にお伝えするとともに、今後の参考とさせていただきます。 【50ページ 第4章 基本施策3 重点施策(2)】		
17	中学生以上は主体的に参加できる仕組みも取り入れたい。例として、希望者・団体(生徒会・PTA・学校運営協議会またはそれらのコラボレーション等)は地域と連携したイベント(居場所づくり等)を企画。発表・プレゼンテーション(ICT活用)できる機会を設ける。承認されれば予算をもらって実施できる等。子どもたちが主体的に社会・地域課題を解決できる仕組みづくりを積極的に支援したい。	子ども・若者の社会参画や意見の反映は、子ども施策の大切な考え方であり、本計画の策定においても、小・中学生や若者の皆様からも御意見をいただく取組を行っています。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【52ページ 第4章 基本施策4 重点施策(3)】		
第5章 子ども・子育て支援事業計画				
18	子育て短期支援事業について、前回、公表されていたあつぎ子ども未来プランにもショートステイやトワイライトステイに関する記載があったため、今年、出産の際に利用を希望して市役所などに問い合わせたが、「そういった事業は行っていない。児童相談所に相談してください。」とのことであった。また、今回の厚木市子ども・若者みらい計画(案)にも同様に記載されているので、次年度はぜひ実施して欲しい。児童相談所となると利用のハードルが高く、取りこぼされる家庭があると思います。市として受け入れられるよう、一定数の受け入れ枠を確保していただければ安心して利用できるためありがたいです。近隣の市ではショートステイやトワイライトステイも実施されているため、ぜひ厚木市でも取り入れて欲しい。	子育て短期支援事業については、事業を実施できない期間があり、大変御迷惑をおかけしました。現在、令和7年度から事業を再開できるよう進めています。 【63ページ 第5章 3 (6)】		
【小・中学生GIGAスクール端末活用】				
1 公園等について				
19	大人数で遊べる広い公園がほしい。	公園の整備計画については、緑の基本計画に基づき、誰もが日常的に利用できる身近な公園を配置することを目指し、整備を進めています。今後、多様化している市民の皆様のニーズを踏まえ、公園の適切な配置を行うとともに、公園の質の向上を目指してまいります。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】		
20	公園を増やして、子どもたちが遊ぶ場を増やしたい。			
21	公園をもっとつくってほしい。			
22	小さい子などが遊べるところを増やしたり、緑を増やす。			
23	子どもが子どもたちだけで遊べるような安全性の高い公園を増やしてほしいです。(柵がしっかりある。近くに道路がない。)			
24	中央公園のような砂の公園ではなくて、誰もが安全に楽しめる人工芝の公園をつくってほしい。			
25	公園をもっと増やして安心できる場所をつくる。			
26	公園などの娯楽施設をもっと増やして、安心できる場所を増やしてほしい。			
27	ボール遊びができるような大きい公園をつくり、その公園で他の年代とも関われる行事を開く。			
28	公園をもっと増やして安心できる場所を増やす。			
29	全天候型の交流ができる大規模な公園の建設をしてほしい。			
30	公園をもっと増やして安心できる場所を増やす。			
31	公園を増やしてほしい。			
32	改善してほしい点は、公園の整備。			
33	最近の公園では、ボールの利用ができない公園が増えていると思います。なので、子どもは外に遊びに行けなくなったりすることが増えていると思います。他にも遊具が幼稚園児向けみたいな感じに変わってきていてあまり面白みを感じないと思います。	現在、市内の公園ではボール遊びを原則禁止にはしていません。ただし、ボールが公園の外に飛び出したりすることで、周辺の住民の方々に迷惑がかかるが増えると、ボール遊びを禁止にせざるを得ない可能性もあります。そのため、周りの人や家などに気を配りながらボール遊びをお願いしています。広い公園を整備する時は、ボール遊びができる広場を計画しています。 また、自転車の乗り入れは安全のため禁止しています。基本的なルールについては公園内の案内板に記載しています。 なお、遊具については、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具などの更新を行っているところです。今後、多様化している市民ニーズを踏まえ、適切な遊具の設置を行っていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】		
34	子どもがたくさんいるから、低学年の子ども向けの遊具を増やしたほうが良いと思う。			
35	もっと子どもが楽しめるよう新しい遊具を増やす。			
36	公園でのボール遊びとかをできるようにしてほしい。			
37	公園でボール遊びができるところを増やしてほしい。			
38	最近の子どもは外で遊ばない。外に行ってもゲームなどのイメージがありますが、最近の公園はボールや自転車で公園に入るなどの難しいルールがあって、外で遊ぶことができないのでこの計画はいいと思います。			
39	ぼうさいの丘に、中学生でもできるふわふわドームをつくってほしい。		いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
40	ぼうさいの丘公園のふわふわドームを中学生も遊べるようにしてほしい。			

No.	御意見等	市の考え方	反映
41	ぼうさいの丘公園のグラウンドなどを開閉式ドームにしてほしいです。		
42	厚木市には野球場が少ないので、荻野運動公園の森林を伐採して、その広場と森林のスペースに野球場をつくり、野球少年などが近場で野球をできるようにする。また、遊具やサッカー場や体育館やプールを新しく作り直して、より楽しく運動ができるようにする。そうすることにより、健康にも害が出ないと考えたので、新しく荻野運動公園をつくり直すことが厚木市をよりよくするためだと考えました。		
43	外で遊ぶときに公園などを使いますが、数が少なく、場所もいろんな場所に散らばっているので公園に行けるマップのようなものを設置したり、新しい公園をつくってほしいです。 あと、公園の中でもボールが使えなかったりして、少し遠くに行ったりしないといけないうです。だからボールが使える公園を増やしてほしいです。	市内の公園等を記したマップとして「厚木市公園緑地マップ」を、市ホームページにも掲載していますので、御活用ください。 また、公園の整備計画については、緑の基本計画に基づき、誰もが日常的に利用できる身近な公園を配置することを目指し、整備を進めています。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
44	秋や冬になると、日が暮れるのが早くなるので、中学校から帰ってきたら公園で遊べないくらい暗くなっているから、公園に太陽光LEDをつけたら、明るく安全に多くの人が公園で遊ぶことが出来るようになると思う。太陽光LEDにすることで、電力の節約もできてSDG'sにつながると思う。	現在、市内の公園に設置されている公園灯は概ねLED電灯となっています。電力源として太陽光の導入はしていないため、導入の可能性も含めて今後も検討していきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
45	公園などで、大きいこども(中学生くらい)が、占領してしまうので、ここからこの時間までは未就学児、ここからここまでは小学生、ここからここまでは中学生以上などと指定してほしい。	イベント等で公園を一時的に独占する利用を許可することがありますが、それ以外の場合は、利用者同士で声を掛け合い、譲り合いながら御利用いただくようお願いしています。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
46	ぼうさいの丘公園は、連日、多くの人で賑わっているのですが、バス路線を設定してほしい。	公園を利用される皆様には、近隣のバス停の利用をお願いしています。いただきました御意見は、バス事業者と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
47	ワンダーパーク温水サウスの前と温水イーストの前にバス停をつくってほしい。		
48	ぼうさいの丘公園のトイレをきれいにしてほしい。	公園内のトイレは定期的に清掃を実施していますが、公園ができてから20年程度経過しているため、劣化しているところがあるかもしれません。トイレリニューアルについては、整備年数や市内の他のトイレ施設と合わせて検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
2 スポーツ・スポーツ広場・施設について			
49	公園はあっても、サッカーのゴールや野球ができる場所が少なく、気軽に遊べないから、サッカーゴールやボール受けみたいなのを増やしてほしい。	市内には、公共施設予約システムにて個人利用ができるスポーツ施設のほかに、地域にお住いの皆様に管理をお願いしている地元管理広場が46箇所(スポーツ広場が22箇所、青少年広場が24箇所)ありますので、是非御利用ください。 なお、公共施設予約システムにて個人利用ができるスポーツ施設については、市ホームページにて御確認ください。地元管理広場については、スポーツ魅力創造課(電話046-225-2530)が設置場所や予約方法を御案内しますので、お問い合わせの際、利用されたい地区をお伝えください。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
50	ボール遊びができる場所がもっとあったらいいなと思った。		
51	スポーツ広場やスポーツショップなどが少ない。もっとこどもたちが楽しく過ごせるスポーツ広場と部活生やスポーツしている人がわざわざ遠くに行くのも面倒くさいので近場や厚木に2、3個あればいいと思う。		
52	体を動かせるところをもっとつくってほしい。		
53	体を動かせるところをもっとつくってほしい。		
54	体を動かせる(スポーツ場)ところがあまりない。		
55	体を動かす場所を増やす。		
56	体を動かす場所を増やす。		
57	スポーツセンターや運動できる場所を増やしてほしい。		
58	ボールで遊べるところがない。スポーツ支援をもっとしてほしい。		
59	運動できる場所をもっとつくる。		
60	スポーツができる機会や施設を増やしてほしい。		
61	サッカーができる場所を増やしてほしいです。		
62	開閉式ドームをつくる。(エスコンフィールド北海道みたいな。)	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
63	人工芝で電気がある誰でも使える野球場。		
64	ドームをつくる。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
65	サッカーなどのスポーツの自主練習ができるところ。壁当てやゴールなど、一人でも自主練習ができるようなところをつくってほしい。		
66	体育館などを増やしてほしい。		
67	自由に使える体育館増やして。		
68	中学校や小学校にライトを増やしたら、スポーツのスクールがナイターで利用できると思う。部活も暗くなってきているから、安全にできると思う。	現在、市内の小学校(5校)、中学校(6校)に夜間照明施設を設置し、活用いただいています。現在、設置校を増やす予定はございませんが、今後の参考とさせていただきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
69	無料で使える体育館や運動場をつくる。	本市では、公の施設について、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設を利用される皆様には、使用料金を御負担いただいています(受益者負担見直しに関する基本方針に基づく)。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
70	テニスコートをもっと安くしてください。		
71	無料開放の体育館を増やしてほしい。		
72	無料開放の体育館を増やす。		
73	無料開放の体育館を増やす。		
74	人工芝付のサッカーコートをつくってほしい。	現在、新たな人工芝付サッカーコートの整備予定はありませんが、ツユキ及川球技場のグラウンドは人工芝であり、サッカーコートとしても御利用いただけます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
75	サッカーや野球などのスポーツの自主練習ができるところをつくってほしい。公園でやるとボールがどっか行ったり、うるさいと言われたりする。壁当てができる壁やゴールがほしい。	厚木野球場、玉川野球場、ツユキ及川球技場、猿ヶ島野球場は、広いグラウンドでありボールが飛び出すこともありませんので、是非御利用ください。公共施設予約システムで予約いただくと専用利用することができます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
76	照明をつけてほしい。	本市の屋外スポーツ施設では、玉川野球場、厚木野球場、ツユキ及川球技場、南毛利テニスコート、荻野運動公園競技場、小学校(5校)、中学校(6校)に照明が設置されています。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
77	スポーツを通して体力を向上させたり、交流する機会になったらいいと思います。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 また、本市では、市民体育祭、スポーツなじみDAYなどのイベントを開催していますので、多くの方に参加いただき、交流の場にしていただくよう周知していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
3 図書館について			
78	図書館をもっと増やして安心できる場所をつくる。	現在、本厚木駅前の中央図書館のほか、依知北、睦合北、小鮎、荻野、森の里、玉川、相川、睦合西、南毛利の9つの公民館に図書室を設置し、本の貸出や返却、閲覧等のサービスを提供しています。現段階では、新たに図書館を増やす計画はありませんが、中央図書館については、市役所庁舎やプラネタリウムなどの機能を有する(仮称)未来館との複合施設として、令和9年度中の供用開始を目指し整備を進めています。複合施設には、中高生を中心とした10代の青少年の専用スペースを整備するなど、多くの子どもたちにとって、安心して過ごすことができる居場所となるよう努めていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
79	図書館をもっと増やして安心できる場所を増やす。		
80	図書館などの極楽施設をもっと増やして、安心できる場所を増やしてほしい。		
81	図書館をもっと増やして安心できる場所を増やす。		
82	厚木市の電子書籍は、厚木市の市立図書館と比べ、本の数が少ないと思う。だから私は、子どもも親しみやすい児童書を電子書籍に沢山追加すれば、子どもも最近はスマホを使う機会が多いから電子書籍で気軽に読みやすくしてほしい。そしたら、子どもの本離れも少なくなって本を読む習慣が増えるし、ずっと借りている人がいて本を待ってる状態も少なくなると感じた。	電子図書館については、インターネットにつながったパソコン・スマートフォン・タブレット等を使って、24時間365日、いつでも電子書籍を貸出、返却できるサービスとして令和3年度に導入しました。また、電子書籍については、導入当初は1,312タイトルであったものを現在は12,117タイトル、うち児童書については364タイトルから1,268タイトルを用意しています。今後も利用状況やニーズを踏まえ、電子書籍の充実を図っていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
83	地域の図書館や公民館を使う人が多いので、例えば、厚木市立図書館の何階の〇〇は〇日はしまっています。とかを細かくウェブページとかに転載してくれると、勘違いもなくなるし、図書館行った時に困ったので、やってほしいです。	中央図書館の各階及び公民館図書室の開館時間や休館日については、市ホームページに掲載していますが、掲載方法について工夫していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
84	改善してほしい点は、図書館の充実。	現在、令和9年度中の供用開始を目指し、市役所庁舎、図書館及びプラネタリウムなどの機能を有する(仮称)未来館との複合施設の整備を進めています。複合施設では、読書や自習、調べものなどができる閲覧席を充実させるほか、本を選ぶ楽しさを伝える絵本コーナーの設置や青少年向けの書籍の充実などに取り組んでいきます。また、プラネタリウムを始め、工作や実験などを行うことができる工房・実験室も整備し、本だけでなく様々な体験プログラムを提供することにより、子どもたちにとって新たな気付きや興味関心を引き起こす場としていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
4 その他施設について			
85	私は、厚木市の友好都市などをはじめとする外国のことを紹介するような施設があると良いと思います。そうすれば、厚木の子どもから大人まで、外国について関心を持てると思うからです。	友好都市を紹介する施設をつくる予定は、現在はありませんが、毎年度末にあつぎロードギャラリーにおいて、友好都市を紹介する展示を実施しています。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【36ページ 第4章 基本施策1 重点施策(3)】	
86	病院やスーパーなどの生活に欠かせない施設の整備。	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に基づき、生活利便施設が不足している地域において、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所などの立地を促進するため、新規出店又は開設等をする事業者に対し、施設整備費等に係る費用及び土地・建物賃借料の一部を5年間補助しています。 今後も、あらゆる機会を捉えて事業の周知を図り、生活利便施設が立地するよう、取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
87	子どもがお小遣いで買えるような安い店があったほうがいい。	本市の窓口にも様々な業種の方から出店の相談があり、駅周辺の空店舗に新しくお店を出す方を支援するため、空店舗対策事業補助金を交付しています。引き続き、商業の活性化に向けて必要な支援を行っていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
88	洋服屋や文房具店を増やしてほしい。		
89	映画館やカラオケが駅前に固まりすぎている。		
90	厚木市といったらというものが少なく、限られているので、厚木市ならではのレジャー施設、飲食店を多くしてほしいです。		
91	子どもだけが使えるおもちゃ屋などをつくってほしい。		
92	兄弟がいて、ランドセルが家に残っていてもったいないので、ランドセルを財布やバッグ、キーケースなどに再利用できるお店がほしい。		
93	観光施設をつくる。	飯山・七沢においてキャンプ場や観光施設(レジャー施設)等の運営を行う事業者団体に対して補助金を交付し、令和6年3月に、飯山地区にキャンプ場、七沢地区に足湯施設が新設されました。今後も、市民の皆様や観光事業者の意見を聞きながら、厚木の自然や温泉などの特色をいかした新たな観光事業に取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
94	観光施設をつくる。		
95	観光施設を増やす。		
96	観光名所を増やす。	本市の観光地として、豊かな自然を活用した「温泉」や「ハイキングコース」など、積極的にPRを行っていますが、七沢に複数ある滝など、観光地として認識されていない場所が存在するため、市民の皆様と情報を共有しながら、新たな観光資源を発掘していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
97	SDGsに貢献している大型商業施設をもっと厚木に増やしてほしい。なぜなら、厚木市には大型ショッピングモールや映画館が少ないという課題がある。このことにより、車で海老名まで行くことになる、排出ガスが増えると考えた。さらに皆が厚木ではなく「海老名に行きたーい」となってしまう。そのため、SDGsに貢献している大型商業施設が増えると、将来まで続く素敵な居場所となるし、厚木市の素敵な魅力となるというメリットがある。中身にはショッピングモールや小さな公園など、子どもから若者、大人から年ばいの方まですべての人が楽しめる場所であってほしいと思う。また、ペットとともに過ごせる場所が一部あることで、とても評判のいい場所になるはずだ。これらのことから、私は厚木市内にある市民全員が心を楽しませられる居場所、SDGsに貢献している大型商業施設を厚木市に増やしてほしいと考えた。	店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模小売店舗、いわゆる商業施設の数は、市内全体では、ここ数年増加していますが、引き続き、市民の皆様が商業施設の誘致を望んでいることは認識しています。 現在、本市では、本厚木駅北口を魅力あふれる玄関口へと生まれ変わらせるため、商業施設等を立地できるよう進めています。 また、本厚木駅周辺で大規模な商業施設が不足することになったときは、すぐに出店していただけるよう誘致に向けた補助制度(5年間で、最大3億円)があります。今後につきましても、中心市街地における更なるにぎわいの創出を図るとともに、誰もが訪れてみたい、歩いて楽しいまちの実現に向け取り組んでいきます。 なお、移動に係る温室効果ガス削減のため、公共交通機関の利用や自転車、徒歩での移動を推奨しています。御提案のように移動自体をなるべく減らそうという発想は、今後のカーボンニュートラルの取組において参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
98	厚木市は年々総人口が減っている点があるため、多くの人を厚木市に迎えるために、多様な工業施設をつくり、SDGsにも関わるような地域活動があればいいと思いました。	本市には県内3位(政令市を除く。)の事業所が立地しており、この特長を更に推進するために工場を始めとした企業の積極的な誘致に取り組んでいます。また、多くの皆様に市内で働き、住み続けていただけるよう、中小企業や勤労者を支援するための補助制度や相談制度、創業者を対象とした創業塾などを行っています。さらにSDGsの推進に向けては、中小企業がSDGsに関連する新商品や新技術を開発する費用を補助する取組も行っています。 なお、本市は、都市部と豊かな自然が共存するまちであり、このことは観光客や転入者を誘致する上での強みの一つとなっています。豊かな自然を守り、次世代に引き継いでいくためには、生態系の維持・回復に係る活動や里地里山の保全活動が重要であるため、多くの市民の皆様に参加いただけるよう、周知啓発を図っていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
99	昔の建物の外観を大切にしたい建物の建設。	厚木市景観計画に基づき、景観重要建築物の指定や、景観形成推進地区の指定に向け、取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
100	薬局が多いので、減らしたほうが良いと思います。	本市では、薬局の数の目標数や基準となる数値を定めていません。第8次神奈川県保健医療計画によると、神奈川県内の薬局数は年々増加していますが、人口10万人当たりの薬局数は全国平均を下回っているとのことです。(令和3年神奈川県内薬局数 4,093 人口10万人当たり 神奈川県 44.3 全国 49.2) 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
101	自販機を多くしてほしい。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
102	TSUTAYAなどの本屋さんがないので、増やしてほしい。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
103	蔦屋書店を再度建ててほしい。		
104	遊園地欲しい、本屋が欲しい。		
105	みんなが楽しめて魅力がたくさんある水族館		
106	植物園を新しくつくる。		
107	映画館を建ててほしい。コストコを建ててほしい。		
108	映画館を建ててほしい。		
109	アーティストと地域の人達が関わられるように、2000人くらいが入るようなライブハウスをつくってほしい。そうすれば、有名アーティストが来たときに沢山の人が来るからいいと思った。		
110	at(アツギトレリス)だけじゃ遊び足りない、厚木の特徴などを活かし遊ぶ所をつくる。		
111	アット(アツギトレリス)の一階の施設改良。		
112	人々が厚木市で住みやすくするために、みんなが遊べる場や大きな建物を増やし、厚木を強調して人口減少を防ぐ。		
113	小さな商業施設やお店、特に駅から離れた場所にあるお店の新生児などにも優しい設備がされるとよいのではないかな。		
114	ショッピングモールを増やす。		
115	厚木市には大きなショッピングモールが少ないので僕は一番街を整備してショッピングモールをつくることを提案します。確かに、今の一番街も良いところだけど、あそこはよくゴミが捨てられていたり人が溜まっていたりしていて通行のじゃまになっているので不便なところもたくさんあります。だからこそ、一度さら地にしてリセットして、新たなショッピングモールとしてリスタートをすることを提案します。		
116	ショッピングモール、遊園地などの遊べる場所がほしい。		
117	公園とかではなく、こどもでも買い物できるようなところで、ららぽーとのようなものを駅近だけではなくいろんな地区につくる。		
118	ショッピングモールを増やして、活気のある街にしたいです。		
119	厚木の人口が減少してきているので、大型ショッピングモールなどをつくって人口を増やす。		
120	大規模ショッピングモールの建設をしてほしい。		
121	厚木にららぽーとができたなら楽しい場所が増える。		
122	大きなショッピングモールがほしい。		
123	おおきなショッピングモールがほしい。		
124	大きなショッピングモールをつくってもらおう。		
125	大きいショッピングモールがほしい。		
126	新しいショッピングモールなどをつくってほしい。		
127	室内テーマパークを増やして、体を動かしたり、色んな人と交流できる場にしたい。		
128	テーマパークがあまりない(室内)。		
129	テーマパークがあまりない(屋内)。		
130	テーマパークがあまりない。		
131	テーマパークとか遊べる場所があんまりない。		
5 治安等について			
132	街灯を増やしてほしい。	本市では、夜間における歩行者の安心・安全の確保及び犯罪被害を防止するため、防犯灯を設置しています。地域の実情に応じた対応となるため、原則として自治会からの要望に基づいて設置しています。 また、安心・安全の観点から、現在、本厚木駅周辺や市立各小・中学校の通学路等に計112台の防犯カメラを設置しており、令和6年度は、公民館、公園、児童館などの公共施設への設置を進めています。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
133	街に街灯が少なく暗くて心配になることが多いため、街灯の設置を増やしてほしい。		
134	周りの公園や神社、あつぎトレリスの近くにある広場の街灯の設置をしてほしい。		
135	戸室小近くの神社で街灯が一本しかなくて暗いのでもっとつけてほしい。		
136	街灯を増やしてほしい。		
137	街灯が少ないと思います。自分の家の周りだと薄暗く、物騒な今の日本だと少し心もとない。		

No.	御意見等	市の考え方	反映	
138	夜、駅から少し離れたところにいると街灯がとて少なく周りが見づらかったり、車が自分のことを見つけられないこともあるから、街灯を増やしてほしい。			
139	街灯を増やしてほしいです。			
140	街灯、防犯カメラを増やす。			
141	暗い道が多いので、もっとライトつけてほしい。			
142	子どもが一人でいても安全に過ごせるように街灯を増やすといいと思った。			
143	夜になると、街灯がなく暗いので、治安を良くしていくためにも街灯を増やした方がよい。			
144	治安が悪いので街灯を増やして明るくする。			
145	厚木市内すべての暗いところに明るくするための街灯とかを増やしてほしい。事故が起きる原因は、暗いところがたくさんあるからそういうところで学生が襲われていると思う。だから増やしてほしい。			
146	防犯カメラがないところにつける。街頭を増やす。			
147	夜が暗い。(街灯をもっとつけてほしい。)			
148	田んぼ周辺が暗いので明かりをつけてほしい。		田んぼ道など、農作物への影響がある場所への防犯灯の設置は原則として行っていませんので、御理解をお願いします。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
149	田んぼの道の街灯を増やしてほしいです。			
150	治安を良くするために、防犯を強化してほしい。		本市では、防犯に関する取組として、青色回転灯を搭載したパトロール車(青パト)による巡回パトロールや本厚木駅周辺及び市立各小・中学校通学路等に112台の防犯カメラを設置しています。 また、不審者や空き巣等の犯罪が発生した場合は、厚木警察署と連携し重点的にパトロールを強化しています。 さらに、地域ぐるみで子どもたちを守るため、登下校の時間に合わせて見守りを行う「愛の目運動」を進めるとともに、万が一、不審者による犯罪に巻き込まれそうになった時や被害を受けた時などは、安心して避難できる緊急避難場所として「かけこみポイント」を設置しています。 いただきました御意見を踏まえ、今後も安心・安全なまちづくりに努めていきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
151	犯罪を減らす。			
152	子どもまんなか社会はいいと思うけど、もうすこし防犯対策を増やしたほうがいいと思う。			
153	パトロールをして治安を良くしたり犯罪を減らす。			
154	治安が悪いから、そのところはパトロールなどをふやす。			
155	厚木市の治安が悪いので、パトロールの回数を多くしてほしいです。			
156	帰るときに見回りする人を増やして欲しい。			
157	治安が悪い。			
158	闇バイトなどで強盗や殺人が増えているため、厚木市ではそれを防止する策として警察の見回りの強化(パトカーだけではなくあるきでの見回りを増やす)、監視カメラを増やす、などが必要だと思います。そうすることで強盗や殺人にすぐ駆けつけられたり誘拐や性犯罪なども監視カメラで見ているため、万が一のことがあったとしても証拠が残るため少しでも早く発見して、犯罪を減らして、悲しい思いをする人が減って、安心安全で過ごしやすい街をつくることできる。と思ったからです。			
159	本厚木の治安をよくする。	本市では、本厚木駅周辺の環境浄化の取組として、自治会や商店会、防犯ボランティア団体等と連携して毎月定期パトロール実施しています。 また、17時から23時まで客引き行為等指導員(日曜・祝日を除く。)を配置し、悪質な客引きや勧誘行為に対する指導等を行うほか、客引き行為者等が歩行者の通行の妨げになっているなどの迷惑行為を確認した場合には注意をしています。 いただきました御意見を踏まえ、引き続き本厚木駅周辺の環境浄化に取り組んでいきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		
160	19~22時のパトロールの強化。			
161	駅の近くのパトロールの強化、絡まれたり、自転車に画鋲刺さされてたりしたから。			
162	厚木市全体では、治安が良いと言われている一方で、駅前が治安が悪いと問題になっているため、パチンコ屋の店舗をどこかにまとめたり(なるべく店舗数を減らす)、駅前で、午後6時~10時は1時間ごとに駅前パトロールを行うと、さらに子どもを守ることにつながると思う。			
163	一番街は夜に居酒屋などの影響で治安が悪い。なので、朝や昼に子どもが遊べる施設をつくって一番街の治安の評価を良くする。			
164	駅付近で溜まっている人が多い。			
165	駅付近で溜まってる人が多い。			
166	駅付近で溜まっている人が多い。			
167	駅付近で溜まっている人が多い。			
168	駅付近に人が溜まっている。			
169	居酒屋を減らしてほしい。居酒屋の周りがとてもうるさい。			

No.	御意見等	市の考え方	反映
170	最近、不審な声掛けが増えているため、防犯ブザーなどの大きな音がなる防犯グッズを身に付けることを義務化してほしい。	防犯ブザーは、大音量を鳴らすことにより、不審者の撃退や周囲に非常事態を知らせるなど、防犯対策の一つとして有効なものと認識しています。引き続き、防犯ブザーの携帯などの防犯対策について、情報を発信していきます。 また、児童・生徒が安心・安全に登下校できるよう、新入学児童及び中学生の希望者に防犯ブザーを配布し、着用・携帯を推進しているほか、学校や保護者に不審者情報を提供し、児童・生徒への注意喚起につなげるなど、被害の防止に努めています。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
171	学校の通学路になる道(田んぼが並ぶ道や、縦に横断歩道があっても横に横断歩道が無い道など)に横断歩道をつくってほしい。	本市では、児童・生徒が、安心して安全に通学ができるようハード・ソフトの両面から、安全対策の取組を進めています。 横断歩道や信号機の設置については、警察が設置基準に基づき必要性を判断の上、公安委員会が取り決め設置を行います。そのため、横断歩道の設置が必要な場所がある場合は、学校又は地元自治会に御相談いただき、窓口である厚木警察署に要望し、検討していただくこととなります。 また、市立各小・中学校において、交通安全や自然災害、防犯の観点から通学路の安全点検を行い、危険箇所があった場合には、通学路安全整備要望書を提出することになっています。要望のあった横断歩道や信号機が設置基準に至らないなどの理由により設置できない場合は、注意喚起の看板設置など別の対策を実施することで、通学路の安全確保に取り組んでいます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
172	横断歩道をちゃんとつくる。		
173	横断歩道と信号を増やす。		
174	信号を増やす。		
175	信号を増やす、横断歩道を増やすなど、こどもが安心して通学できるようにしてほしい。		
176	信号無視をする人が多い。		本市では、交通ルールや交通マナーを守っていただくよう年齢段階に応じた交通安全教室を実施していますので、信号無視をする方がいなくなるよう、多くの方に交通安全教室に受講いただくよう取り組んでいきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】
177	信号無視がする人が多いから警備を強くしてほしい。		
178	信号無視をする人が多い。		
179	信号無視をする人が多い。		
180	信号無視をする人が多い。		
181	僕の住所の近くの坂が車通りが多くて登下校が危ないです。	本市では、児童・生徒が、安心して安全に通学ができるようハード・ソフトの両面から、安全対策の取組を進めています。市立各小・中学校において交通安全や自然災害、防犯の観点から通学路の安全点検を行い、危険箇所があった場合には、通学路安全整備要望書を提出していただき、関係部署で専門的な視点から検討を行い、改善整備を進めています。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
182	駅だけ車や自転車の置き場が多いから、駅から離れた場所に設置したらいいと思う。	市営自転車駐車場は、利用される方の利便性を考慮し、駅周辺に設置しています。また、駅から離れた場所では、公共交通の利用を促進するため、バス停付近にサイクルアンドバスライド駐車場を市内12箇所に設置しています。 新たな自転車駐車場の整備は、市営、民営の駐車場の利用状況や利用者の意向を踏まえ、検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
183	駐輪場が少ないから、もう少し増やしてほしい。	市営自転車駐車場の増設は、市営、民営駐車場の利用状況や市民の皆様の需要を踏まえ、検討することとなりますが、現在、駐車場の必要台数は確保されていると認識しています。今後も、駐車場の利用状況や需要を把握しながら、市営自転車駐車場の運営を行っていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
184	駐輪場を増やす。		
185	駐車場、駐輪場をつくってもらおう。		
6 道路・交通等について			
186	道路が狭いところがある。解決策は車道と歩道の隙間を広くする。道路の周りのものを少なくするなど。	本市では、あつぎの道づくり計画に基づき、誰もが安心、安全かつ快適な移動が可能となる道路空間を確保するため、歩行者の利用が多い路線を中心に歩道整備や道路改良等を実施しています。 また、道路の再配分につきましては、道路構造令に基づき、交通管理者である警察との協議が必要なことから、整備手法を含め、関係機関と連携を図りながら、道路交通環境の改善に向け検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
187	自転車で通るときに車道を通ると邪魔になるが、歩道を通ると危ない。なので、自転車専用レーンの整備をしてほしいです。	本市では、あつぎの道づくり計画において、誰もが安心、安全かつ快適な移動が可能となる道路空間の実現に向け、自転車の利用が多い駅周辺や学校施設周辺などの路線を自転車ネットワーク整備対象路線として位置付け、「厚木市自転車活用推進計画」に基づき、自転車の走行位置や進行方向を示す自転車走行空間の整備を計画的に進めています。 また、自転車は、原則車道という交通ルールと交通マナーへの認識不足が見受けられるため、ホームページに掲載するなど周知徹底を図るとともに、警察などの関係機関や本市の関係部署と連携し、交通ルール遵守や交通マナーの向上に努めていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
188	自転車専用レーンをつくってほしい。理由は、逆走してくる自転車が歩道を走っていて危ないから。		
189	歩道の整備…登校中に狭い歩道を自転車が通っていることも多く、危険なことも多い。また、道路を走る自転車によって交通渋滞も起きている。自分で自転車を走らせていても道路が狭く車との距離も近くて怖い。歩道を広くするか自転車専用帯を設置することで歩行者と自転車を分ける。		
190	バスや電車の運行頻度を増やして利便性を向上させて、車に頼りすぎない移動手段をつくる。	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に基づき、駅と郊外(自宅・職場等)の双方のバス路線をいかに、利便性の維持・向上を目指し、取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
191	交通の強化…国道を中心とした朝、夕の渋滞 ①立体交差の交差点の増加、国道以外の主要道の拡幅。特に厚木高校前交差点の渋滞は朝ひどく、全く動かない。厚木高校前から駅方面に行く道路を双方4車線道路化、信号ではなく車線増加で合流するようにして車を流す。 ②道路を走る車両(バス等)以外の交通網の整備…廃案されたモノレール森の里線の復活。厚木高校前から水引交差点にかけての交通渋滞がそこにモノレールを通すことで解消される。利用の分散につながる。過疎化が進んで森の里の活性化にもつながる。	市道辻戸室線及び水引小野線については、国道246号に流入する車両や本厚木駅方面に向かう車両の集中により交通混雑が発生しており、路線バスなどの利便性が著しく低下している状況であると認識しています。 このことから、本市では、警察を始め関係機関と連携しながら、水引交差点改良の検討や周辺信号現示を変更するなどの対策を講じ、一定程度の効果を確認しています。 また、更なる交通混雑の緩和に向け、市道辻戸室線の混雑発生の原因調査や発生因子を分析した上で、沿線事業所に対する情報提供や迂回路の提案など、ソフト面での対策により混雑緩和が可能であるかなどの調査研究を進めるとともに、周辺交通網も含めた広域的な視点による道路ネットワークの形成や集中する交通の分散化について効果的な手法を検討し、国や県の関係機関と連携を図りながら、道路交通環境の改善に努めていきます。 モノレールなどの設置は、現段階では想定していませんが、新たな交通システムについては、調査研究しており、引き続き、交通利便性の向上に取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
192	モノレールをつくって交通の便を改善。		
193	公共交通を充実させてほしい。例えば、市営地下鉄やバス、モノレールの環状線をつくり厚木市の観光地(東丹沢七沢温泉郷など)や荻野運動公園、緑ヶ丘や鷲尾団地、毛利台の大型住宅地、学校に行けるようにする。そうすればバスの混雑が解消されるし、駅にわざわざ行ってバスを乗り換える必要もなくなるから。		
194	多くの人に厚木市を知ってもらうように厚木市を走るモノレールや交通道路に電車をつけて欲しいです。		
195	神奈中バスのバスの上に、突起物があるところ以外にソーラーパネルを設置して、そのエネルギーも使って走るようにする。	いただきました御意見は、バス事業者と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
196	荻野など、厚木の栄えているところから離れていてアクセスが不便だから、厚木に3つ目の駅を建設してアクセスをよくする。	現段階では想定していませんが、新たな鉄道ネットワーク拡大について調査研究を実施しており、引き続き、交通利便性の向上に取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
197	電車賃、中学3年生までこども料金してほしい。	いただきました御意見については、鉄道事業者と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
198	道路をもっときれいにしてほしい。	より一層の維持管理に努めていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
199	道をきれいにしてほしい。		
200	カーブミラーがないところがあり、車が急に出てきて危ないから、事前に防ぐために設置してほしい。	御要望の場所については必要性に応じ、設置や補修をしていきますので、道路維持課(電話046-225-2320)に御相談ください。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
201	道路が凸凹しているところがあり、自転車などで通るときに危ないから、そこを平らにしてほしい。		
202	改善してほしい点は、道路整備。	道路整備については、あつぎの道づくり計画に基づき、計画的に実施していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
203	道路整備。		
7 学校生活について			
204	学校専用のクロームブックをもらいたい。	クロームブックは、全ての市立小・中学校の児童・生徒に1人1台行きわたるよう整備し、貸与しているものです。その1台に、学習を行うための様々なアプリを入れたり、適切に利用するための設定をしていますので、学校と家庭での日々の学習に役立てていただきたいと考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
205	教材をデジタル教材にしてほしい。	学習者用デジタル教科書については、現在、国の方針から紙とデジタルの併用となっています。なお、デジタル教科書は、英語及び、算数・数学(市内の5割の学校)が導入されています。 今後は、活用状況等を踏まえながら段階的に提供される予定です。また、デジタルドリル教材については、クロームブックに入っていますので、御利用ください。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
206	クロームブック関連の授業や機材の増加をしてほしい。	本市では、クロームブック等を利用した授業について、皆様の学習にとって効果的な方法を日々研究し学校にもお知らせしていますので、今後さらに利用が増加していくと考えています。 クロームブックを活用することで、学習の目的をより効果的に達成することができるよう、有効活用できる場面について研究を進めていきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
207	学校でのクロームの使用を辞めるべき、自分も周りも余計なことを使ってしまったり授業で使いやすいとは言えない。	クロームブックなどのデジタル機器を有効に活用する力は、児童・生徒の将来に向けて必要なものとなり、学校では、それらの機器を用いた学習を経験しながら、使用によるメリット・デメリットを知った上で効果的な活用方法を学んでいただきたいと考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
208	体育の授業で行う競技は、運動部の人と文化部や帰宅部の人の実力の差がはっきりと現れない競技だけにしてほしい。	体育の学習の目的は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができるよう、多様な関わり方を学ぶことです。授業で扱う内容は、「できるようになる」ことだけが目的ではなく、「できるためにどうするか」ということを仲間と話し合ったりして教え合うことを通して、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わう意識を育てることも大切な学習であると考えて設定しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
209	睡眠学習の実施。	本市では、令和6年度から市内の2校をモデル校として、睡眠が身体や脳に与える影響や、質のよい睡眠にするために必要な事など睡眠教育の研究を進めています。今後も多くの学校にその取組を伝えていきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
210	学校の先生も、校則を守ってほしい。多種多様な世界の受け入れとして髪染めや装飾のルールを弱くしてほしい。	学校の先生は、教育公務員という立場の社会人として社会の規範に則って生活することが求められます。学校のルールは、児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、学校が定めているもので、教職員、児童・生徒、保護者等が意見を交換しながら必要な見直しをしていくことが大切だと考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
211	学校の授業で発言をしたときに間違えると、先生や周りが「それは間違っている。」と完全に否定したりする環境ができてしまっているの、自分の間違いをもう少し優しく受け入れてくれる環境が欲しいです。現在、私が在学している中学校では学級委員会が「授業集中プロジェクト」という授業への意識向上を図る取り組みをしています。それだけでなく、厚木市こども・若者みらい計画で、学校の授業の仕方を変える方針を厚木市側で立てて欲しいです。	各学校では、児童・生徒主体の学習や活動の中で、伝え合いや話し合いなどの形で他者の考えを聞いたり考えたりする場面も数多く見られます。「厚木市こども・若者みらい計画」において、学校の授業の仕方を変える方針を立てることは困難ですが、このような取組が増えていくことが大切であるため、学校への働きかけを行っています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
212	部活動の時間を増やしてほしい。	活動時間については、成長期にある児童・生徒が、部活動を含めた学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、国の方針を基に、活動時間を設定しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
213	部活の時間を増やしてください。		
214	部費がたりません。部活の時間をもっと統一してください。めっちゃやってる中学校があって不平等です。	部費については、適正な運営のために各部において必要な金額を設定し徴収しています。活動の時間については、国の方針を基に、活動時間を設定していますので、各学校へ周知を図ります。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
215	緊急時の防災の体験学習「浄水の仕方や地震、火事、津波の対策など」、緊急時の医療の体験学習「心臓マッサージや止血のしかた、AEDの使い方など」、eスポーツや自然をつかった体験学習をしてください。	救急救命の体験については、市消防本部からの指導者により、全ての中学校2年生の保健の授業において、実施しているほか、小学校でも、高学年で実施することができるように、各校に紹介しています。 防災や自然の他、様々な体験学習は、特別活動や総合的な学習の時間などを中心に、児童・生徒の実態に応じて市立各小・中学校で実施しています。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
216	こどもや若者が生きやすくなるためには、私は今のままでも厚木は治安が悪いわけではないと思うので、いいとは思いますが、けれどより良くしていくためには、私はそのこどもや若者が体験できるということをもっと広げていくことが良くなるかなと思います。体験ができるというのはこどもにとってはすごく楽しいことだとは思いますが、それを知らなかったりしたらあまり広がらないので、その体験を学校行事としてやってみるとか、そういうことをしたら楽しい、もっとやりたいなどと思ってくれる人が増えて、体験の面ではいきやすくなると思いました。そうしたら、学校行くのに苦手意識を持っている子もみんなと仲良くなって、楽しく行けるようになるかなと思いました。	学校に行くことが楽しいと思うこどもを増やすために、体験活動を充実させることは有効であると考えられます。市立各小・中学校では、こどもたちの実態や身に付けさせたい力に応じ、特別活動の時間や総合的な学習の時間、各教科等の中で、効果的な体験活動を実施しています。今後も、各地域の良さなどもいかした体験活動が実施されるよう努めていきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
217	小・中学校の15時までの自宅学習はなくてもよいのではないかな。	市立各小・中学校では、通常の日課より早く学校が終わる日に、時間を設定し自宅学習を推奨している学校があります。放課後の時間の有効活用を目的としていますが、今後も、各学校の実態に合わせた取組を進めていきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
218	こどもの健康を願っているはずなのに、制服の下に長ジャージ等を履いてはいけなくて、タイツもレギンスもだめなど、受験期の生徒の体調を崩す気しかありません。膝が一番冷えるのに靴下は膝下のものでないのが意味わかりません。	服装などの学校の決まりについては、各学校が実態に応じて設定しており、教職員、児童・生徒、保護者等が意見を交換しながら必要な見直しをしていくことが大切であると考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
219	吹奏楽部での楽器を新しくしてほしい。	物品の購入については各学校において予算の範囲内で検討しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
220	部活で使う楽器を新しくしたり、部活動資金を増やしてほしい。		
221	部活外での他校との交流会。	現在、部活動以外で他校と交流する機会は、中学校文化連盟の合唱や生徒リーダー養成会(生徒会のリーダーが集う)などがあります。他にも、オンラインを活用した他校との交流も可能であると考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
222	中学生は学活が少ないので、もっと増やしてクラスでの交流を増やすと良いと思う。	学級活動は、学習指導要領に示されている年間35時間の特別活動の中で、生徒会活動や学校行事と共に実施されるものとなっています。限られた時間ではありますが、学級の時間を有効活用することで、充実した交流ができると考えています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
223	将来について考える機会をつくるために各職業で働いている人の話を聞ける場、気軽に質問できる場をつくって欲しいです。私だったらシンガーソングライターの方の話を聞いてみたいです。	市立各小・中学校においては、職場体験や職業講話などを学校の実態に応じて実施しています。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
224	厚木市は比較的こどもの数が減っているが人数が多いので保育園や幼稚園に入れる人の数が限られてしまう(自分もそうだった)から、難しいことだとは思いますが、そのような施設を増やしたり、保育士になりたいと思う人を増やせるように、小中学校での職業の魅力を伝える機会を一定のペースでつくり職業への関心を高めたいと思う。	保育士の魅力を伝える機会については、中学校の職業講話や職業体験などにおいて取り組んでいます。より多くのこどもたちに、保育士の魅力を伝え職業への関心を高められるように、機会の提供に一層努めます。 また、こども・若者が未来を切り開いていくためには、自由で多様な選択ができる環境の中で夢や希望を持ち、のびのびとチャレンジできるようにしていくことが必要です。そのためにも、様々な職業に触れる機会づくりに努めていきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
225	アンケート結果にも書いてあったように、こどものやりたいことや好きなことを応援する活動があるといいなと思っていました。また、体験学習ができる場が増えてほしいと思いました。	市立各小・中学校では、特別活動や総合的な学習の時間などを中心に様々な体験学習を実施していますので、いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、市内には、大学や企業などが企画することも向けの体験教室なども多数ありますので、是非御参加ください。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
226	学校でトルコランプづくりなど、普段できないことができる体験教室などを低額で行ってほしい。もしも高校などでやっているのなら中学校などでもやってほしい。		
227	給食が少ない。	小・中学校給食の献立作成に当たっては、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき、栄養バランスや量が保たれるよう、また、物価高騰が続く中、栄養士が献立を工夫し、おいしい給食が提供できるよう努めています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
228	給食の量を増やすべきだと思う。		
229	給食の量を増やしてほしいです。		
230	給食の量を増やしてほしい。		
231	給食量をクラスによって選択制で決められるシステムづくり。残食が減るので食品ロスに貢献できる。		
232	学校給食をもっと良くしてほしい。		
233	厚木市の給食をもっと美味しくしてほしい。		
234	学校内で作る栄養のある、おいしい給食。		
235	学校の設備を整えてください。	市立の学校施設については、小学校23校、中学校13校あり、校舎・体育館はあわせて154棟あります。その施設のうち約62%は築後40年を経過しており、屋上や外壁仕上げの劣化による雨漏りや、教室、廊下及びトイレ等の内装・設備に老朽化があることを認識しています。しかしながら、施設の建て替え、改修工事等を行うためには多額の費用が掛かりますので、古い施設や雨漏りの著しい施設を優先し、学校関係者の意見を伺いながらできる限りの改善を進めています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
236	学校の古い設備や校舎を少しでも新しいものに替えてほしい。		
237	学校の設備をより整えて、より学校に行きやすく、行きたくなるような環境をつくっていったらいいと思う。		
238	南毛利の古い校舎を新しくしてほしい。		
239	校舎をきれいにしてほしい。		
240	学校をきれいにする。		
241	綺麗な校舎にする。		
242	校舎をリフォームする。		
243	きれいな校舎。		
244	綺麗な校舎にする。		
245	校舎をきれいにしてほしい。		
246	学校のカーテンが薄くて光が通るのでもう少し分厚くしてほしいです。	本市では、学校保健安全法施行規則に基づき、学校薬剤師が年に2回夏と冬に、換気、保温、採光、照明、騒音等の環境衛生検査を実施しています。検査結果が文部科学省の定めた環境衛生基準に達していなかった場合には、学校薬剤師から学校へ環境改善の指導をします。直射日光が当たる、光が反射して電子黒板やタブレット端末が見づらいなど学校生活に支障が生じている場合は、担任の先生に相談をお願いします。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
247	カーテンを分厚くしてほしい。		
248	体育館が狭い。	学校の敷地において、体育館の面積を広くすると、校舎や運動場が狭くなります。そのため、現状の体育館面積の中での御活用をお願いしています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
249	校庭をゴム製にする。	校庭につきましては、改修に多額の費用が必要なことから、水はけが悪く降雨の後に復旧するまでに時間がかかる、小石が露出しているなど、授業や部活動に支障が生じる学校を優先に1年に1校程度、工事を行っています。御提案の校庭のゴム化ですが、ゴムチップによる舗装は衝撃を吸収しやすいなどのメリットがありますが、改修工事費用が従来のクレイ舗装に比べ4～5倍程度になり、凍結や日差しによる劣化を防ぐためのメンテナンス費用についても高額になることから導入は困難なため、現状での御理解をお願いします。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
250	校庭をゴム製にする。		
251	校庭をゴム製にしてほしい。		
252	校庭をゴム製の床にする。		
253	フェンスをちゃんとつける。	学校施設につきましては、学校からの要望等に基づき、緊急度や危険性を考慮し、優先順位をつけて対応しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
254	フェンスをつけてほしい。		
255	フェンスをしっかり付ける。		
256	学校の冬のプールを有効活用させる。毎年汚くなってしまっているだけなら、水力発電とかをしたほうがいい。発電した電気を他の市に売る。売上額をこどものこと、厚木市をより良くするために使えばよいと思う。	水力発電はダムなどの高い所に貯めた水を低い所に落とすことや、波などの横に動く力を利用して水車を廻し、更に水車につながっている発電機を回転させることにより電気を生み出します。小・中学校のプールは平地に設置されている所が多く、また、波を発生させるためにも電力が必要なため、現在の施設では水力発電をすることは困難です。 なお、プールにつきましては、震災や大規模火災のときに水を利用する消防水利としての役割もあり、水を貯めておく必要があります。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
257	エアコンを全学校の体育館につけてほしい。	体育館冷暖房設備につきましては、令和6年度から3年間で全市立小・中学校に設置予定です。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
258	エアコンを体育館に付ける。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
259	体育館にエアコンをつける。		
260	夏や冬、暑かったり寒かったりして、体育が中止になったり、集中出来なかったりするので体育館にエアコンをつけて欲しいです。私は体育が大好きです。なので潰れて欲しくないです。それに私含む周りの人が体育で熱中症になったりしているの、保健室に行く人が増えています。熱中症を減らすため、体育を中止にしないためにも体育館にエアコンはつけた方がいいと思います。よろしくお願いします。		
261	先生方を休ませてください。私の大好きな先生がいつも私たちのために自分を犠牲にしてまで働いています。卒業文集の時、先生からパソコンで返信が来たのが夜の2時とかで大丈夫かな?と不安に思いました。他にも授業以外にも、 ・トラブルの対処、テストの丸つけ、採点、朝早く行って挨拶、書類の作成などなどたくさんの仕事があるのにそれに対する休みが少ないと思います。でも今は教科担任制なので少しは楽になるとは思いますが、アメリカなどの学校では採点などは業者がやっているらしいです。それかパソコンテストにして、採点を無くしてみるとか、沢山の改善できる所があると思うのでよろしくお願いします。	先生が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保することが最大の教育環境の改善につながると考え、先生の業務負担軽減を目指した働き方改革を進めています。この改革の一環として、業務の効率化や外部支援の活用を進めるための方針やアクションプランを策定し、先生をサポートするための人材の配置や業務負担を軽減するためのICTの導入などに取り組んでいます。 今後も、先生が子どもたちとの時間をより充実させることができるよう取り組んでいきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
262	麻雀のルールブックを増やして。	市立各小・中学校には、クラブや部活動等で必要なものを購入するための活動費を配当しており、活動に必要なものについては、各学校で決定しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
263	麻雀台を学校に置いてほしい。		
264	学区の見直しをして、改善してほしい。	市立小・中学校の通学区域(学区)について、小・中学校における望ましい学級数(適正な規模)や望ましい通学距離・時間(適正な配置)の範囲等を定め、その範囲を上回ったり、下回ったりした場合、学区の変更等を検討することなどを「市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」で定めています。 今後も、方針の内容に基づき、必要に応じて学区の見直しなどを検討していきます。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
265	通学のバスがほしい。	通学方法については、児童・生徒の安全を最優先に考え、市立小・中学校では徒歩通学を基本としています。現状の通学区域を踏まえると、一定の距離や時間に収まる範囲で通学が可能ことや、自転車通学では、児童・生徒が事故に巻き込まれたり、加害者となったりするリスクがあるため、安全面から導入は難しいと判断しています。また、現状の通学区域を踏まえると、一定の距離や時間に収まる範囲で通学が可能であることから、スクールバスの導入を行う予定はありません。 なお、個別の事情等で公共交通等を利用する必要がある場合は、通学している学校に御相談をお願いします。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
266	自転車で登下校したい。		
267	学校図書館に各国の教科書的な本をおいてほしい。	図書は、「厚木市立学校図書館図書選定基準」を踏まえ、校長の責任の下に、司書教諭及び図書担当教諭が中心となり選定しています。 【44ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-1】	
268	学校図書館にもっといろいろな種類の本を入れてほしい。		
269	改善してほしい点は、図書室の充実。		
8 居場所等について			
270	厚木市に、児童の居場所をつくるのは今の時代にとってはとてもいいと思います。	学習支援や食事の提供など、明確な目的のある居場所や、気軽に訪れて好きなことをしたり、静かに過ごしたりできる居場所など、多様な居場所づくりを推進するとともに、児童館や公民館、図書館などの施設を、より良い居場所となるよう取り組みます。 また、中央図書館については、市役所庁舎やプラネタリウムなどの機能を有する(仮称)未来館との複合施設として、令和9年度中の供用開始を目指し整備を進めています。複合施設には、中高生を中心とした10代の青少年の専用スペースを整備するなど、多くの子どもたちにとって、安心して過ごすことができる居場所となるよう努めていきます。 アミューあつぎ5階のサロンスペース及び6階のオープンラウンジは、個人学習や皆様が教え合いながら学習できるなど、どなたでも御利用いただけるスペースとなっています。なお、貸室の入室待ちや待ち合わせ等でも御利用いただける場所となっており、特に個人学習に限定したスペースではありませんので、譲り合いながら御利用ください。 また、現在の中央図書館は、3階にある視聴覚ホールについて、使用していない時間帯は自習室として開放していますが、利用者ニーズを踏まえ会話やグループ学習は制限しています。 なお、新たな図書館では、中高生を中心とした10代の青少年の専用スペースの設置やグループで座れるテーブル席を充実するほか、館内における会話のルールを見直すなど、グループで学習できる環境を整えていきます。 【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】	
271	勉強に集中ができる場所、落ちつくことができる場所がほしい。		
272	お友達と楽しく勉強できる場所があるといいなと思っています。		
273	駅前に保育園や幼稚園などをつくらせたり、アミュー厚木の展示会のようなものを毎月開催するなど子どもがのびのびできる、自分が得意なことを発表できるような場所がほしい。		
274	気軽に勉強ができるスペースがほしい。少し遠いところが多い。		
275	学習に集中できるようなスペース(自習室)などを駅前につくってほしいです。(無料で利用できて誰もが利用できる場所。)		
276	図書館や自習室を増やしてほしいです。		
277	もっとみんなで遊べる場所を増やしてほしい。もっと静かな場所を増やしてほしい。		
278	勉強するための静かなスペースのある施設がほしい(増やしてほしい)。		
279	静かに勉強できる施設。		
280	遊ぶ場所を増やしてほしいです。		
281	子どもが遊べる場所を増やす。		
282	みんなが遊べる遊び場が欲しい。		
283	厚木に癒やされる場所を増やしストレスを緩和。		

No.	御意見等	市の考え方	反映	
284	こどものためにいろいろなことをしてくれているんだなと思いました。もう少し、屋内の施設がほしい。			
285	たくさんのこどもたちが遊べる遊び場をもっとほしい。			
286	こどもが学べる施設やイベントを増やす。			
287	遊べる場所がほしい。			
288	いろんな施設などを増設してほしい。			
289	静かな場所が欲しい。			
290	勉強や部活から離れ、趣味や好きなことに没頭する機会を提供する施設をつくる。			
291	遊べる場所がない。			
292	過ごしやすい環境を作つくる。			
293	こどもの楽しく自分を出せるところや心や体が成長できるところを増やしたほうが良いと思いました。			
294	喋りながらでもいい自習できるところをつくって欲しい。			
295	私達が教え合いながら勉強できるスペースがあると嬉しいです。アミューの5階は4人席なのに全テーブルに一人ずつが座っていることが殆どであり使うことができないので、仕組みを変えてほしいです。6階もほとんど埋まっているし、図書館は静かなので教え合いができません。			
296	勉強できるところがどこにあるのか分かるようにしてほしい。		御意見を踏まえ、市ホームページで、情報提供を図っていきます。 【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】	
297	今は、昔より放課後児童クラブに入る人が多く、昔よりこどもを持つ親は、子育て等が大変だと述べているため、自分としては、こどもが安心して楽しめるような場所を増やしていくと思います。そのためには、土地や金などの様々な問題に直面するでしょう。自分としては農作放棄地や税金、国家予算等を使用するのがいいのではと思います。農作放棄地などを工夫すれば、もとは畑のため、耕せば、農作物が作れ、こどもの教育に良いと思います。だいぶん話がそれたけど自分はこのようなことを提案します。		農作放棄地を活用して農業体験を行うことは、多様な遊び・体験ができる機会や場の創出や居場所づくりにもつながると考えます。農業関係団体と連携し、こどもや保護者を対象として実施する、食と農の理解を深める体験活動を推進していきます。 【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】	
298	駅近くにこどものための施設をつくってほしい(児童館など)。	児童館については、1学校区に1児童館を目安に配置しており、市ではそれを上回る38児童館が設置されています。今後、厚木市公共施設最適化基本計画に基づき、公共施設の複合化などの適正配置を図っていきます。 また、令和9年度に建設予定の市役所新庁舎には、子ども科学館の機能を有した「図書館・(仮称)未来館」が新たに設置される予定ですので、是非御利用ください。 【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】		
299	児童館などの規模を超える大きな規模で自由にいろいろな個性を持つ人が集まれる場所。			
300	例えば、児童館について、皆で盛り上げられる所、少人数で静かに活動出来る所をつくってどんな人でも自由に過ごせる空間をつくる。相談所をつくる。住んでる地域の近くの児童館に行くだけで、遊ぶだけでなく、気軽に訪れられるのではないか。	児童館は、0歳から18歳までの児童・生徒が自由に遊べる場所になっています。また、未就学児とその保護者を対象に、移動子育てサロンを実施し、こども同士の交流や保護者の相談を受けています。 こども食堂については、食事提供、孤食解消、食育・学習支援、地域のコミュニティ形成などを目的に、こどもたちの居場所づくりと地域とのつながりの場づくりを実施する団体に対して、補助金を交付し支援をしています。 今後も、既存の団体については、ニーズに合った支援を実施することにより安定的な運営を支援するとともに、新たな活動団体の増加に努め、こども食堂の活動を推進していきます。		
301	こども食堂や児童館を利用して、交流の場や話を聞いてくれる場所を増やす。	いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【45ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-2】		
302	こども食堂を増やす。こどもの気持ちを聞く場所、様々な人が交流できる場所、イベントを増やす。			

No.	御意見等	市の考え方	反映
9 不登校・教育相談等について			
303	確かに不登校のこどもの支援というのいいとは思いますが、結局のところ周りの人の目につかないところで嫌がらせを受けたり、見た感じでは元気な人も悩みを抱えているのであって体制を整えたところで人に相談できない悩みを抱えている人のほうが多いと学校生活をしていて感じる人が多い気がする。そのため、何かしらの具体的な計画案を立案してくれるとそれに賛同できる人も増えてくるのではないかと思います。	各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成しており、児童・生徒にも周知できるよう、努めていきます。 また、中学校の生徒会活動では、「いじめ防止の取組」を行っている学校もあります。 【46ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－4】	
304	不登校が多いと思うから簡単に相談できる場所を増やしたほうがいいと思った。	青少年教育相談センターにおいて、心理相談員等による来所相談や電話相談、メールでの相談を受け付けており、児童・生徒や保護者のニーズに応じた支援を行っています。 また全市立小・中学校にスクールカウンセラーやこころスマイル支援員を配置し、児童・生徒が気軽に相談できる環境を整えています。	
305	こどもたちが安心して大人に相談ができる場所。	なお、こども家庭センターにおいては、こどもでも気軽に相談ができるよう相談ダイヤル(046-221-0181)を設けているほか、こども家庭センターに来て相談することが難しい場合は、訪問相談も行っていますので、引き続き、周知に努めていきます。	
306	悩みを話せる機会をつくってほしい。	【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
307	お互いの抱えている悩みを相談できる場所。(悩みの種類ごとに場所をかえる。)		
308	相談所増やす。		
309	友達に、連絡がつかず、何が起きているかわからないが、何度説得しても効かないのかもしれないが、学校に来ない友達があり、何をしても本当に意味がないくらい効かないので、そういう人たちが学校に行きたくるような、もしくは行きやすくする取り組みをしてほしい。	どの児童・生徒も学校に行きたくるような取組は、大切なことだと考えています。市立小・中学校においては、学校に足が向かない児童・生徒の校内の居場所づくりを行うために、各学校の状況に合わせて、校内教育支援センターを設置しています。 校内教育支援センターは、校内の別室等の個別支援の場を活用し、学校に足が向かない、または教室に居づらい児童・生徒が、安心して過ごせるような居場所をつくり、自分のペースで活動したり学習したりできるよう、社会的自立に向けた支援に取り組んでいます。 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
310	いじめなどいろいろな理由で、学校に行けないけど勉強はしたいという生徒に対して、オンライン授業にしたり、家で自習したりして「提出物を出せばいい」という形で休みの日のカウントにしないようにするなどの対応はあるのでしょうか？	不登校児童・生徒については、文部科学省が定めている出席扱い等の要件を満たした上で、自宅においてICT等を活用した学習活動(オンライン授業等)を行った場合、学校が指導要録上出席扱いとすることができます。 また、本市においては、様々な理由で登校することが難しい児童・生徒を対象に、小集団での学習や活動を通して、基本的な生活習慣や人間関係の改善と社会的自立を目指した「教育支援教室」を運営しています。「教育支援教室」は、「なかま教室」と「なかまルーム」の2つの教室があり、不登校児童・生徒に合わせた環境で支援を受けることができます。学校外での学びについては、一定の条件を満たす場合、学校が指導要録上出席扱いとすることができ、不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう配慮しています。 ICT等を活用した学習活動や教育支援教室については、学校に相談をお願いします。 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
311	いじめの話からやられている側のサポートもそうだけど、繰り返すことのないようにする側のカウンセリングも大切だと思う。また、いじめの有無について聞く機会を増やしたほうが良いと思う。そこで紙面では落としきりしてしまい秘匿性が守られないこともあるのでChromeの機能で尋ねるのが良いと思う。	市立小・中学校では、学校の状況に合わせて、こころの教室などに相談箱を設置し、こどもがいじめなどの相談をできるように工夫しています。 また、いじめや虐待についての相談ができるような生活アンケートを、1人1台端末を活用して行っている学校もあります。 今後は、1人1台端末を活用し、児童・生徒の心身の状況把握やSOSの早期把握ができるよう、「厚木市版教育相談アンケートフォーム(こころの健康観察～今日のキモチ～)」を全小・中学校に周知を図っていきます。 【46ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－4】	
312	こどもへの支援が多くて住みやすい街だと思う。けどこどものいじめ問題に対する解決策が電話での相談など少なくいじめへの意識が少し低いと思ったから、学校で先生しか確認できない相談箱などを設置して、いじめやいじめが原因となる自殺が減るようにしていくとより良くなると思う。		
313	改善してほしい点は、いじめや虐待についての相談をクロームブックでも出来るようにすること。		
314	こどもや、未来がたくさんある人たちに対して、様々な面から見てもらったり、支援をすることは、とてもいいことだと思いました。不登校は誰にでもおこるもの、たしかにそうです。しかし、書いてあった通り、学習のサポートだけでは足りないと思います。もちろん、学習面以外でのサポートも現在行っていたり、さらに強化して下さることと思います。ですが、いくらたくさんいじめや、心のサポート支援のセンターや機関をつくったとしても、話さない子は話さないです。そのため、まわりの大人が協力するのではなく(最低限は必要だと思いますが)なるべく早い段階で誰かに相談することへの不安を与えない、もしくは解消させるような教育・関係を作ってほしいです。意見にはならないかもしれませんが、一つの考えとしてほしいです。	こどもたちが相談したいときに安心して誰かに相談できる体制づくりは、大切なことだと考えています。 各学校では、担任や学年の先生だけでなく、教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーへの相談、アンケート調査、個人面談、1人1台端末を活用した相談等、学校状況に応じていろいろな相談の方法を取り入れながら、こどもたちの相談を受けています。また、「周囲に相談できない」、「声を上げられない」こどもを含め、全てのこどもから、気になる様子や困っていることなどを早期に把握し、早い段階から適切な支援につなぐことができるように、保健や道徳の授業等で「SOSの出し方教育」を行っています。 今後も、こどもたちが安心して相談できる環境づくりを進め、信頼関係づくりに努めていきます。 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
315	今のままでも子どもが相談しやすい場所はあるけど、気軽に相談できるわけじゃないから、学校にカウンセラーの人を増やすなどしたほうがいいと思う。	児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる存在として、スクールカウンセラーの他に、こころスマイル支援員を配置しています。配置回数を増やし、児童・生徒がより相談しやすい環境を整えています。 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
316	神奈川県にもっと精神ケアの施設を増やせば不登校や病んでいる人を救えると思います。	神奈川県にも精神ケアをする相談機関はありますが、相談場所が本市から離れてしまうこともあり、対面での相談が難しくなってしまうケースもあります。本市の相談機関である青少年教育相談センターに相談していただければ、心理相談員等が対面での来所相談や電話による相談が可能です。(こどものための教育相談 電話 046-221-8080) 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
317	こどもの不安と思っていることなどを相談できる場所を青少年教育相談センターや学校だけでなくこどもの居場所となっている、こどもが気楽に行くことができる児童館や公民館でも相談ができるようにすると、いじめでの自殺などを少しでも減らすことができると思う。	現在、不登校の児童・生徒に対し、教育支援教室のスタッフが公民館において、「出前なかまルーム」を実施しています。制作活動やレクリエーション、相談等、状態に応じた支援・指導を行うことを通して、人と関わることの楽しさや学ぶ喜びを味わわせる機会を設けています。 また、こども家庭センターにおいて、こどもでも気軽に相談ができるよう相談ダイヤルを設けているほか、こども家庭センターに来て相談することが難しい場合は、訪問相談も行っています。 なお、安心して子育てや育ちができるよう個々の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供し、子育ての負担感の緩和等を図ることを目的に、子育て支援センター「もみじの手」や、1か月に1回、児童館等35か所を巡回して相談を受ける「移動子育てサロン」を実施しています。今後、地域において、妊産婦及びこどもを対象に、身近で気兼ねなく相談できる相談支援体制の整備に向け、調査、検討していきます。 【47ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－5】	
318	登校班の役員にいじめられていて、学校の先生に相談したけれど解決にならなかった。学校は地域の問題だからと言っていただけ、学校にもちゃんと対応してほしい。大人からのいじめにも対応してほしい。	いじめは許されない行為であり、市もいじめ防止対策推進法に基づきいじめの未然防止に努めるとともに、いじめの相談から解消まで、市全体で連携して取り組んでいます。 教育委員会(学校)、無料法律相談、こども関連窓口などにおいていじめの相談を受けていますが、「子どものための教育相談」(TEL046-221-8080)や「ネットいじめ・子ども専用ダイヤル」(TEL046-223-6693)などの電話での相談、メールによる相談などもあります。 こども・若者みらい計画においても、いじめ防止対策の強化を個別施策に掲げ、関係機関の連携によるいじめ防止対策に取り組むこととしています。 この計画が目指す「こどもまんなか社会」では、いじめで悩むこどもや若者が周りの人にその悩みを相談しやすい体制を構築して、いろいろな人が連携していじめ問題の早期解決を図ることができる必要があります。 御意見の内容は、個別の案件でもありますので、まずはこども育成課へ相談をお願いします。 【46ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)－4】	
10 イベント、地域活動、文化、生涯学習等について			
319	鮎まつりをもっと楽しくしてほしい。	花火大会やダンスイベント、鮎つかみどりなどの催し物等を実施していますが、今後も皆様により楽しんでいただけるお祭りになるように、実行委員会等と内容を検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
320	鮎まつりの観覧場所を増やしてほしい。今のままだと見れずに歩くだけ。	御来場いただく皆様に安心・安全に御観覧いただけるように、警察や消防などの関係機関と協議し、観覧場所を決定しています。今後も、観覧場所を増やすなど、御来場いただく皆様に、鮎まつりを更に楽しんでいただけるように実行委員会等と検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
321	厚木市でもっと大きなイベントがほしい。	大きなイベントを開催することは、本市の魅力をPRできる良い機会だと考えています。現在県内最大級の祭りである鮎まつりを始めとした様々なイベントを開催しておりますので、引き続き市民の皆様にもお楽しみいただけるように実行委員会等と検討していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
322	近所の人との関わりがだいぶ少なくなってきたと思うので、月一程度で地域のイベント、交流会的なものを実施する。関わりを増やすことで、挨拶が増え、活性化にもつながると思います。	公民館では、人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進するため、学級・講座、文化振興事業、公民館まつり事業等の各種事業を1年を通して実施しています。今後も引き続き、多くの市民の皆様に参加いただけるよう、必要な事業を実施します。 【53ページ 第4章 基本施策4 重点施策(3)】	
323	厚木でのイベントなど交流できるようなイベントを増やすなどする(地域とか)。		
324	教育に関わる費用を増やして、こどもが主体となるような地域のイベントを増やしてほしいです。		
325	こどもも市のボランティア活動に積極的に参加することが大切だと思った。	本市では市民協働によるまちづくりを推進しており、中学生以上の学生を対象とした夏休みボランティア体験などを実施しています。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
326	年齢や国籍関係なく関わりが持てる機会をつくる。	本市では、国籍などの異なる人々が気軽に集い、お互いの文化を理解し合える場所を提供する多文化交流イベントなどを開催しています。 【36ページ 第4章 基本施策1 重点施策(3)】	
327	厚木の歴史について触れる体験をする案がとても良いと思いました。	今後も、様々な歴史や文化に触れ、理解を深めることによって、郷土に対する愛情を育めるような体験の機会を提供できるよう、取り組んでいきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】	
328	こどもと外国との距離を縮める機会をたくさん増やして、もっと豊かな生活にしたいなと思いました。	海外友好都市等からの来厚者があった際には、市内の家庭にホームステイをしたり、市内の学校に訪問したりするなど、多くの市民の方が交流できるような内容を研究していきます。 【36ページ 第4章 基本施策1 重点施策(3)】	

No.	御意見等	市の考え方	反映	
329	例えば、海外との交流「友好都市」、アメリカ、大韓民国、中華人民共和国の都市とのイベントを開催する(お互いの都市の名産品を販売etc...)。厚木市だけでなく、他の地域からの観光客を増やすため。	海外友好都市等との交流の一つとして、各都市の名産品の販売をすることは、市民だけでなく、関連都市からの観光客を増やす一助になると考えますので、引き続き取り組んでいきます。 【36ページ 第4章 基本施策1 重点施策(3)】		
330	田んぼアートをする。	田んぼアートの実施について相談があった場合は、農業者や農業関係団体等と連携し、対応していきます。 【35ページ 第4章 基本施策1 重点施策(2)】		
11 生活・環境について				
331	もっと地域清掃を活性化させるべきだと思う。こどもまんなか社会良いと思いました。	本市では、快適な生活環境を確保するために自治会や各種ボランティア団体が自主的に実施する地域美化清掃活動に対して、ごみ袋の無料配布や美化清掃後のごみの処理を行い、環境美化意識の啓発及び環境美化の維持に努めています。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		
332	登下校途中、よくゴミが落ちていたり、吐瀉物や生ゴミなどが放置されていることがあって、とても不快です。なので、ゴミを回収してくれるボランティアを募集するべきだと思います。			
333	ゴミが多い。			
334	ポイ捨てを片付ける人を配置する。			
335	市をきれいにしてほしい(ポイ捨てを拾う仕事をつくる)。			
336	ゴミのポイ捨てがあるからゴミ箱を設置してほしいです。		ゴミ箱の設置やゴミ捨て場の管理については、各施設管理者に適切に対応していただくよう、今後も指導していきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
337	ゴミ箱を駅周辺にもっと設置し、まずは駅周辺からきれいにしていくことが大切だと思う。			
338	厚木市はポイ捨てが多いと考えられるので、特に多い本厚木駅やその周辺に分別用ゴミ箱を設置する。			
339	治安が悪いのはゴミのポイ捨てがあるのもあると思うから、見た目だけでもきれいになるようにゴミ箱を増やす。			
340	カラスがゴミ捨て場を散らかしているところをどうにかしてほしいです。			
341	駅周辺にたばこのすいがらが多いため、たばこを値上げしてほしい。			
342	ゴミ捨て場を整備する(カラス、鳩がたいています)。			
343	ゴミ捨て場にカラスよけのカカシを置く。			
344	最近喫煙所が減ってるから、煙草のポイ捨てが多いと思うので、タバコを吸う人は増えるが喫煙所を増やせば、ポイ捨てが減って治安良くなると思う。あとチルハビットなどのニコチンゼロの持ち運びシーシャなどをみんなに吸うように呼びかける。			本市では、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成22年4月1日から本厚木・愛甲石田両駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に定め、路上喫煙やポイ捨てを防止する対策を進めています。路上喫煙禁止区域内では本厚木駅南口、厚木サンパーク内(厚木バスセンター2階)、愛甲石田駅北口広場に指定喫煙所を設置しています。 また、たばこの吸い殻を含めたごみのポイ捨てについては、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」の中で、ポイ捨てを禁止しています。ポイ捨てには罰則が適用されることを周知するため、看板の配布や、厚木市環境保全指導員による路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン等を行っています。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】
345	タバコの値上げ、路上でタバコを吸わないでほしい(喫煙所をつくってほしい)。			
346	ゴミのポイ捨てが多いため、それが刑罰などもしっかりある犯罪だということをもっと浸透させる(張り紙等)。			
347	犬を飼っている人のマナーをちゃんとしてほしい。	本市では、広報活動等を通じて動物の適正飼養について普及啓発を図っています。なお、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、引き続き飼い主のマナー向上に向けて普及啓発に努めます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		
348	騒音やマナーが守れていない方がいるのである程度は対策を取ってほしいです。	生活騒音には法的規制はありませんが、生活していく上で避けられない音、自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が、他の人にとっては不快な音、うるさい音として受けとられることがあります。この点を各個人が認識し、生活騒音問題を生じさせないために、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図っていただけるよう配慮していきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		
349	空き地・空き家をリフォームして新しい家にする。	本市の空き家対策については、「厚木市空き家等対策計画」を策定し、計画に基づいて「空き家化の予防」、「管理不全な空き家の解消」、「空き家の活用の促進」の3つの柱を中心に、施策を進めています。 空き家については、所有する方の財産であり、売却を考えている方や、そのまま所有し将来的に所有者や親族が利用することを希望されている方など、空き家の活用方法については、それぞれの考えがあります。いただきました御意見は、今後の参考とさせていただきます。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		
350	登校中に市が管理している場所の雑草が市に報告しないと処理してくれないので定期的にしてほしい。	市有地については、今後も、各管理担当部署において適切に管理するよう努めていきます。なお、お気づきの点がありましたら、速やかに対応しますので、お手数ですが御連絡ください。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】		

No.	御意見等	市の考え方	反映
351	住民税を減らした方がいい。	個人市民税は、本市の市税収入の約35%を構成している税金です。この税率は地方税法等に基づいて、原則的に全国一律に定められており、厚木市の税率のみを引き下げることが難しいと考えております。 また、市税は、病院、道路、教育、観光、消防、農業等の行政サービスに使われています。色々な分野の行政サービスを適切に行うことで、市民ニーズにお応えしていきます。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
352	ふるさと納税に夢未市の美味しい野菜を追加したらどうですか。	現在は、厚木産はるみ米をふるさと納税の返礼品として登録しています。 今後も、厚木の美味しい農産物の魅力を全国に発信できるよう、取り組んでいきます。 【37ページ 第4章 基本施策1 重点施策(4)】	
353	災害に対する取り組みを強化してほしい。	現在、本市では災害に強いまちの実現に向けて、災害に備えたインフラ整備やハザードマップの作成・普及など防災・減災対策の取組を推進しています。 近年の激甚化、頻発化する災害に対しては、早期の避難と初動対応が重要であることから、今後につきましても、市民の皆様へ自助、共助の重要性について継続して周知を図るとともに、的確な初動対応ができるよう、地域の防災リーダーの育成や自主防災隊を中心とした災害対応力の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進してまいります。 【41ページ 第4章 基本施策1 重点施策(8)】	
354	水力発電を利用する(川の水などを利用し水力発電化する。)	水力発電は、水の流れを利用した発電であり、多くの水量と流れる勢いが必要です。その両方を確保するためには、川の上流の高低差が大きい場所で安定した水量のあることが必要です。また、川の水は農業や漁業を始めとして多くの方が利用しているため、利用者の迷惑にならないようにして、了承を得なければなりません。このような、水力発電の費用対効果を検討する必要があると考えます。 【46ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-3】	
355	改善してほしい点、若者への選挙投票の呼びかけ。	現在、若者への選挙投票の呼びかけについては、SNSを使った情報発信や18歳の誕生日を迎える方へのバースデーカードの郵送を行っています。また、実際に選挙が行われるときには、投票所入場券を郵送して、御家庭の有権者の皆様全員に、いつが投票日で、どこで投票できるのかなどをお知らせしています。選挙が日常的で重要なものと感じていただけるよう、今後は、学校での体験や親子連れでの投票参加などの話題づくりなど工夫をしていきます。 【46ページ 第4章 基本施策2 重点施策(2)-3】	
12 子育て等について			
356	もっと、子育ての補助金を増やしたほうがいいと思う。	今後も、医療費の助成を始め、幼児教育・保育の無償化や、高等学校の修学支援など、乳幼児期から高校生まで切れ目のない経済的負担の軽減に取り組めます。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
357	高校生の授業費などを負担してほしい。		
358	神奈川県内の私立、公立どちらの高校でも高校費を負担してほしい。		
359	厚木市は子育て中の親などにとって住みやすい街であるというイメージがあり、とても素晴らしいと思います。教育体制について、この頃では高校の学費を無償化する動きもありつつあります。厚木市でも高校の学費の無償化が実現できたら、より子育てのしやすい、若者の活気で溢れた街になると思います。		
360	子育て支援をもっとしたほうがいいと思った。		
361	塾を安くする。		
362	習い事を安くして、積極的にやらせる。		
363	塾のお金を安くする。		
364	「小学生以下無料」というのを中学生まで引き上げてほしいです。中学1年生と小学6年生はあまり変わらないと思うし、急に大人と同じような扱いという感じになってしまうと親への料金の負担もあると思うからやってほしいです。生活が苦しくならないようにするためにも、引き上げを検討してほしいと思います。		
365	サービスをより充実させることで地域の活性化につながるのではないかと思います。		
366	厚木市の人口を増やすためには税金を増やしたり、生活を充実させる福祉をつくればいいと思う。		
367	人口減少を防ぐために子どもを生んだら、子育てに使えるプレゼントや今後の生活の負担が減るためのサポートをするシステムをつくる。		
368	クロームブックの配布や18歳まで医療費無料化などの取り組みなど、過去に実現したものを継続しつつ、新しい取り組みも実現できるように頑張っていたら幸いです。		
369	中学校を完全に無料にする。		
370	小・中学校をすべて無償化にする。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
371	父親の育休取得率が数年前と比べて大きく増えていることは良いことだと思ったので、今後育休所得率がさらに上がっていくように支援制度等を充実させてほしいと思う。	夫婦が互いに協力しながら子育てをし、それを職場が応援し支援できるよう、引き続き、市内の企業に対し、育児休業制度や働き方改革などの啓発に努めます。 なお、いただいた御意見を踏まえ、計画に次のとおり記載します。 【該当ページ】P53 【記載内容】「具体的な取組」に、「こどもまんなか月間(5・11月)に合わせた啓発活動の実施」、「育児休業制度や働き方改革などの啓発活動の実施」を追加します。 【53ページ 第4章 基本施策4 重点施策(3)】	○
372	父親の育児休業の取得状況の取得した割合を上げる工夫をしたほうがいい。	【53ページ 第4章 基本施策4 重点施策(3)】	○
373	最近犯罪などが増えてきているので、こどもの誰をも安心して夜まで預けられる場をつくったほうが良いと思う。	保護者の就労などで放課後に適切な保育が受けられないこどもが、安心・安全に過ごせるよう、今後も、放課後児童クラブや、夜8時まで預かるファミリーサポートセンターなどの受入れ体制を確保します。 【52ページ 第4章 基本施策4 重点施策(2)】	
374	幼稚園や学校などの子育てに関わる施設や学童などの整備。	今後も、子育て施策を推進する中で、こどもの誕生前から大人になるまでのそれぞれのライフステージに応じた必要な施設整備に努めていきます。 【43ページ 第4章 基本施策2 重点施策(1) - 2】	
375	シングルマザーやシングルファザーなどの家庭で事情を抱えている家庭に5~10万円ほどお金を支給してほしい。	ひとり親家庭の支援については、国の制度である児童扶養手当の支給のほか、本市独自事業として福祉手当の支給、家賃の助成、就学祝金を支給しています。 なお、福祉手当及び就学祝金については、所得制限を設けていないため、多くのひとり親家庭に貢献しています。 【51ページ 第4章 基本施策3 重点施策(4)】	
376	ひとり親家庭のこどもが就学できるよう、生活保護やお金の寄付などの援助。	【51ページ 第4章 基本施策3 重点施策(4)】	
377	暮らしの状況が大変苦しいと答えた保護者や、やや苦しいと答えた保護者が多いので、そのような世帯に向けた保証をさらに充実させることが少子高齢化対策などにつながってくるのではないかと思います。	児童手当制度については、令和6年10月に、対象年齢が中学生から高校生年齢までに拡大したほか、所得制限の撤廃や、第3子以降の増額、支給回数を年3回から6回になるなど制度改正されました。手当を支給することで、子育て世帯の生活の安定や次世代を担うこどもたちの健やかな成長を支援しています。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
378	家計について苦しいとの回答が多いように感じられましたが、これに関してはコロナや戦争の影響による不景気も大きく関係しているはずなので長期的に見て家計の助けになる政策を中心にしていってほしいです。	【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
379	赤ちゃんを生んだら、その家族に市から援助のために赤ちゃんの世話に必要なもの等を渡す。	現在、支給物品として紙おむつなどの日常生活用品を御自宅へお届けする事業を実施しており、小さなお子様を連れて紙おむつを買いに行くといった子育て世帯の日常生活の負担及び経済的負担の軽減を図っています。 【42ページ 第4章 基本施策2 重点施策(1) - 1】	
380	医療関係のものを全部無料にする。	子ども医療費助成制度については、令和5年10月診療分から、対象年齢を中学生から高校生年齢までに拡大し、入院・通院の自己負担分を所得制限なしで無料としており、子育て世帯の医療費にかかる経済的負担の軽減を図っています。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
381	医療関係を無料にする。	【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
382	こどもの保育施設を増やしているという書いているが、自分の姉はこどもの保育施設先を探すのに困っていたのもっと充実させてほしい。	保育施設は、市内の児童数が今後どのように増減していくかを予測し、その予測を基に施設整備を行っています。今後の本市の児童数は減少を見込んでおり、現時点で保育施設を新設する計画はありませんが、児童の受入れに当たり、保育士不足が全国的に課題となっていますので、引き続き、保育士確保等の対策を行い、多くの児童を受入れできるよう努めていきます。 【43ページ 第4章 基本施策2 重点施策(1) - 2】	
383	保育所等の待機児童数が増えていると聞いたことがあるので、受け入れられる人数を増やすなどの対策を講じるべきであると思う。	【43ページ 第4章 基本施策2 重点施策(1) - 2】	
384	育った環境でこどもは変わっていくからこどもを育てるのも大事だけど、親にも多く支援してほしい。経済面だけでなく常識とかこどもを育てるのには親がしっかりしてないといけないと思うし不安な親はおおいとおもうから、親もこどもと一緒に学べるようにしてほしい。お金で余裕がなかったり親子関係がうまく行ってなかったりしても、こどもたちがちゃんと教育や生活に向き合える環境になってほしい。こどもは親が選べるわけじゃないから、こどもに必要な結果に限りなく近づけるようになってほしい。	本市では、こどもを遊ばせながら保育士と子育ての相談ができる子育て支援センター「もみじの手」の運営や、日々の育児や家事で忙しい保護者に、子育てから離れ一息つける時間やリフレッシュできる機会を提供する「子育てリフレッシュ講座」などの事業を実施し、子育て中の保護者に対して支援をしています。 今後も、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が互いに悩みや不安を相談、共有し、情報交換ができる環境の整備に努めます。 【50ページ 第4章 基本施策3 重点施策(2)】	
385	こども食堂みたいな安くて美味しく食べられるお店が欲しい。	こども食堂については、こどもと地域とのつながりの場づくりを実施するこども食堂等の実施団体に対して、補助金を交付し支援をしています。 また、市民の皆様から食材等について寄付の申し出があった場合は、こども食堂等の各団体で構成する協議会を通じて斡旋をしています。 今後も、各団体のニーズを把握し、こども食堂の活動を一層推進していきます。 【38ページ 第4章 基本施策1 重点施策(5)】	
386	介護や育児に関しては、する人に心身ともに余裕がないことが実態です。最近ではよくヤングケアラーという言葉を目にしますが、私も最近この言葉を知ったので自分がヤングケアラーだと気がついていない人も多いのではないかと思います。ヤングケアラーに関する相談先がありますが、相談したら具体的にどのような対応をしていただけるのかなど事例も載せていただければ、その後のイメージも湧きやすそうだと考えました。	ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。また、こどもの年齢によっては、本人や家族の置かれている状況が理解できず当たり前と勘違いし、たとえ大変な負担となっていたとしても、自ら周囲へ相談することが難しい場合があります。 今後は、相談体制の強化を図るとともに、御意見のとおり、支援の内容が具体的にイメージできるよう啓発に努めていきます。 【40ページ 第4章 基本施策1 重点施策(7)】	
387	厚木市の社会福祉制度は資料を見てもかなり充実しているとわかりましたが、資料を見て初めて知った取り組みも多かったのが広報に力を入れてもっと厚木市の制度について知ってもらうことが大切だと思いました。特に会社や学校を通して発信していくと厚木市民が厚木市の制度について情報に触れる機会が増えると考えられました。	本市の社会福祉制度につきましては、「保健福祉の概要」や「福祉サービスのあれこれ」などを冊子として配布するほか、市ホームページに掲載し広く周知に努めています。今後もよりよい方法を検討していきます。 【40ページ 第4章 基本施策1 重点施策(7)】	

No.	御意見等	市の考え方	反映
388	給付金ばら撒くのは良いが全て税金です。子どもたちへツケを回さないように。	本市の様々な給付金の事業は、市民の皆様から直接お預かりした税金のほか、国や県の支出金など様々な財源を活用して実施しています。今後も、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう取り組んでいきます。 【49ページ 第4章 基本施策3 重点施策(1)】	
13 こどもの意見表明・参加・計画等について			
389	小学生や中学生が過ごしやすいようにしていく活動はとてもいいと思った。新しい取り組みを行うなら、積極的に紹介をしたりそれに関わる機会を作ってほしいと思った。	全ての子ども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見表明ができるようICT(情報通信技術)の活用など多様な手法や機会で見聞聴取を行い、意見を施策に反映できるように取り組んでいきます。 また、子ども・若者が自ら参加したり、制度、サービスを利用しやすいよう、地域や企業、個人など、全ての人が子ども・若者を応援する社会となるよう環境づくりに取り組んでいきます。 なお、本市の「子育て・教育で選ばれるまち」を目指した多くの子育てサービスについては、市のホームページやガイドブック、リーフレット、LINE、YouTube、Instagramなどの広報媒体を活用しています。今後も、広く知っていただけるよう周知に努めていきます。 【52ページ 第4章 基本施策4 重点施策(1)】	
390	意見を述べる機会が今まであまりないと思っていたので、この計画はとても良いものだったと思う。より、子どもや若い人の意見が反映される街になってほしい。		
391	子どもがいつでも意見を伝えられるようにする仕組み(意見箱の設置やこのようなアンケートを常に、気軽に回答できる仕組み)をつくらせたいと思う。		
392	子どもの意見をちゃんと聞いて本当にやりたいことをやらせてあげることが大切だと思います。		
393	それぞれの地区で、「子ども優先デー」みたいに1日だけ子どもの意見を優先してあげる日をつくらせたら厚木市の「子どもまんなか社会」の目標の達成に近づけると思った。		
394	とても良い計画だと思う。子どもたちの居場所は大切だし、みんなそれぞれ違う居場所でいいからとても良いと思う。子どもたちのことを考えて医療など充実させることもいいと思う。もっと簡単に自分たちの意見を言えるようにしたい。		
395	どうしても子どもの立場が低くなってしまっている現状を変えるいいきっかけをつくる。		
396	住民の意見を聞くためにアンケートを毎月行う。		
397	子どもがもっと言える場をつくらせたり、子ども主体のものを増やす。		
398	子どもの意見を反映しやすいように目安箱を設置する。		
399	案に対する意見ではなく、発案の方法についてだが、子どもの意見を直接取り入れる場を、このようなアンケートに加え、実際に子どもと対談してはどうだろうか。		
400	表明できるような環境にする。		
401	改善してほしい点は、意見、本音を聞くアンケートの充実性。		
402	このような計画には、私達子どもたちのより良い未来を見据えた良い考えではありますが、結局のところ、その考えにどれだけ子どもたちが協力、行動してくれるかというものであると私は考えているので、小さなことでも良いから、参加しやすいイベント(地域イベント、参加型体験)や、生活環境に徹底した活動を行ってほしいと、子どもたちも、自主的な参加数が増大し、市の活性化にもつながって行ってくれると考えています。		
403	子どもが安心して暮らすために、大人も協力していくことがいいと思う。		
404	少子高齢化が進んでいるので、もう少し厚木市も子育てする人に優しい取り組みをしたらいいんじゃないか。		
405	子どもの居場所をつくらせたり、守ることは、とても大切な取り組みだと感じました。「子どもまんなか社会」を実現するには、まず大人の理解と協力が大事だと考えます。まだ、この取り組みを知らない人も多いと思うので、みんなが分かるように工夫すると良いと思います。		
406	厚木市の良いところ(子育てがしやすいところ)などをもっと宣伝していく。		
407	子どもにとって、健やかに過ごせる環境が整うことと、いろいろな経験をすることは、とても大切なことだと思います。特に、自然、環境、文化の体験は、これからの生活に大きく関わってくると思うので、ぜひこの計画を進めてほしいです。この計画について、難しいことはわかりませんが、子どもたちにもわかるように、取り組みなどを「見える化」していただくと、子どもがわかりやすく安心して毎日を過ごせるのではないかと思います。		
408	子どもまんなか社会の実現に向けて、子育てに関する親の負担はやはり大きく、子どもを大切にしている以前にもやはり、子育て支援などの強化、社会全体で取り組んでいこうとする姿勢、を大切にしてほしい。また、子どもまんなか社会のような取り組みを社会全体でもより広く知ってもらえるように、理解してもらえようように宣伝をたくさんしてほしい。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
409	防止やサポートなど、具体的でないあまり意見や指摘が難しいと思いました。	本計画書では、こどもまんなか社会の実現に向けた基本方針や基本施策、重点施策、個別施策を位置付け、具体的な取組については事業の一部を例記しています。別途、それぞれの具体的な個別事業の取組を整理し、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用した効果的なこども・若者施策を推進することとしています。 【53ページ 第4章 基本施策4 重点施策(3)】	
410	計画の概要を見たときに思ったことは、すでにできているようなことが多いなと思った。だが、できていないようなことも少しあったので、計画を実行してほしいと思った。		
411	それぞれの人にあったサポートをすることはこどもたちの未来の道が多く開かれると思ったが、サポートと言ってもどんなサポートをするかによって取組みも変わるし人によってそれが合わないかもしれないと思った。だから具体的に記載するべきなのではないかと思った。		
412	計画自体には、とても賛同でき、素晴らしいところがある。しかしどれも抽象的な部分や全体の概要が不透明な部分、すぐの実践が現実的に考えて難しいようなものなどもあると感じた。もう少し、コンパクトでストレートなものから突き詰めてやった方が住民の賛成なども得られると感じた。		
413	こどもたちを守る法律や制度をつくってほしい。	本市では、厚木市子ども育成条例及びあつぎ子ども未来プランに基づき、子育て環境の充実や、こどもが元気で心豊かに成長するための取組を進めてきましたが、令和4年に、こどもの権利保障、こどもの意見表明・反映などを明記したこども基本法が制定され、令和5年には、こども施策の基本方針である「こども大綱」が制定されました。このことから、本市でも、こどもの権利が保障され、こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けることができるこどもまんなか社会の実現のため、こども計画である本計画をつくります。 【34ページ 第4章 基本施策1 重点施策(1)】	
414	こどもがいつでも夜中にまちを歩いても良い法律。		
415	こどもたちの発育発達を促すような取組みを増やしていくと良いと思った。多様性を尊重する社会をつくってほしい。	こどもたちの発育発達については、母子保健法で定められている健康診査において、発育発達に心配がある児童と保護者に対して必要な相談や支援を行うとともに、各種教室や講座を開催し、月齢や年齢にあった発達発育の促進を図っています。また、発達に課題がある児童や家族が暮らしやすい社会に向け、関係機関が連携し切れ目のない支援を行うとともに、市民が多様な価値観を持ち理解を深められるよう講座を開催しています。 多様性については、多様性を認め合い、性的少数者の方に対する理解を深めるための啓発活動を実施しています。また、児童福祉法の改正により児童発達支援センターに義務付けられたインクルージョンの推進により、多様性を尊重する社会を目指します。 【37ページ 第4章 基本施策1 重点施策(4)】	
416	資料を読んでみて、体験する機会を増やすような内容も含まれていたのですが、厚木市子ども議会のような場を多くの方が体験したり、やりたいことがある人だけが参加するのではなくて、市の人たちの話を聞かせてもらい、意見が出せるような機会をつくったり、議員さんたちとの話し合いに参加できると、より関心が向くかもしれないのかなと思いました。難しいかもしれないのですが、みんなが温かいような環境ができれば私も参加したいなと感じます。また回数が多くあると中学生ももしかしたら予定が合わせられるかもしれないし、それだと効率が悪いなら、市内の小中学校で合同の話し合いや交流の場を自由参加ではなく、みんなで一つの議題について話し合うなどいいのではないかと感じました。それにより、市政への関心も持てる人が多くなるし、意見を持っていても言えない人などの意見も知ることができると感じました。	本市では、市民の方や各種団体の方々と意見交換を行う「議会報告会」や、2年ごとに開催する「子ども議会」を実施しています。 いただきました御意見は、議員と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。 【52ページ 第4章 基本施策4 重点施策(1)】	
417	こどもを大切にしていっていいと思った。	御意見をいただきありがとうございました。 こども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって自分らしく幸せに暮らせる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。 【52ページ 第4章 基本施策4 重点施策(1)】	
418	こどもを過ごしやすくするために取組みを増やしてくれるはとても良いと思った。		
419	えいごきょういくにちからをいれるのはいいなとおもった。		
420	こども一人一人を大切にする取組みがされてあっていいと思った。		
421	良いと思った。		
422	特にありません。素晴らしい計画だと思います。頑張ってください。		
423	今後、少子高齢化が進んでいく中でこういう若い世代の人々が伸び伸びと過ごせるようになることで、少しでも日本の抱える問題が解決するかもしれない。		
424	子育てがしやすくいいと思った。		
425	少子高齢化に対策していいと思った。復帰しやすい環境を作ることが実現できればいいと思う。		
426	こどものことを思った未来に繋がる計画でとても良いと思いました。		
427	こどもの意見もしっかりと取り入れられていて全員が納得できるような案が多くていいと思いました。		
428	とてもわかりやすく良い取組みだと思いました。		
429	こどものことをよく考えていて、とてもいい計画だと思いました。		
430	良いと思う。		
431	少子高齢化の話をよく聞くから、こどもまんなか社会はいいと思う。		

No.	御意見等	市の考え方	反映
432	不安なこともあるけどこういう計画をしっかりと目で見れて提案や計画があるだけで少し不安が和らげられた。		
433	こどもの意見がよくあってよかった。		
434	いいと思います。		
435	こども用の資料を見ました。私としては、とても良い計画だと思います。計画の内容は共感できるものがあり、これからも続けてほしいです。		
436	こどもの気持ちや考えを大事にしながらいろいろなサポートをしているところがいいと思った。		
437	しっかり大人になれるのが大事。		
438	こどもに関係するものが多くて良かった。		
439	厚木市は暮らしやすく、いい街だと思います。		
440	今の厚木市は住みやすいから良いと思いました。		
441	厚木市はこどもに対して勉強する場や食事をできる場を提供していて、設備が整っていると思いました。		
442	資料をみて厚木にたくさんの方のことを良くしようとしているのがいいと思った。		
443	自然と街の共生があってとても暮らしやすいと感じています。公園もたくさんあって小さなこどもの遊び場があるのはこどもの成長を育むという面でとても良いと思います。厚木市の暮らしやすい、のどかな雰囲気、自然があって、安心して暮らせる、というところが私が厚木市な理由なので、これからもそんな厚木市であってほしいです。いつもありがとうございます。		
444	良いと思いました。		
445	いいね。		
446	「なるほど」と思った。		
447	いいと思った。		
448	こどもまんなか社会が良いと思った。		
449	皆さんにとっての最も良いことを行うとは具体的にどうゆうことをするのか。		

厚木市

= 概要版 =

こども・若者みらい計画

令和7（2025）年度～11（2029）年度

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



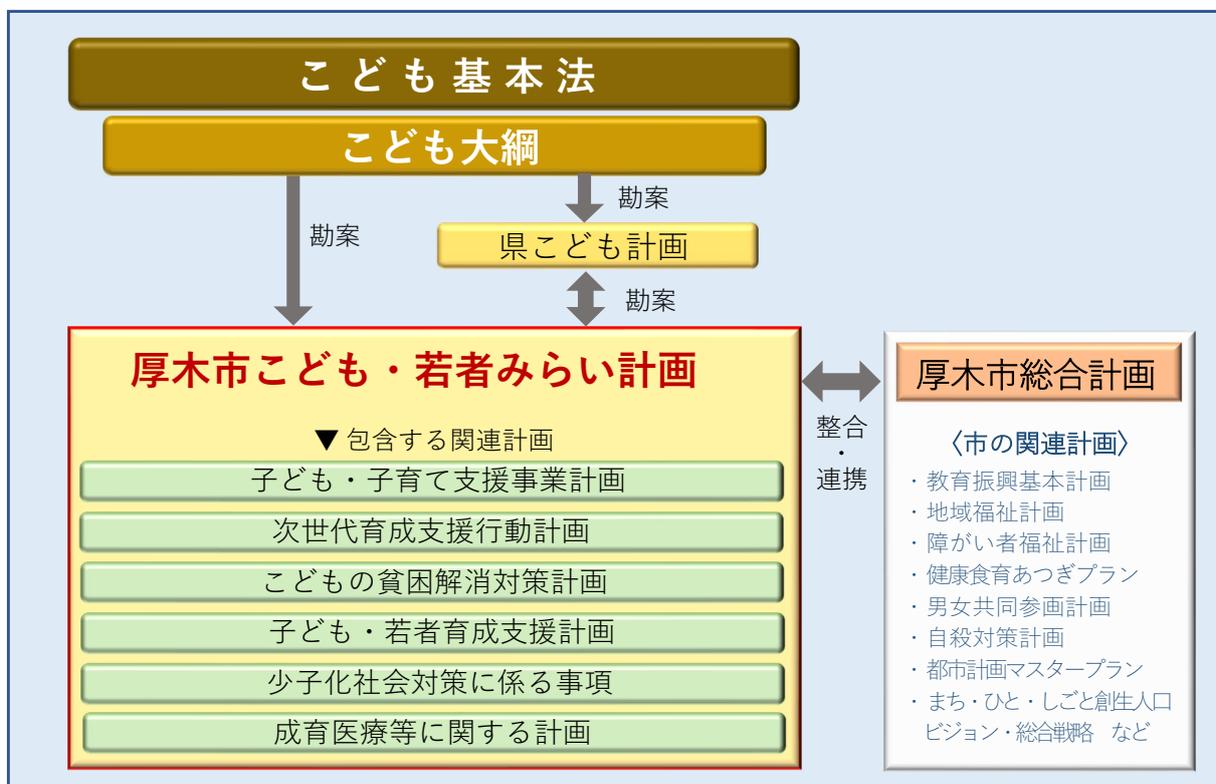
第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現に向けた施策を推進するため、厚木市こども・若者みらい計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画として、こども大綱と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市子ども育成条例の基本計画として、また、上位計画である本市総合計画を始めとする教育・福祉・保健等の関連計画と整合を図り策定しました。なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。その間、社会情勢や市民ニーズなどの変化を捉え、必要に応じて見直しを図ります。

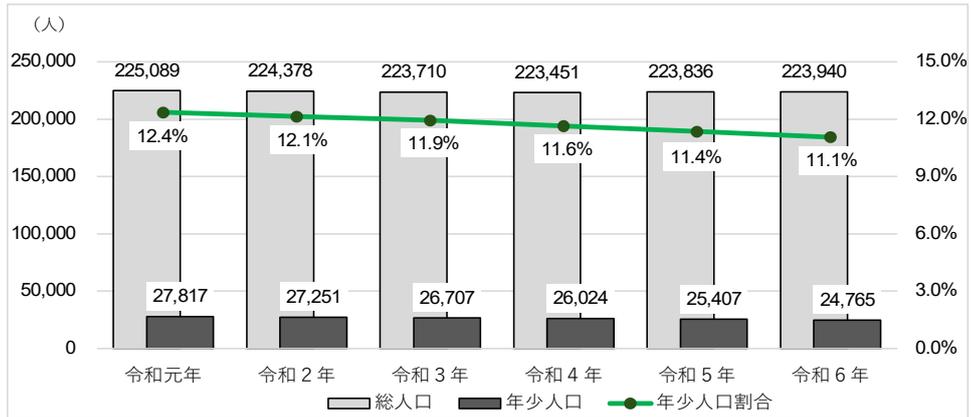


第2章 こども・若者・子育ての状況

人口や出生率、児童数などに係る各種統計を始め、独自に実施したニーズ調査やこども・若者の意向調査を通じて、こども・若者・子育ての状況について分析し、見えてきた課題と視点を整理しました。

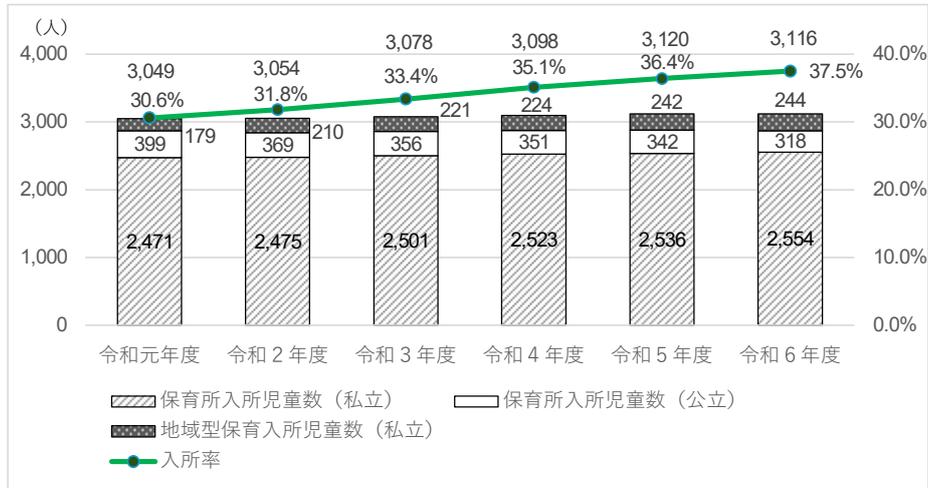
1 主な統計・調査結果

(1) 総人口と年少人口



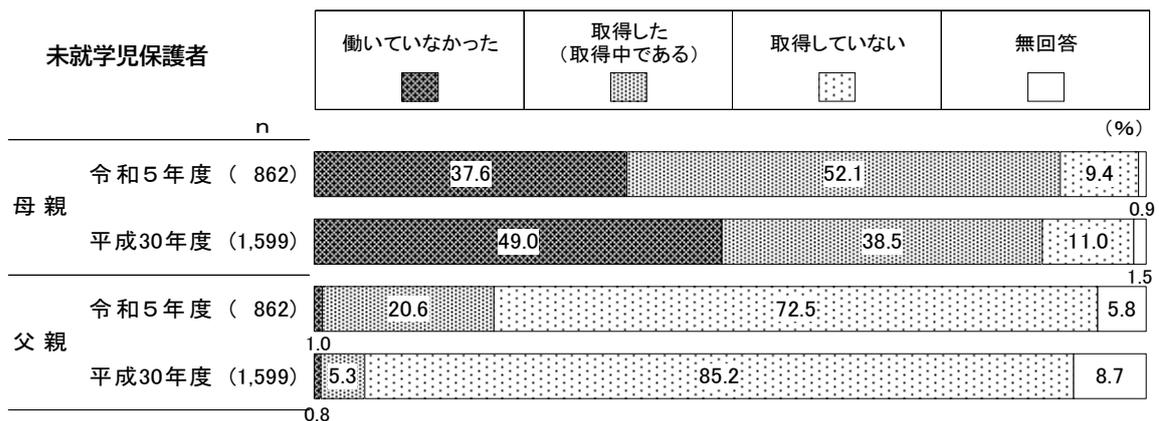
住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 保育所等の入所児童数・待機児童数



厚木市保育課資料（各年5月1日現在）

(3) 育児休業の取得状況



厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査（令和5(2023)年12月）

第2章 こども・若者・子育ての状況

2 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少でこどもの数は減少していますが、女性の就業率の上昇を背景に保育需要が増加しています。しばらくは保育施設等の確保が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

子育てと就労が両立できるよう、職場等における環境づくりが必要です。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

保育や教育など様々な分野で、多様化・複雑化する子育てニーズを的確に把握し対応することが必要です。

(4) 子育て支援事業の充実

多くの保護者から、経済的な支援と気軽に相談できる場所の整備が求められています。

(5) 特別な支援を必要とするこどもや家庭への対応

障がいや発達への心配、外国籍など、特別な支援を必要とするこどもと家庭に対し、きめ細かな支援が必要です。

(6) 規則正しい生活習慣の習得

規則正しい生活ができていないと思われるこどもの数が明らかになったため、保健や教育などの各分野が連携し、こどもと家庭を支援する必要があります。

(7) ひきこもり傾向にあるこども・若者への対応

それぞれのこども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

(8) こどもの気持ちを尊重

「社会の役に立ちたい」という前向きさや、「誰にも相談できない」というこどもたちの気持ちを尊重した対応が必要です。

第2章 こども・若者・子育ての状況

(9) 多様な居場所づくり

食事の提供や学習支援などを始め、心の拠り所にもなる居場所づくりについて、関連施策を含めて充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

こども・若者の意見を聴くためには、ICT（情報通信技術）を活用した意見表明しやすい環境づくりが有効です。特に若者には意見表明への働きかけが必要です。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者が結婚、出産、子育てを望む場合、希望をかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者が希望する職業に就き、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

(基本理念)

こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくるのが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活を続けることです。

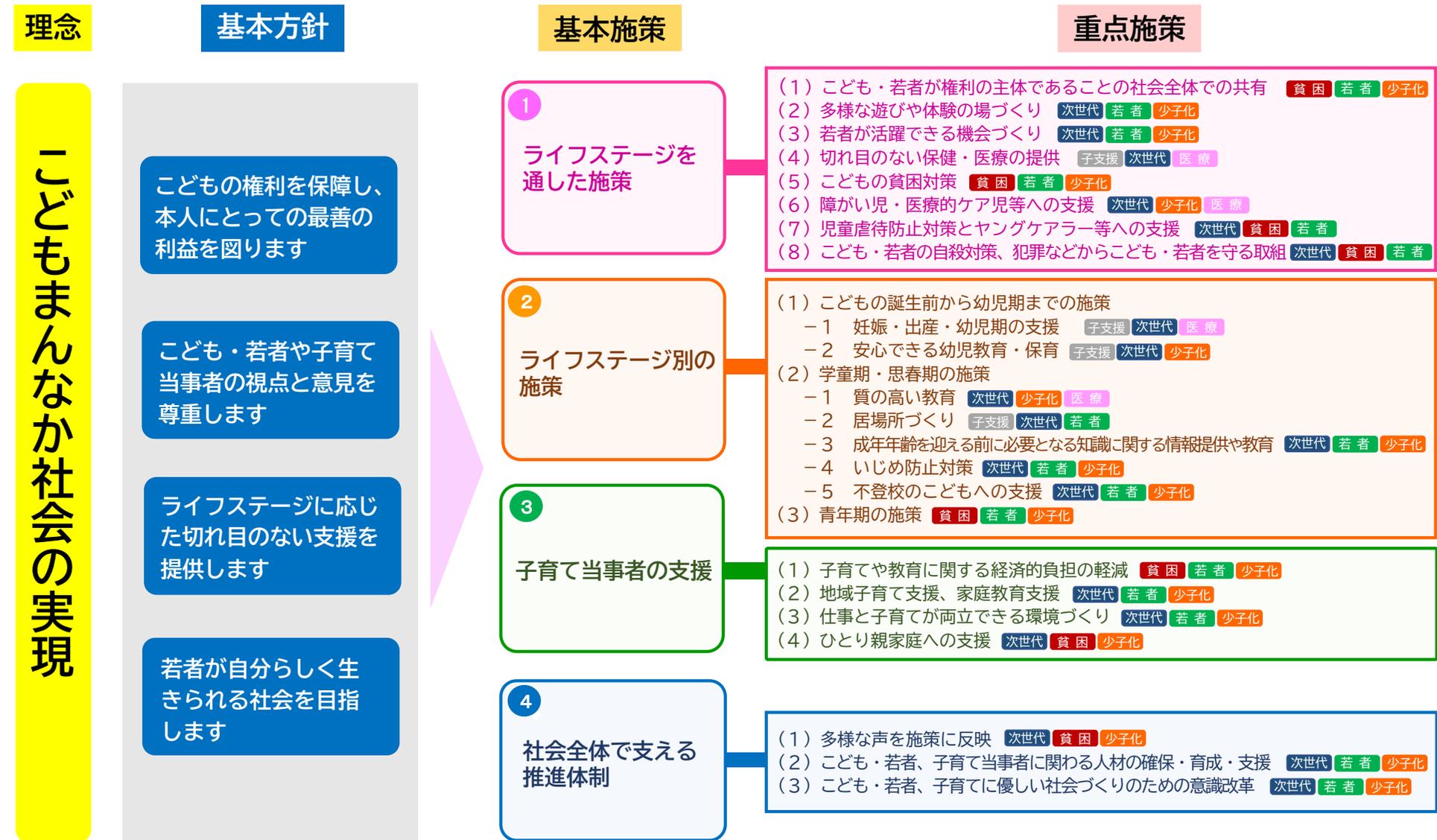
こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

(施策の体系)

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、4つの基本方針を掲げるとともに、「こども大綱」に基づく4つの基本施策を設定し、それぞれに重点施策、個別施策を設け、体系的に整理しています。

第3章 計画の基本的な考え方

(施策の体系図)



SDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

- 子支援 … 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代 … 次世代育成支援行動計画
- 貧困 … こどもの貧困解消対策計画
- 若者 … 子ども・若者育成支援計画
- 少子化 … 少子化社会対策の係る事項
- 医療 … 成育医療等に関する計画

第4章 施策の展開

基本施策① ライフステージを通じた施策

重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

- ① こども・若者の権利を始めとする人権啓発

重点施策(2) 多様な遊びや体験の場づくり

- ① 遊びや体験活動の推進
- ② 読書活動の推進
- ③ こどもまんなかまちづくり

重点施策(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

- ① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

重点施策(5) こどもの貧困対策

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定のための支援
- ③ 子育て当事者の就労の支援
- ④ 相談体制の整備

重点施策(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援

- ① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ② 障がいのあるこどもの学びの充実

重点施策(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援

- ① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ② ヤングケアラー等への支援

重点施策(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

第4章 施策の展開

基本施策② ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

- (1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援
 - ① 出産に関する支援等の更なる強化
 - ② 産前産後の支援の充実と体制強化
 - ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
 - ④ 乳幼児健診等の推進
 - ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障
- (1) - 2 安心できる幼児教育・保育
 - ① 地域の身近な場を通じた支援の充実
 - ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
 - ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

重点施策(2) 学童期・思春期の施策

- (2) - 1 質の高い教育
 - ① こどもと向き合う時間の確保
 - ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 - ③ こどもの体力の向上のための取組の推進
 - ④ 学校保健の推進
 - ⑤ 学校給食の充実
- (2) - 2 居場所づくり
 - ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
 - ② 放課後児童対策
- (2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ① 主権者教育の推進
 - ② 消費者教育の推進
- (2) - 4 いじめ防止対策
 - ① いじめ防止対策の強化
- (2) - 5 不登校のこどもへの支援
 - ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

重点施策(3) 青年期の施策

- ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

第4章 施策の展開

基本施策③ 子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

重点施策(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③ 家庭教育支援

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

- ① 仕事と子育てが両立できる環境づくり

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭が抱える課題への支援

基本施策④ 社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

- ① 多様な声を施策に反映させる工夫

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- ① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

重点施策(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

- ① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進するため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、将来の利用希望、ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、「量の見込み」を推計し、受け皿の「確保方策」を具体的に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

●幼児期の教育・保育の量の見込み数と確保量

(量の見込み = どれほどの需要か / 確保方策 = どれほど供給するか)

年齢	認定区分、施設区分	令和11(2029)年度	
3～5歳	1号認定 幼稚園・認定こども園	①量の見込み	1,234人
		②確保方策	1,858人
		②-①	624人
	2号認定 保育所・認定こども園等	①量の見込み	2,379人
		②確保方策	2,667人
		②-①	288人
1～2歳	3号認定 保育所・地域型保育事業等	①量の見込み	1,220人
		②確保方策	1,236人
		②-①	16人
0歳	3号認定 保育所・地域型保育事業	①量の見込み	212人
		②確保方策	388人
		②-①	176人

《認定区分》

- 1号認定…満3歳以上の学校教育(幼稚園等)のみのこども(保育の必要なし)
- 2号認定…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)
- 3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)

●放課後児童クラブの量の見込み数と確保量

年齢(学年)	令和11(2029)年度	
6歳～11歳 (小1～6)	①量の見込み	1,689人
	②確保方策	2,249人
	②-①	560人

第6章 計画の推進

1 数値目標

本計画の目標年次である令和11（2029）年度の目標を次のとおり設定します。

● 子ども・子育て支援事業ニーズ調査 「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 77.8%	目標値 令和11(2029)年 80.0%
〃 ● 「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 87.2%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 ● 自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 82.3%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 ● 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	現状値 令和4(2022)年 51.5% *1	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 ● 「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合	現状値 令和5(2023)年 20.3% *2	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 ● 地域における子育て環境や支援への満足度の割合	現状値 令和5(2023)年 51.6%	目標値 令和11(2029)年 70.0%

*1 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」、*2 同庁「子ども政策の推進に関する意識調査」からそれぞれ現状値を引用

2 計画の推進体制

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会
- (2) 厚木市子ども計画推進委員会

3 計画の進管理



4 関係機関との連携

基本理念の実現に向け、市民団体や子育て支援関係団体を始め、福祉関係団体や児童相談所、保健所、警察、教育、医療機関、企業などの関係機関と連携して取り組みます。

厚木市子ども・若者みらい計画《概要版》（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

発行 厚木市

編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

厚木市 こども・若者みらい計画

令和7(2025)年度～11(2029)年度

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



「こどもまんなか社会」の 実現を目指して



本市では、豊かな自然の中でこどもが元気で心豊かに成長することを始め、保護者もこどもと共に成長できる充実した子育て環境の実現を目指し、平成 24（2012）年 12 月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。また、条例の目的を具体的に推進するため「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、第 1 期計画から第 3 期計画までの 15 年間にわたり、時代の変化に対応しながら、子育て環境の充実を図るための多様な取組を進めてきました。

令和 4（2022）年 6 月に新たに「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針（こどもまんなか社会の実現）が示され、翌年 12 月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」では、市町村は、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされており、本市では、計画期間が満了する「あつぎ子ども未来プラン」の施策を継承しつつ、「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として、「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

本計画に沿って、こどもや若者に関する取組を行い、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。また、こどもの健やかな成長と子育ての喜びを地域社会全体で共有できる環境づくりを推進し、「子育て・教育で選ばれるまち」として、全力で取り組んでまいりますので、皆様の引き続きの御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、子ども育成推進委員会の皆様からの御提言を始め、多くの市民の皆様からも貴重な御意見をいただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

厚木市長 山口貴裕

目次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第2章	こども・若者・子育ての状況	4
1	人口と世帯	4
2	出生・就業・婚姻の状況	6
3	保育環境・教育環境	7
4	子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握	9
5	こども・若者の意向調査結果	20
6	こども・若者をめぐる課題と視点	23
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本方針	28
3	施策の体系	30
第4章	施策の展開	35
基本施策1	ライフステージを通じた施策	35
基本施策2	ライフステージ別の施策	43
基本施策3	子育て当事者の支援	50
基本施策4	社会全体で支える推進体制	53

第5章 子ども・子育て支援事業計画 55

- 1 教育・保育提供区域の設定55
- 2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策56
- 3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等60

第6章 計画の推進 71

- 1 数値目標71
- 2 計画の推進体制72
- 3 計画の進行管理72
- 4 関係機関との連携73

資料編 74



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨



急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応するため、本市では、こどもの健やかな成長と保護者が子育てに喜びを感じられるまちづくりを目指し、平成24(2012)年12月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。

また、条例の目的を実現するための計画「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、多様な施策を展開しながら地域全体でこどもと子育て家庭を支える取組を進めてきました。

こうした中、国において令和4(2022)年6月に「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針(こどもまんなか社会の実現)が示されました。令和5(2023)年12月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されています。

こどもまんなか

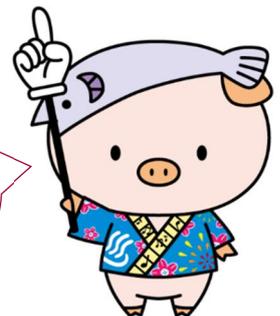
こども家庭庁が掲げるスローガン。全ての人々が、こどもと子育て家庭を社会の真ん中において応援していこうという、社会全体の意識改革を後押しするための取組です。

「こども基本法」では、市町村において、「こども大綱」や都道府県のこども計画を勘案しながら、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされています。

本市では、令和2(2020)年3月に策定した「あつぎ子ども未来プラン(第3期)」の計画期間が令和6(2024)年度をもって満了することから、同プランで推進してきた施策を継承しつつ、「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

なお、本計画における「こども・若者」とは、「こども基本法」の理念に従い、「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」(生まれる前から20代、30代を中心とする若い世代)を示しています。

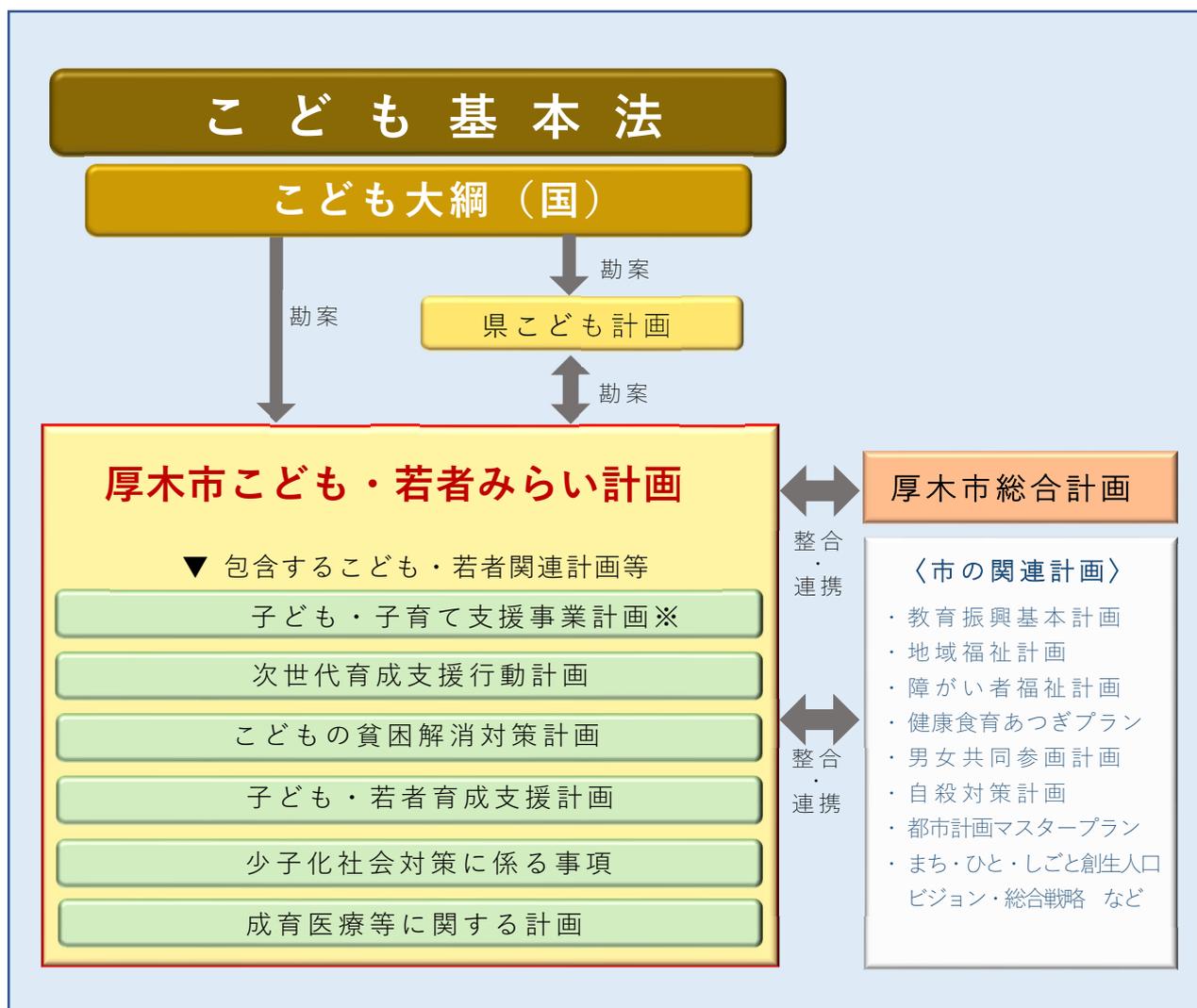
未来プランを
継承しながら
より強力な計画に
生まれ変わるんだよ



2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として、「こども大綱」と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市の子ども育成条例第6条に定める基本計画として、上位計画である厚木市総合計画及び教育・福祉・保健等の関連計画との整合を図り策定しました。

なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



※「子ども・子育て支援事業計画」については、市町村が5年を1期として定めるものとされ、第5章に掲載しています。

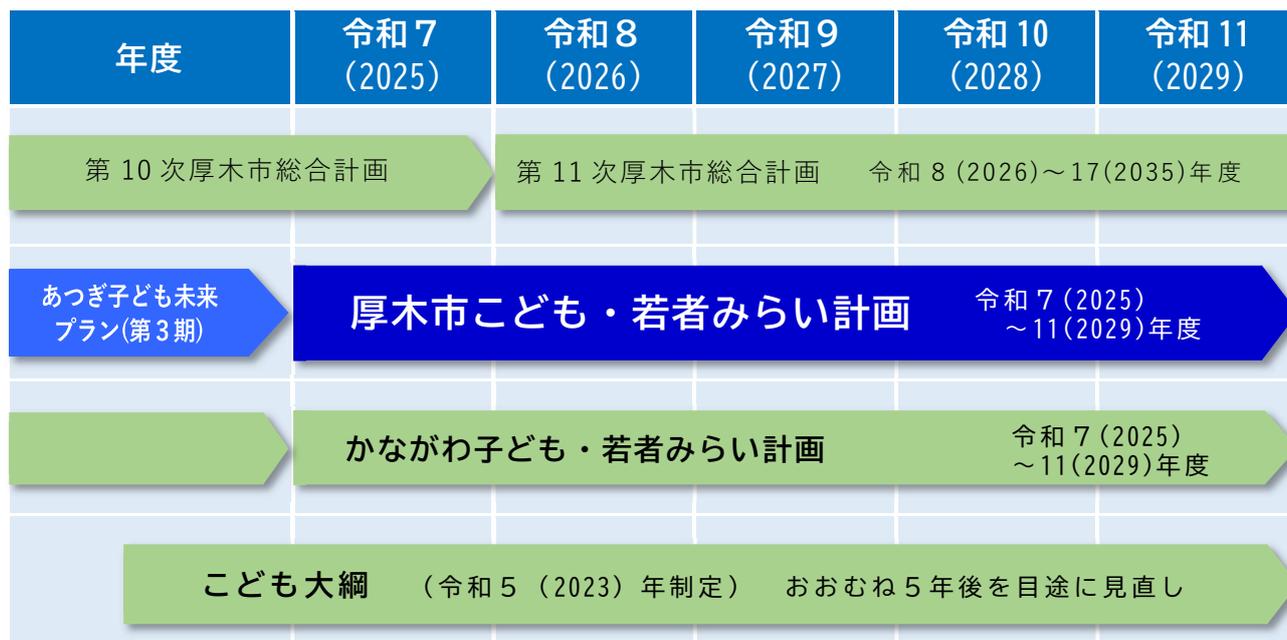
包含する子ども・若者関連計画等の根拠法

計画等名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画(第5章)	子ども・子育て支援法第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
こどもの貧困解消対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
少子化社会対策に係る事項	少子化社会対策基本法第4条
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条

3 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢等の変化や国・県の動向、本市の子ども・若者を取り巻く状況や市民ニーズ等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

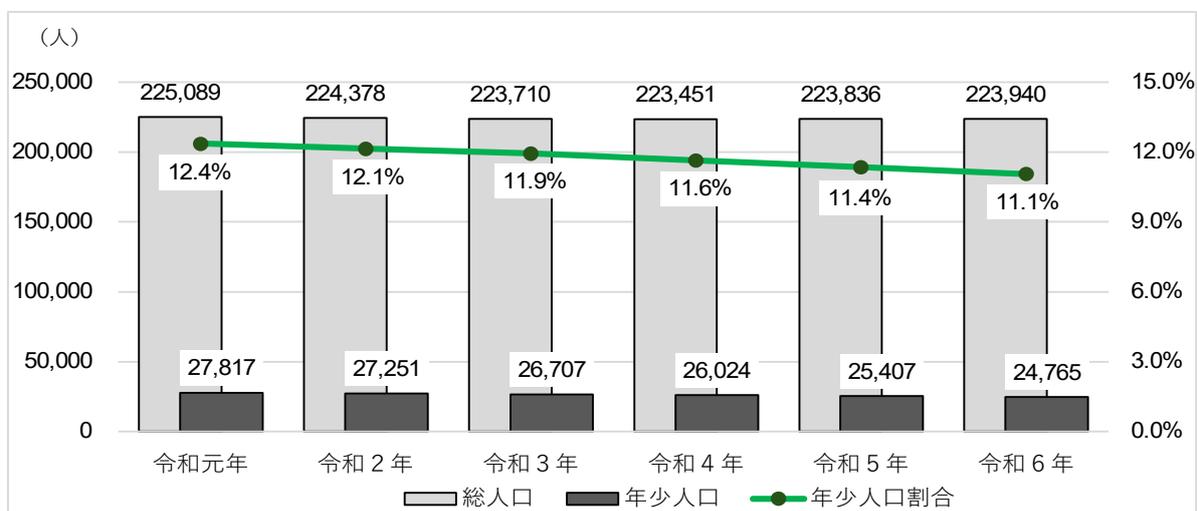


第2章 こども・若者・子育ての状況

1 人口と世帯

(1) 総人口と年少人口

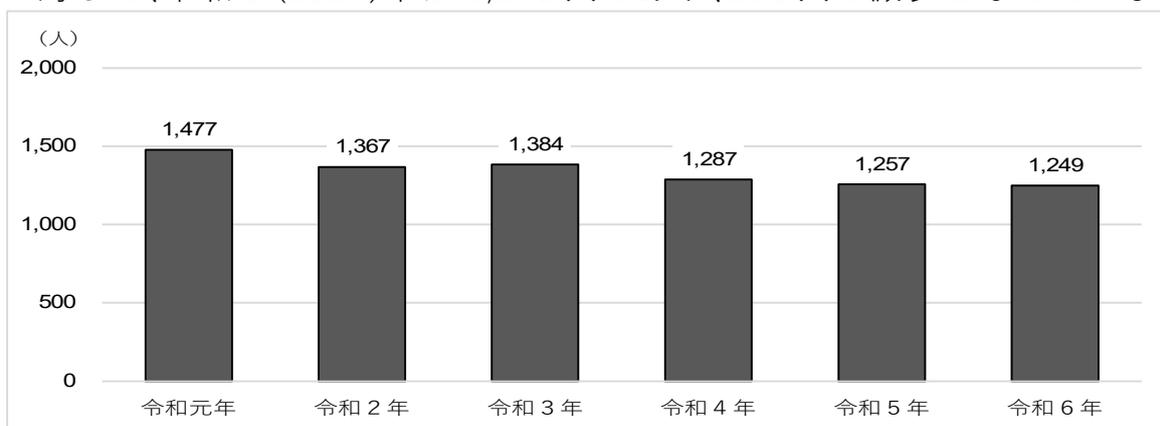
本市の総人口 223,940 人（令和 6（2024）年 1 月 1 日現在）のうち、年少人口（15 歳未満）は 24,765 人であり、11.1%の構成比となっています。年少人口は減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下しています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(2) 0 歳人口

本市の 0 歳人口（各年 1 月 1 日現在）は、令和元（2019）年の 1,477 人に対して、令和 6（2024）年は 1,249 人であり、228 人の減少となっています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) ひとり親世帯

本市の母子世帯数、母子世帯人員は、平成 22(2010)年までは増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年以降は減少傾向に転じ、令和 2 (2020)年には 1,195 世帯、3,077 人となっています。父子世帯数、父子世帯人員は、平成 27 (2015) 年以降減少傾向にあり、令和 2 (2020)年には 159 世帯、393 人となっています。

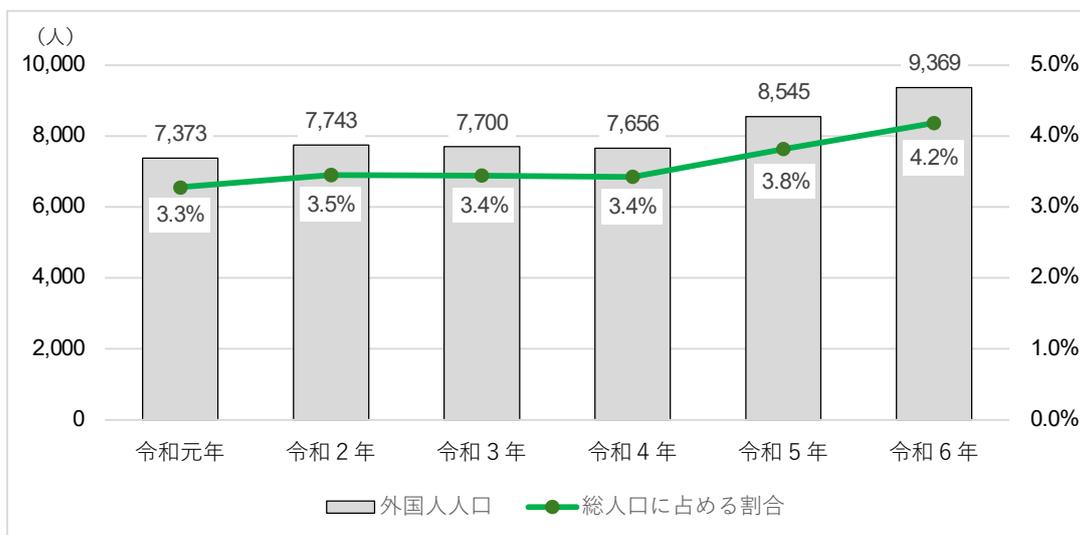


国勢調査

※ 母子世帯／父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親／男親と、その 20 歳未満の未婚のこどものみからなる一般世帯（他の構成員がないもの）をいいます。

(4) 外国人人口

本市の外国人人口は、令和元(2019)年の 7,373 人に対して、令和 6 (2024)年は 9,369 人と 1,996 人増加しており、総人口に占める割合は 4.2%となっています。

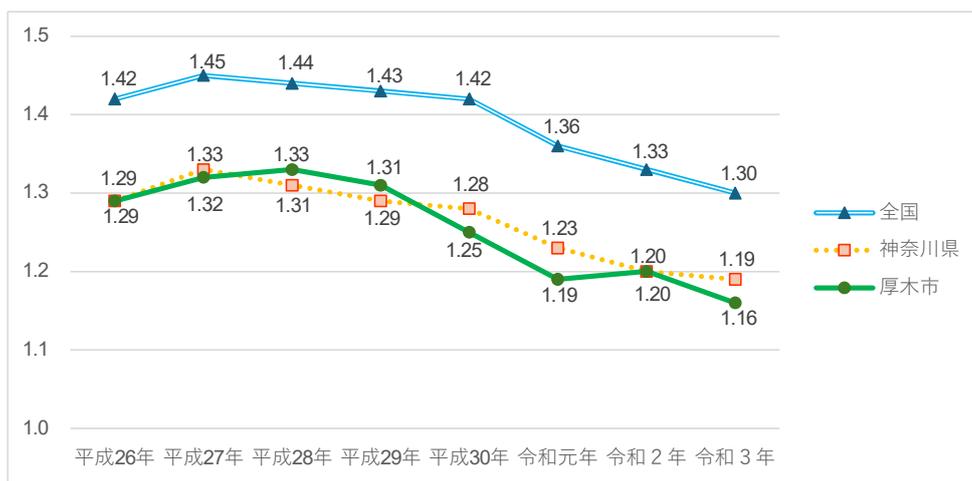


住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

2 出生・就業・婚姻の状況

(1) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は近年やや低下傾向にあり、令和3(2021)年には1.16となっています。全国の水準より低く、神奈川県の水準とほぼ同等で推移しています。



神奈川県衛生統計年報／人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する比率のことです。
 ※国と県、本市では算出方法が若干異なるため、参考比較になります。

(2) 女性の年齢別就業率 (25～44歳)

本市の25～44歳の女性の年齢別就業率を見ると、全ての年代で上昇傾向にあり、25～44歳全体では平成27(2015)年の68.3%に対して、令和2(2020)年は72.8%となっています。

年齢	厚木市		神奈川県		全国	
	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
25～29歳	74.7%	78.0%	78.1%	83.2%	77.1%	82.5%
30～34歳	64.9%	70.7%	67.8%	74.2%	70.3%	75.9%
35～39歳	64.6%	69.5%	64.4%	71.0%	70.1%	75.4%
40～44歳	70.0%	73.2%	67.9%	73.8%	73.5%	78.4%
25～44歳	68.3%	72.8%	68.9%	75.2%	72.6%	77.9%

国勢調査

(3) 婚姻数、婚姻率

本市の婚姻数は、年によって変動はありますが、近年やや減少傾向にあり、令和3(2021)年には813件となっています。婚姻率(人口千人対)も低下傾向にあり、令和3(2021)年には3.6となっています。



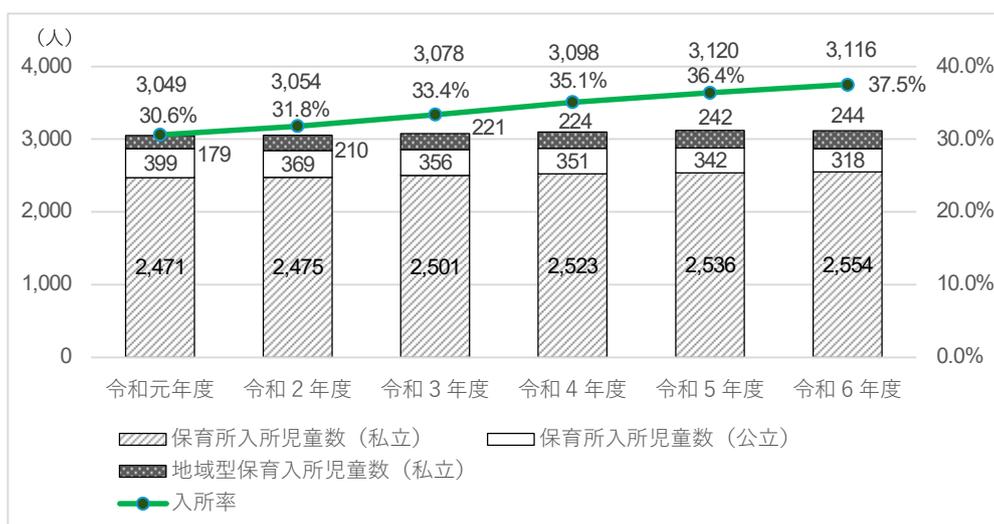
神奈川県衛生統計年報

3 保育環境・教育環境

(1) 保育所・地域型保育事業所の入所児童数・保育所等利用待機児童数

本市の保育所及び地域型保育事業所の入所児童数は、おおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には合計3,116人となっています。0～5歳人口に対する入所率も上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には37.5%となっています。

一方、本市の保育所等利用待機児童数は施設整備等により減少し、令和3(2021)年度以降は0人となっています。



厚木市保育課資料 (各年5月1日現在)

(2) 幼稚園・認定こども園の在園児数

本市の幼稚園・認定こども園の在園児数は、やや減少傾向にあり、令和6(2024)年度には2,519人となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

※入園率：市内3～5歳児の人口を市民の在園児数で割ったもの。市外への通園を含む。

(3) 放課後児童クラブの入所児童数

本市の市立放課後児童クラブの入所児童数は、年度によって変動はあるもののおおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には1,319人となっています。6～11歳人口に対する入所率も同様に上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には12.7%となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

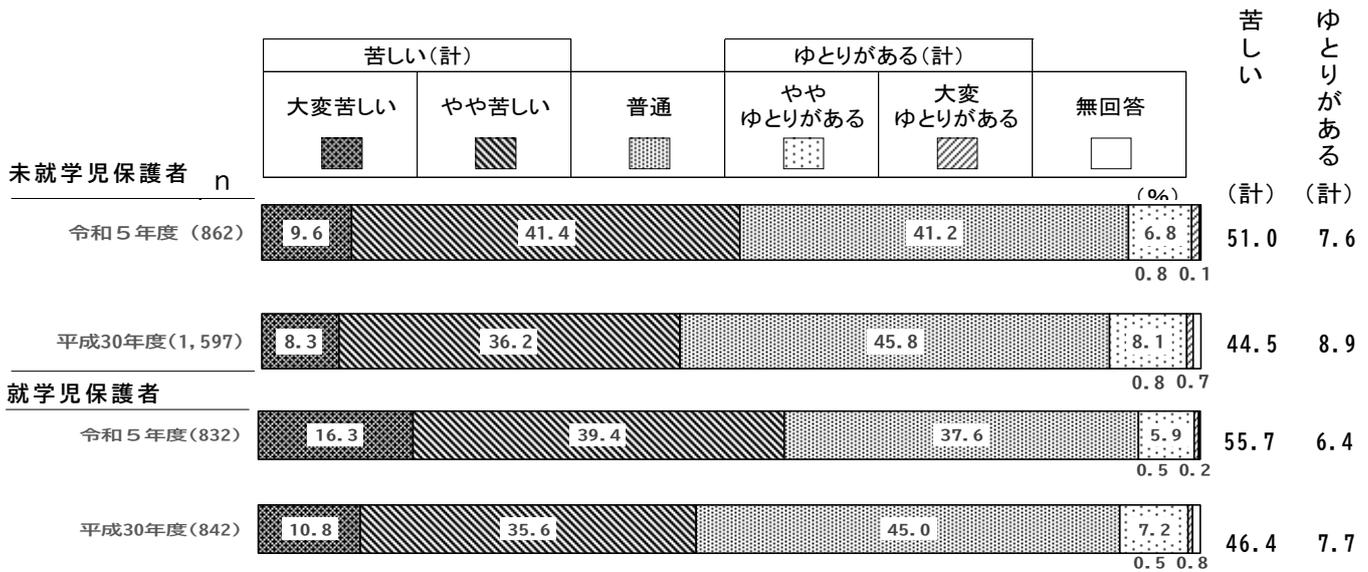
4 子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握

(1) 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

ア 未就学児・就学児調査

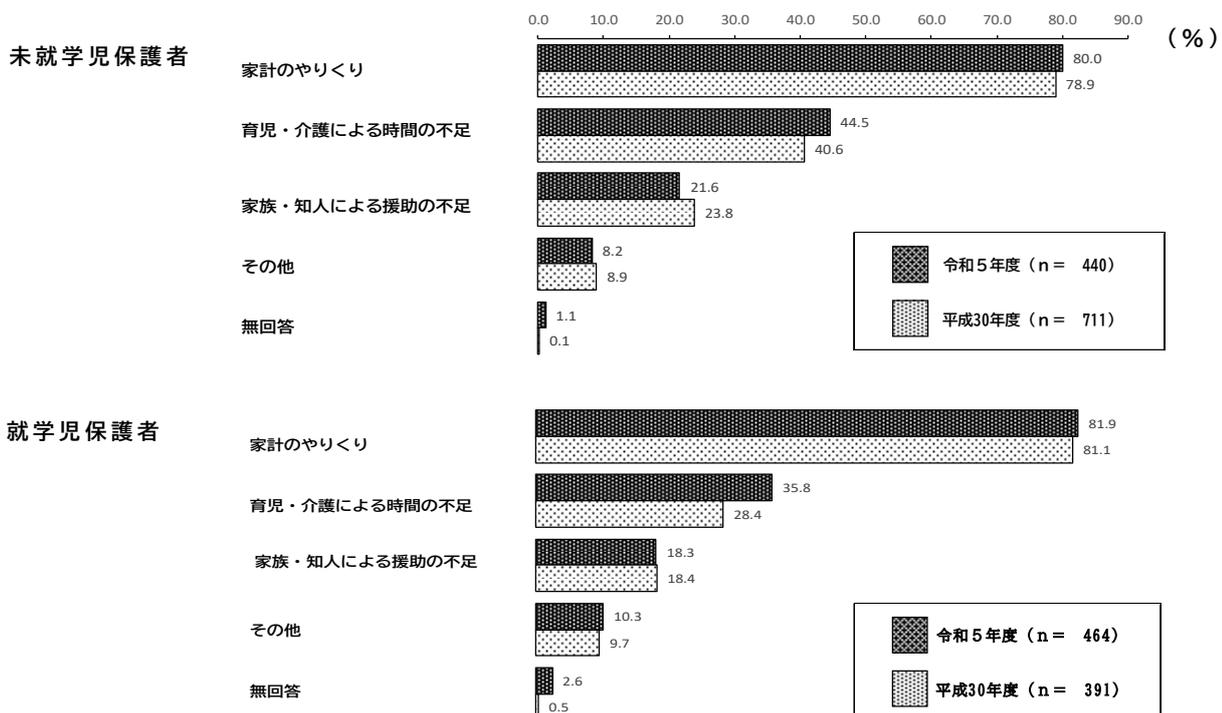
(ア)現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）

未就学児保護者、就学児保護者ともに、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると、半数以上が「苦しい」と回答しています。



(イ)暮らしの状況が苦しい理由

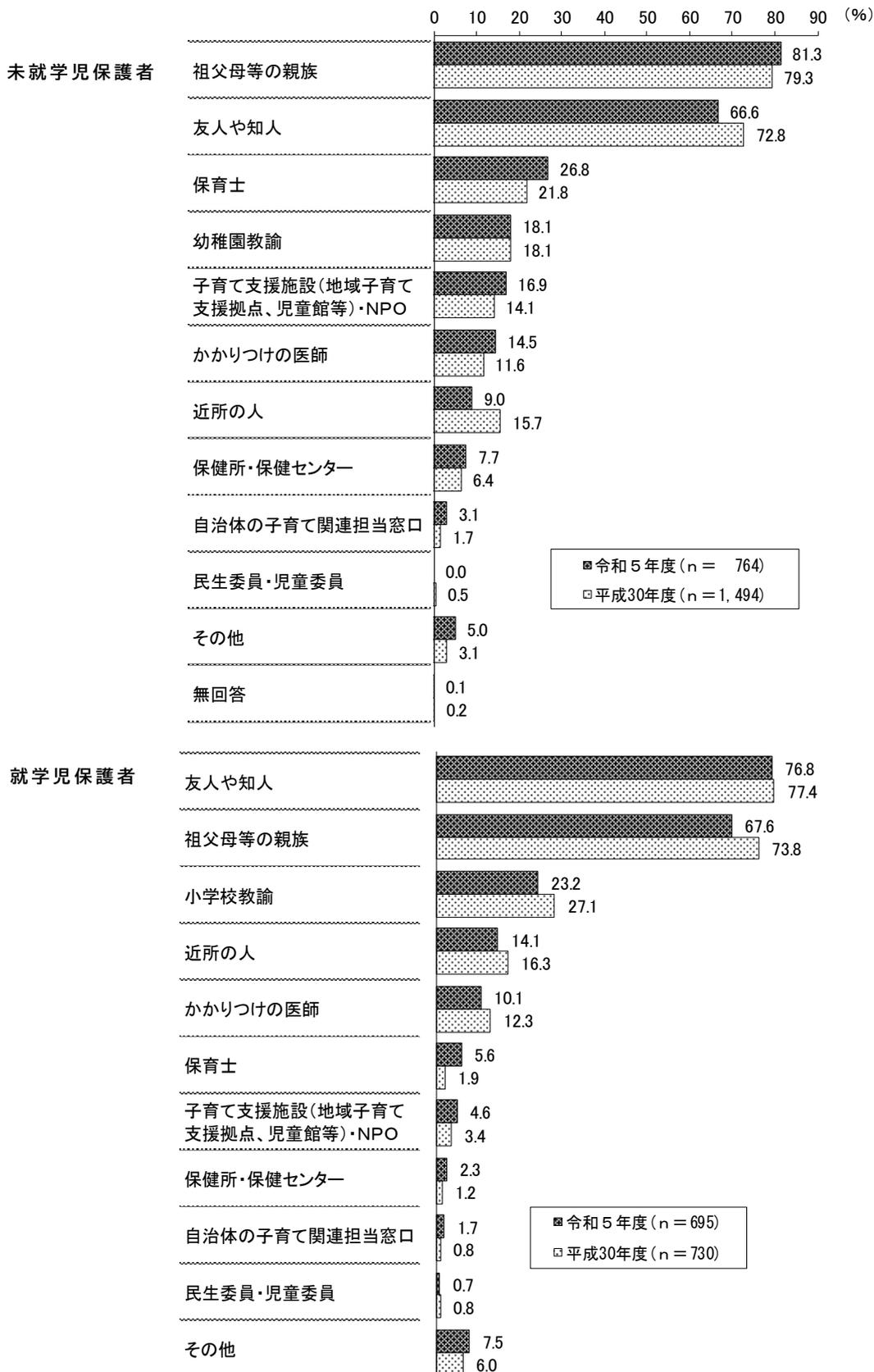
(ア)の回答で「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた方に理由を聞いたところ、「家計のやりくり」が最も多く、次いで「育児・介護による時間の不足」、「家族・知人による援助の不足」となっています。



(ウ)子育てに関する相談先

子育てに関して気軽に相談できる相手・場所が「いる／ある」は8割を超えています。平成30(2018)年度調査と比較すると減少しています。

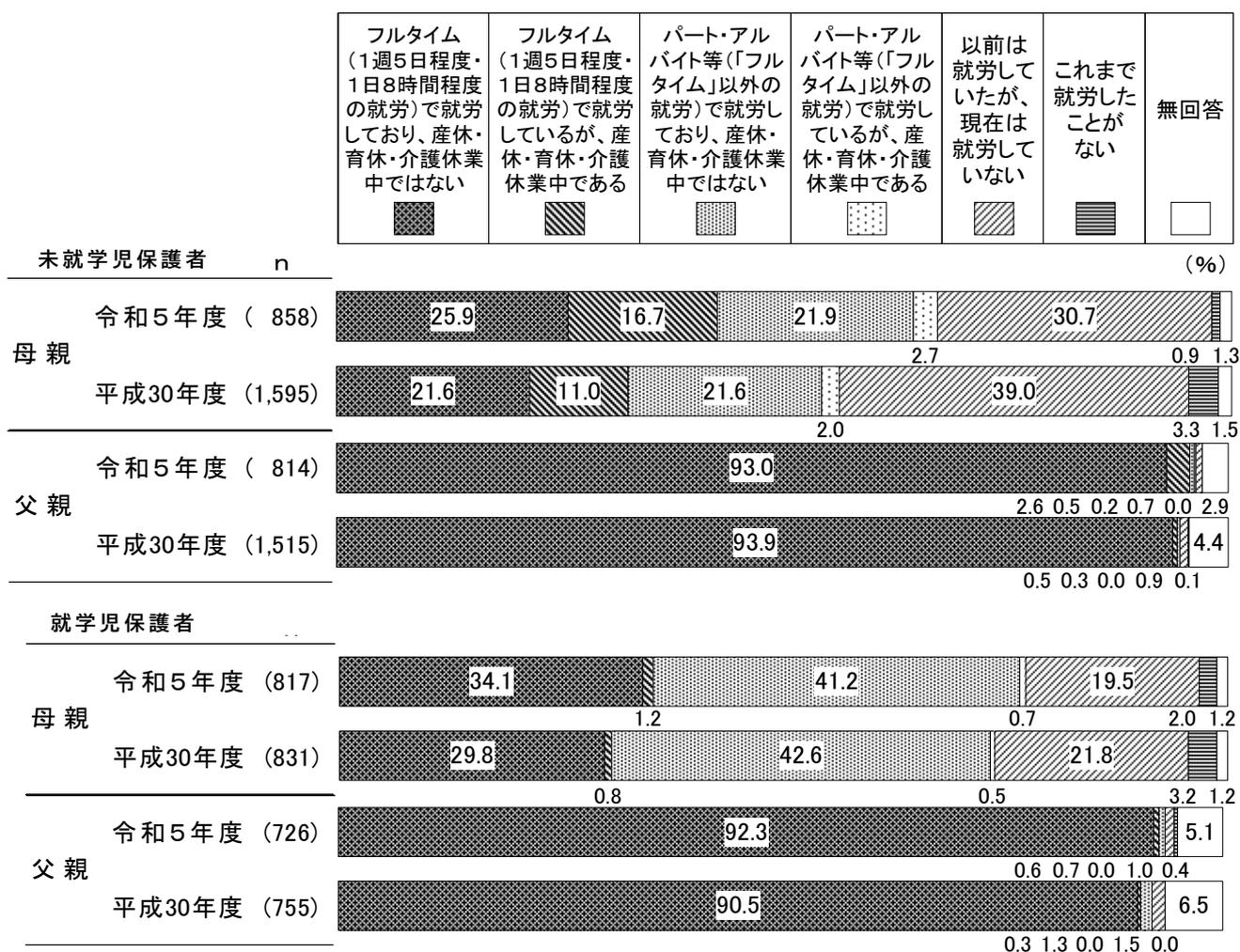
また、相談先では、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が多くなっています。



(エ) 母親・父親の就労状況

未就学児の母親の就労状況を見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.7%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.9%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は5.7ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は8.3ポイント減少しています。

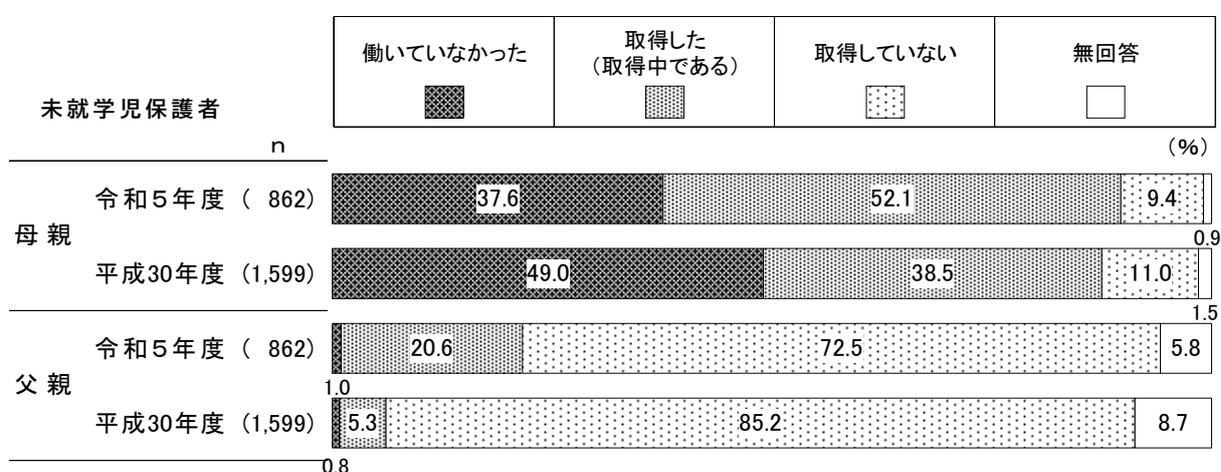
就学児の母親の就労状況を見ると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.2%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント増加しています。



(オ) 育児休業の取得状況

未就学児調査において、母親については、「取得した（取得中である）」が52.1%、「取得していない」が9.4%となっています。「働いていなかった」は37.6%でした。平成30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は13.6ポイント増加し、「働いていなかった」は11.4ポイント減少しています。

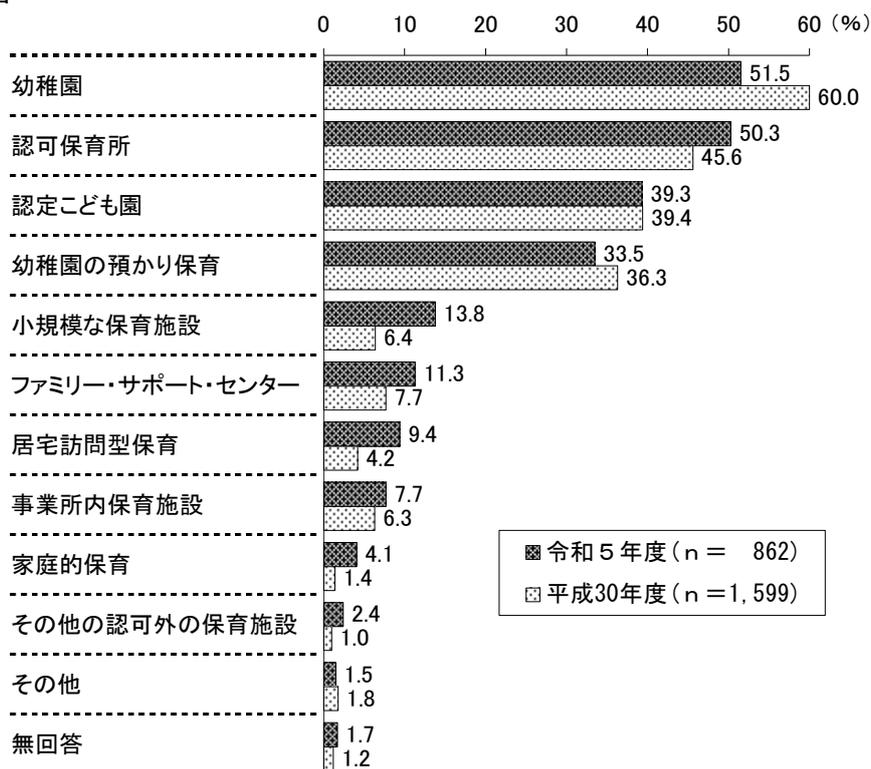
父親については、「取得した（取得中である）」が20.6%、「取得していない」が72.5%となっています。「働いていなかった」は1.0%でした。平成30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は15.3ポイント増加し、「取得していない」は12.7ポイント減少しています。



(カ) 平日の教育・保育事業の今後の利用意向

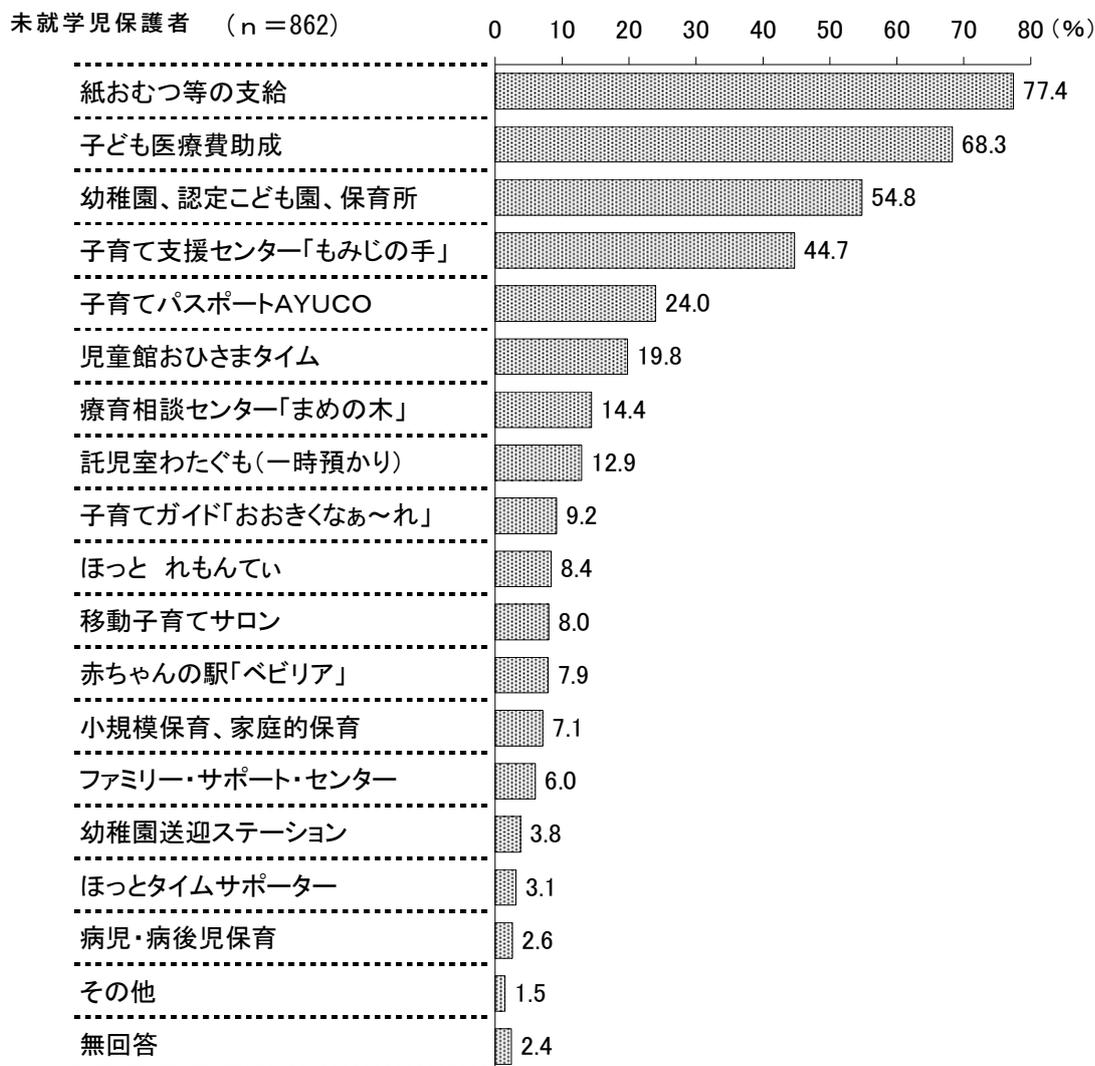
現在の利用の有無にかかわらず、「幼稚園」が51.5%で最も多く、次いで「認可保育所」が50.3%、「認定こども園」が39.3%、「幼稚園の預かり保育」が33.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「小規模な保育施設」は7.4ポイント、「居宅訪問型保育」は5.2ポイント増加し、「幼稚園」は8.5ポイント減少しています。

未就学児保護者



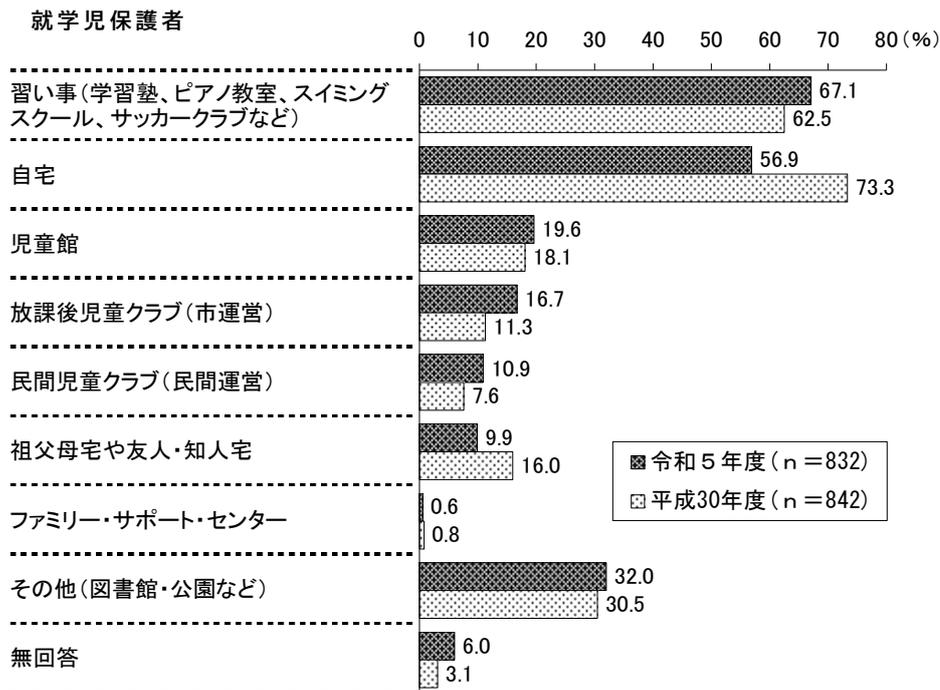
(キ)市の子育て支援事業で役に立った満足度の高い事業

「紙おむつ等の支給」が77.4%で最も多く、次いで「子ども医療費助成」が68.3%、「幼稚園、認定こども園、保育所」が54.8%、「子育て支援センターもみじの手」が44.7%となっています。



(ク) 就学児保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方

「習い事（学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど）」が 67.1% で最も多く、次いで「自宅」が 56.9%、「児童館」が 19.6%、「放課後児童クラブ（市運営）」が 16.7% となっています。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（市運営）」は 5.4 ポイント、「習い事」は 4.6 ポイント増加し、「自宅」は 16.4 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」は 6.1 ポイント減少しています。



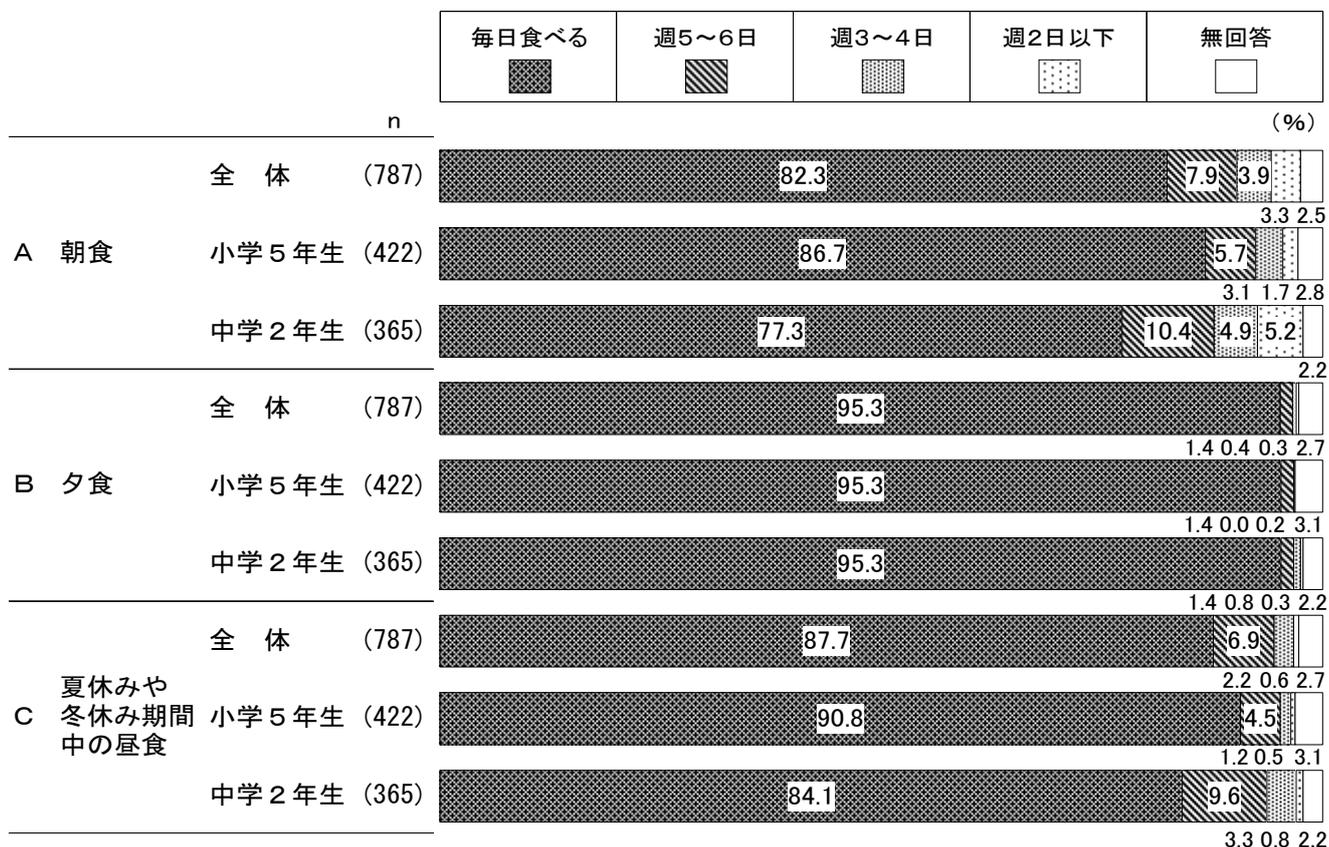
なお、令和 5 (2023)年度調査の結果では、現状の放課後の過ごし方は、「自宅」が 66.7% で最も多く、次いで「習い事」が 59.0%、放課後児童クラブ（市運営）が 17.5%、児童館が 15.1% となっています。

現状と比較した希望については、「習い事」が 8.1 ポイント、「児童館」が 4.5 ポイント多くなっており、「自宅」が 9.8 ポイント、「放課後児童クラブ（市運営）」が 0.8 ポイント少なくなっています。

イ 小学5年生・中学2年生調査

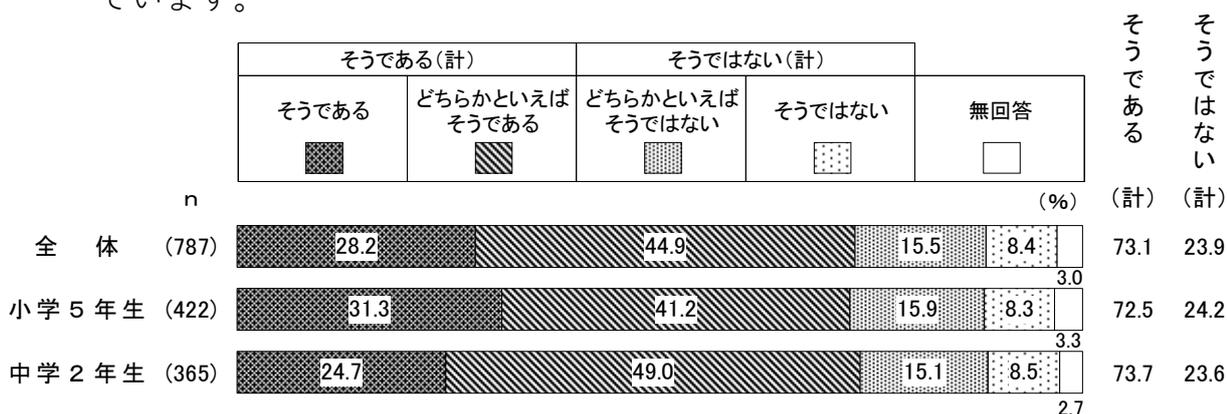
(ア)食事の頻度

全体では、いずれの食事についても「毎日食べる」が最も多く、朝食では82.3%、夕食では95.3%、夏休みや冬休み期間中の昼食では87.7%となっています。毎日食べないという回答は、朝食では15.1%、夕食では2.1%、夏休みや冬休み期間中の昼食では9.7%となっています。



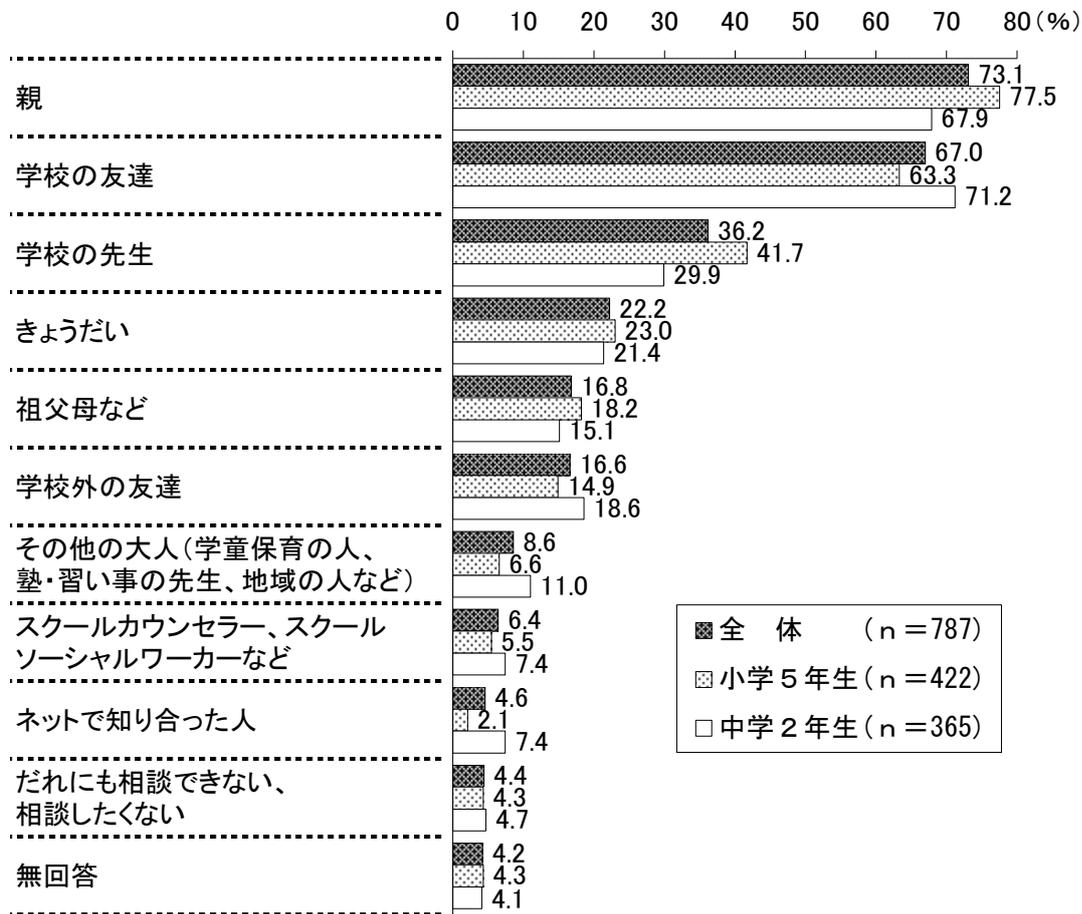
(イ)ふだんの就寝時間

ふだん（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ているかについては、全体では「そうである」（28.2%）と「どちらかといえばそうである」（44.9%）を合わせた「そうである（計）」は73.1%、「どちらかといえばそうではない」（15.5%）と「そうではない」（8.4%）を合わせた「そうではない（計）」は23.9%となっています。



(ウ)困っていることや悩みごとがあるときの相談相手

全体では、「親」が73.1%で最も多く、次いで「学校の友達」が67.0%、「学校の先生」が36.2%、「きょうだい」が22.2%となっています。小学5年生では「親」が77.5%、中学2年生では「学校の友達」が71.2%と最も多くなっています。

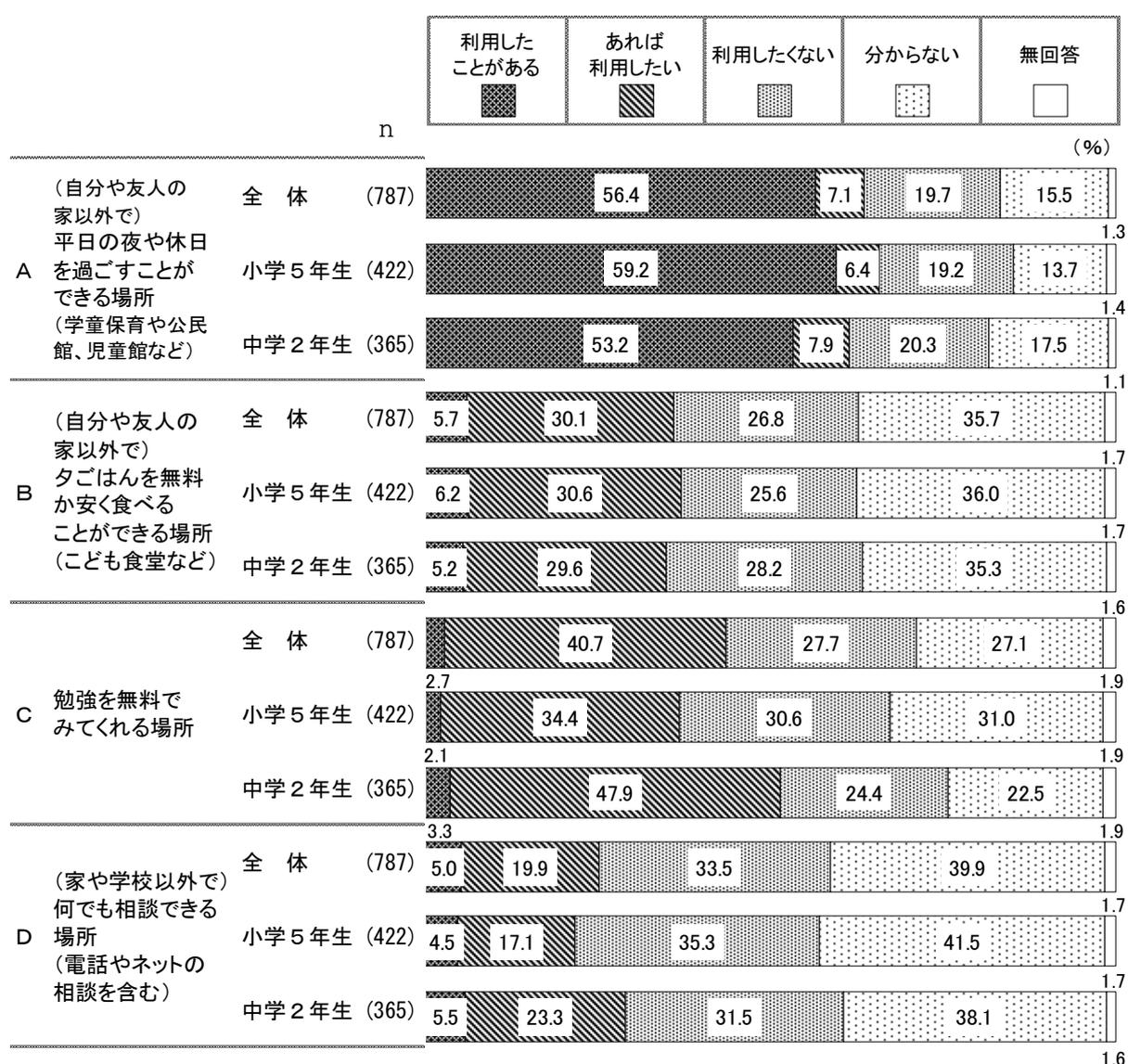


(エ)施設等の利用状況・利用意向

「利用したことがある」という回答は、全体では「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (学童保育や公民館、児童館など)」が 56.4%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 5.7%となっています。

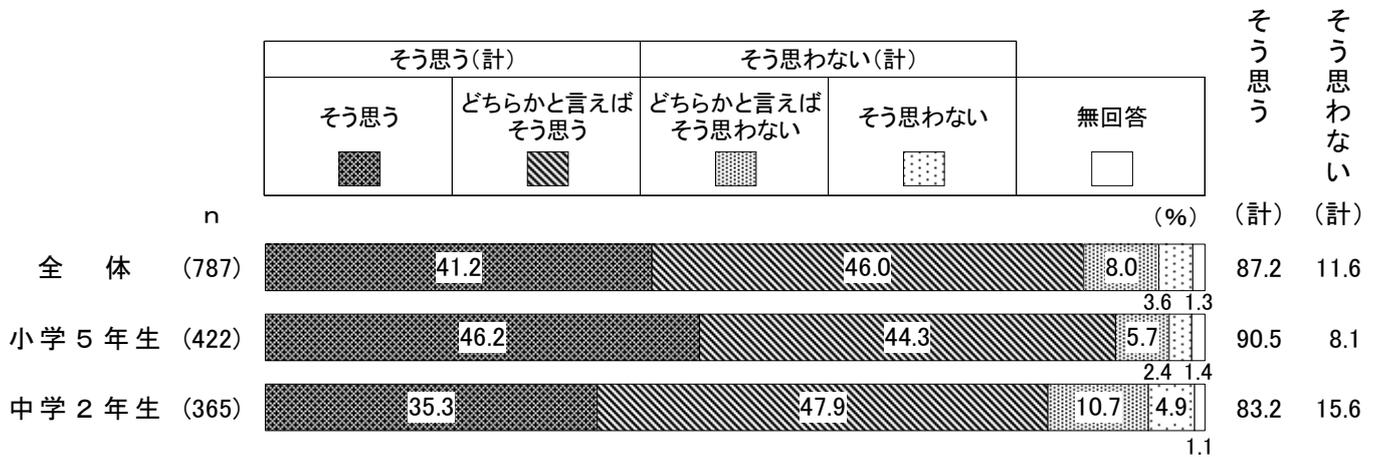
「あれば利用したい」という回答は、全体では「勉強を無料でみてくれる場所」が 40.7%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 30.1%となっています。

「利用したくない」という回答は、全体では「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む)」が 33.5%と最も多く、次いで「勉強を無料でみてくれる場所」が 27.7%となっています。



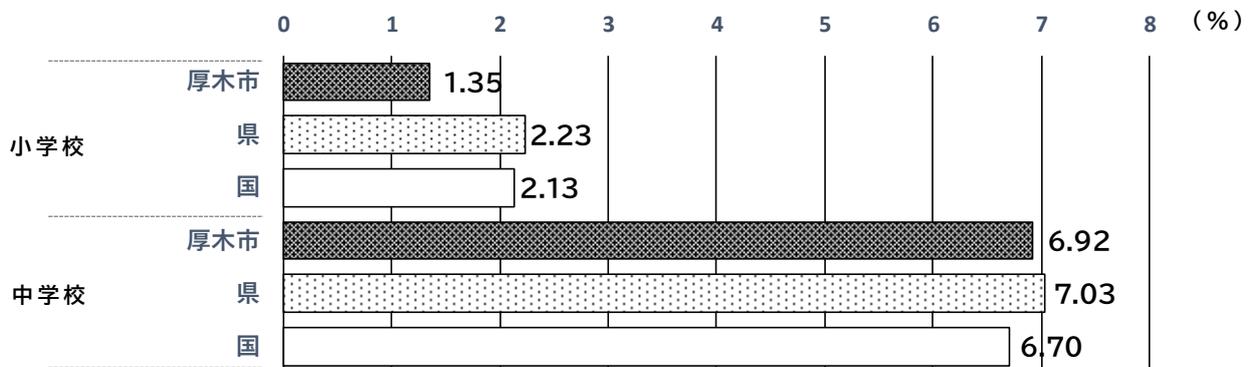
(オ)社会のために役立つことをしたいと思うか

全体では「そう思う」(41.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(46.0%)を合わせた「そう思う(計)」は87.2%、「どちらかと言えばそう思わない」(8.0%)と「そう思わない」(3.6%)を合わせた「そう思わない(計)」は11.6%となっています。



【参考】小学校不登校児童と中学校不登校生徒の割合

小学校の不登校児童の割合は、児童総数の1.35%となっており、県・国よりも低い割合となっています。中学校の不登校生徒の割合は、生徒総数の6.92%となっており、県よりも低く、国よりも高い割合となっています。



※ 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の抜粋

※不登校の定義（文部科学省）

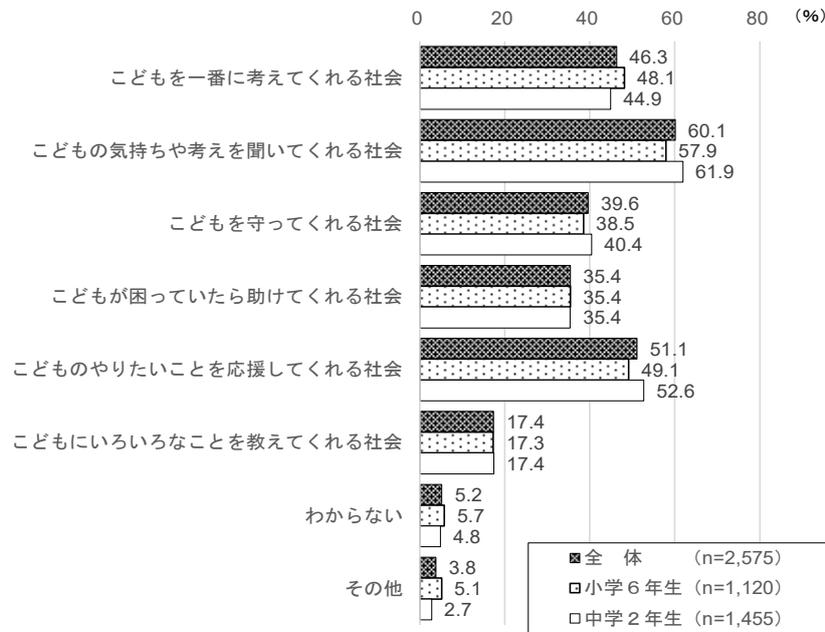
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

本調査は、「令和5(2023)年度の間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする者」を計上したものです。

5 こども・若者の意向調査結果

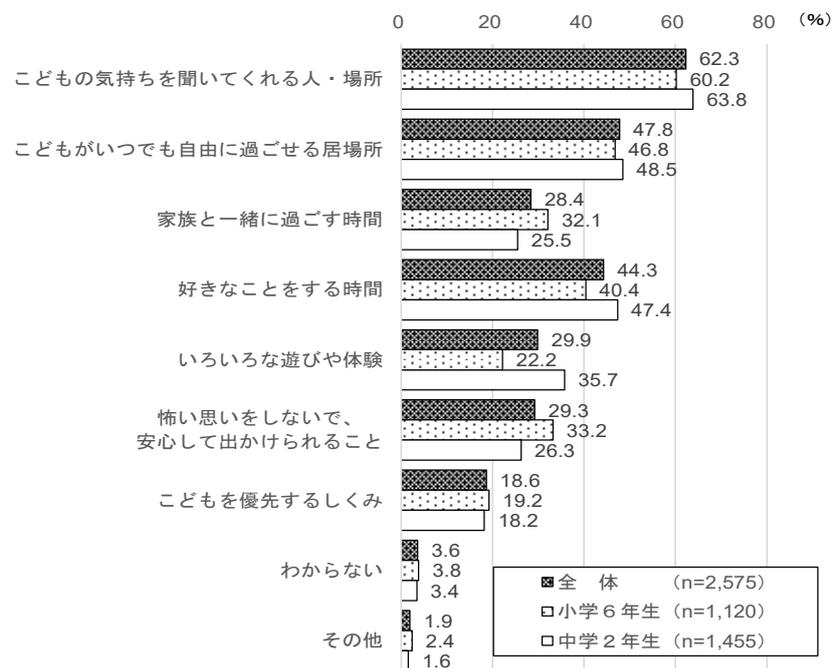
(1) 「こどもまんなか社会」のイメージ

こども全体では、「こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会」が60.1%と最も多く、次いで「こどものやりたいことを応援してくれる社会」が51.1%、「こどもを一番に考えてくれる社会」が46.3%となっています。



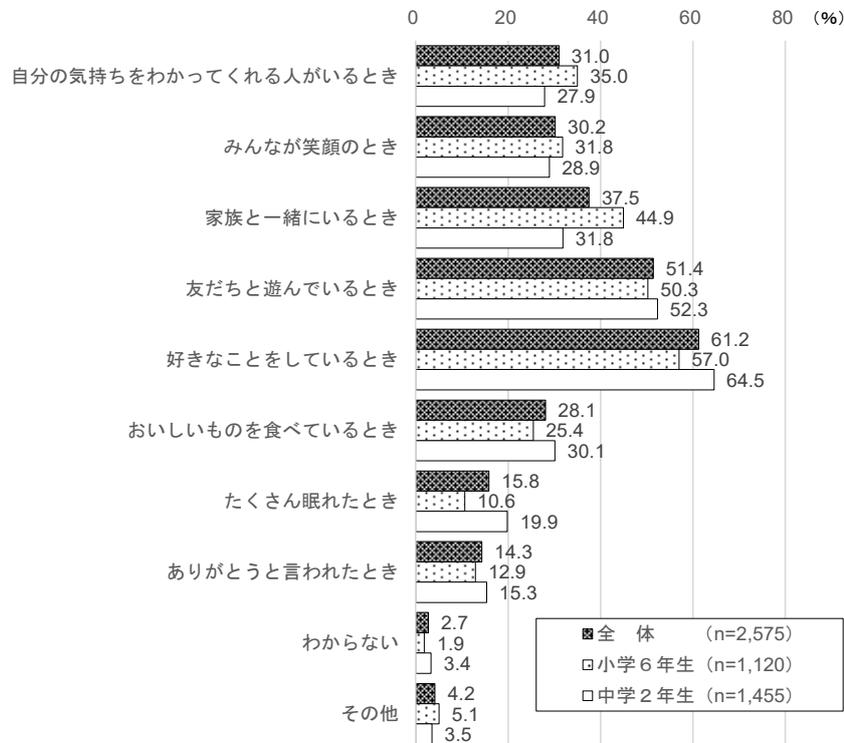
(2) 「こどもまんなか社会」をつくるために必要なこと

こども全体では、「こどもの気持ちを聞いてくれる人・場所」が62.3%と最も多く、次いで「こどもがいつでも自由に過ごせる居場所」が47.8%、「好きなことをする時間」が44.3%となっています。



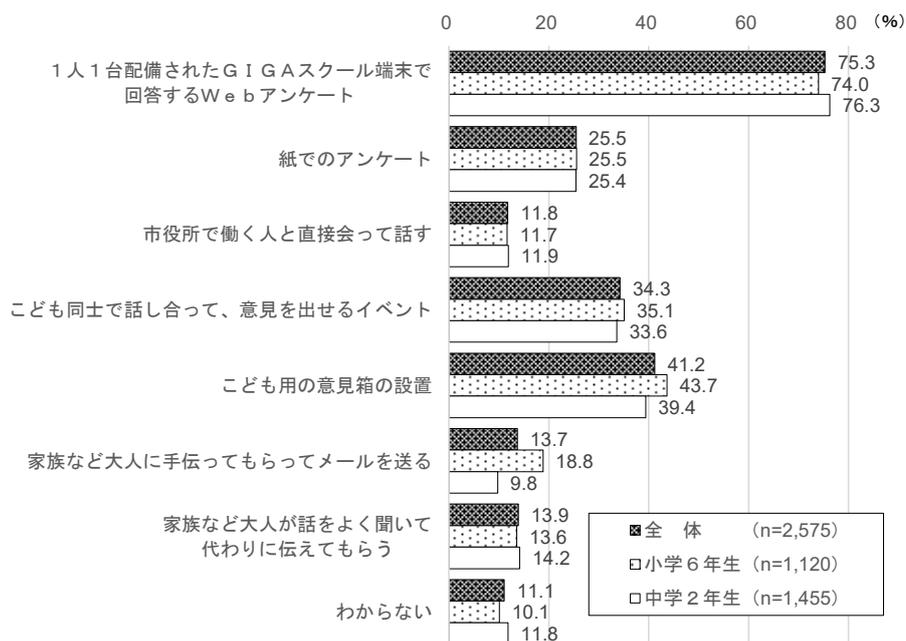
(3) 「幸せ」だと感じるとき

こども全体では、「好きなことをしているとき」が 61.2%と最も多く、次いで「友だちと遊んでいるとき」が 51.4%、「家族と一緒にいるとき」が 37.5%となっています。



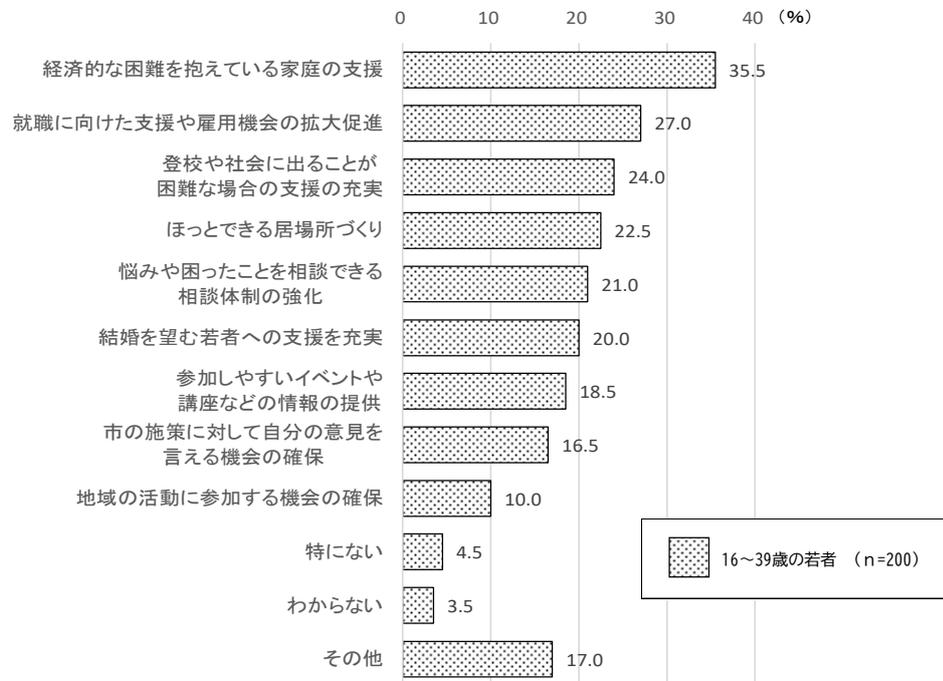
(4) 意見表明しやすい方法 (こども)

こども全体では、「1人1台配備されたGIGAスクール端末で回答するWebアンケート」が 75.3%と最も多く、次いで「こども用の意見箱の設置」が 41.2%、「こども同士で話し合っ、意見を出せるイベント」が 34.3%となっています。



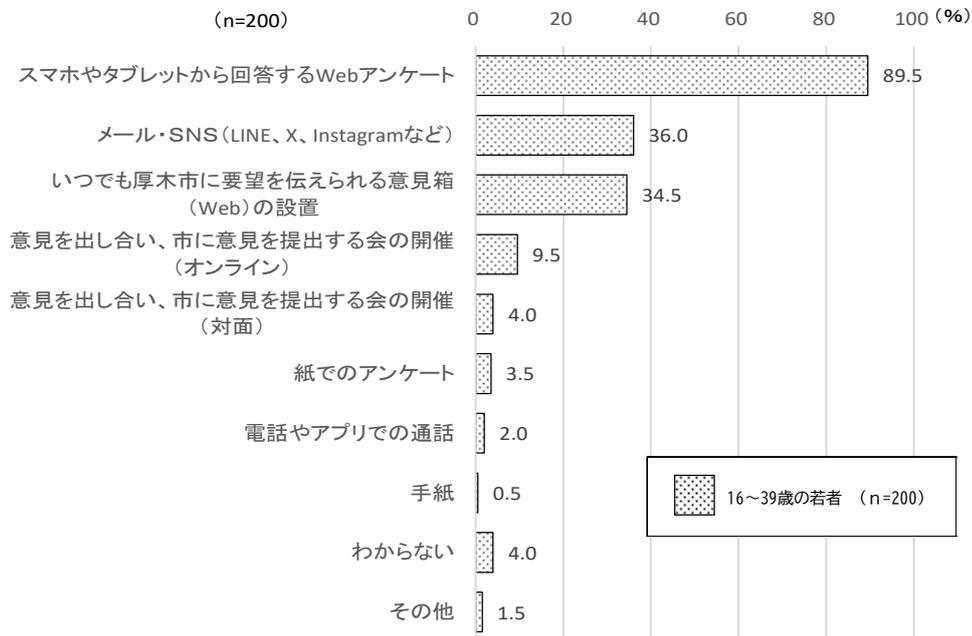
(5) 力を入れてほしいこども・若者施策

若者の意向調査の結果、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」が35.5%と最も多く、次いで「就職に向けた支援や雇用機会の拡大促進」が27.0%、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」が24.0%となっています。



(6) 意見表明しやすい方法 (若者)

「スマホやタブレットから回答するWebアンケート」が89.5%と最も多く、次いで「メール・SNS (LINE、X、Instagramなど)」が36.0%、「いつでも厚木市に要望を伝えられる意見箱 (Web) の設置」が34.5%となっています。



6 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少に伴いこどもの数は減少していますが、未就学児保護者の平日の保育施設の利用意向では、認可保育所や小規模な保育施設が増加しており、現状、保育所等の入所児童数・入所率はおおむね増加傾向です。また、認定こども園の保育需要は、年によって変動はありますが、微増傾向にあります。女性の就業率は上昇しており、母親の就労、特にフルタイムが増加していることから、引き続き、保育施設の確保が必要です。

なお、市立放課後児童クラブ入所児童数・入所率も増加傾向にあるため、受入人数の拡大が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

育児休業の取得状況は、父親・母親ともに増加しています。引き続き、子育てと就労の両立、ワーク・ライフ・バランスなど適切な就労環境づくりを促進する必要があります。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

就学児の保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方では、児童クラブと習い事が増加しており、放課後を学習や体験など効果的に過ごせる場所を希望する傾向が見受けられます。

国の主導のもとに進められている「こども誰でも通園制度」を始め、子育てニーズは多様化・複雑化しているため、保育や教育を始めとする様々な分野でニーズを把握し、工夫を重ねることが求められています。

(4) 子育て支援事業の充実

子育て支援に役に立った事業については、未就学児の保護者の調査では、紙おむつ支給、医療費助成、保育・教育施設、子育て支援センターなどが挙げられています。

生活状況については、未就学児と就学児の保護者の調査結果によると、半数以上が現在の暮らしの状況が苦しく、主な理由としては家計のやりくりであるとの回答が多かったことから、経済的支援についても継続することが求められています。

また、子育てに関して気軽に相談できる人や場所については、多くの人が持ち得ていますが、「いる／ある」が減少して、「いない／ない」が増加しているため、気軽に相談できる体制の整備が必要です。

(5) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応

外国につながるのある子どもや、障がいや発達への心配がある子ども、医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な支援を必要とする子どもとその家庭への対応が課題となっています。個々の子どもや家庭の事情に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

(6) 規則正しい生活習慣の習得

食事の頻度、就寝時間についての調査では、規則正しい生活ができていないと思われる子どもの数（朝食を毎日摂らない 15.1%、就寝時間の乱れ 23.9%）が明らかになりました。規則正しい生活は、子どもの心身の発達に欠かせない要素であることから、基本的な生活習慣を身に付けられるように、保健、教育などの各分野が連携し、子どもと家庭を支援することが必要です。

(7) ひきこもり傾向にある子ども・若者への対応

令和5（2023）年度の間連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、不登校を理由とする者は、小学校は児童総数の1.35%、中学校は生徒総数の6.92%という結果になっています。その中には、ひきこもり※1の状態にあると思われる子どもも含まれていました。

また、若者の意向調査においても、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」を求める声がありました。

それぞれの子ども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

※1 ひきこもりの定義（厚生労働省）

様々な要因の結果として社会的参加（就学、教育、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形でも外出をしてもよい）

(8) こどもの気持ちを尊重

小学5年生・中学2年生への調査では、社会に役に立つことをしたいという意見が多く、こどもの社会参画への前向きな気持ちが見られました。このような気持ち、姿勢を後押しすることにより、将来の社会参画につなげていくことが必要です。

また、こどもの相談相手としては、親、学校の友達、学校の先生等いずれか相談する相手がいるとの回答の割合が高かった一方、誰にも相談できない、したくないという回答もありました。安心して相談できる相談先の整備やこどもの気持ちを尊重して寄り添うことが必要です。

(9) 多様な居場所づくり

こどもに、「あれば利用したい」と思う施設について聞いたところ、勉強を無料でみえてくれる場所とこども食堂が多い状況でした。

利用したことがある人からは、利用により、「友達が増えた」、「楽しみが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」といった変化があったと回答がありました。学習支援や食事の提供といった直接的な効果に加え、心の拠り所にもなっていることから、こどもの居場所づくりについては、関連する施策も含め、充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

小・中学生を対象とした調査では、「こどもまんなか社会」のイメージについて、こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会という回答が最も多くなっています。意見表明しやすい方法としては、Webによるアンケートという回答が特に多くなっていることから、ICT（情報通信技術）の活用等を通じて、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

また、若者も同様の回答でしたが、若者を対象に実施した調査では、回収率の低さが目立ちました。若者の意見を聴くためには、その手段や働きかけを検討する必要があります。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者の意向調査では、市に力を入れてほしいこととして、結婚を望む場合の支援が20.0%ありました。現状では、婚姻数、婚姻率ともに、減少傾向になっています。

若者本人が、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望む場合に、希望がかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者の意向調査では、若者が悩んでいることや不安に思っていることとして、「収入・貯金」、「将来のこと」が多い状況です。市に力を入れてほしい取組としても就職に向けた支援や雇用機会の拡大といった経済的支援が挙げられていました。若者が希望する職業に就いて継続的に勤務し、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくるのが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活することです。

こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

2 基本方針

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、次の4つの基本方針を設定します。

こどもの権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ります

こどもは生まれながらに権利の主体であり、こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ることは、社会全体の重要な責務です。こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、こども・若者の自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押ししていきます。また、考え方や、人種、民族、国籍、障がいの有無、家庭環境等による差別的取扱いや、虐待、いじめ、犯罪や暴力などの権利の侵害からこども・若者を守ります。そして、貧困と格差への対応を図ることで、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように取り組みます。

こども・若者や子育て当事者の視点と意見を尊重します

こども・若者が、自分の意見を形成、表明し、社会に参画することは、権利の主体として重要なことです。本人の意見を、年齢や発達の程度に応じて、形成、表明しやすい環境や、こども・若者、子育て当事者が安心して意見を述べる場や機会をつくり、それぞれの意見を尊重します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長過程は、成育環境に大きく依存し、個人差があり、乳幼児期からの連続性を持つものです。こども・若者が必要とする支援が、特定の年齢で途切れることがないように、各種分野の関係機関・団体が連携し、教育、保育、保健、医療、福祉に関する支援を横断的、総合的に展開していきます。

また、子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くものであるため、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えていきます。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱いたりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合える環境づくりに取り組みます。

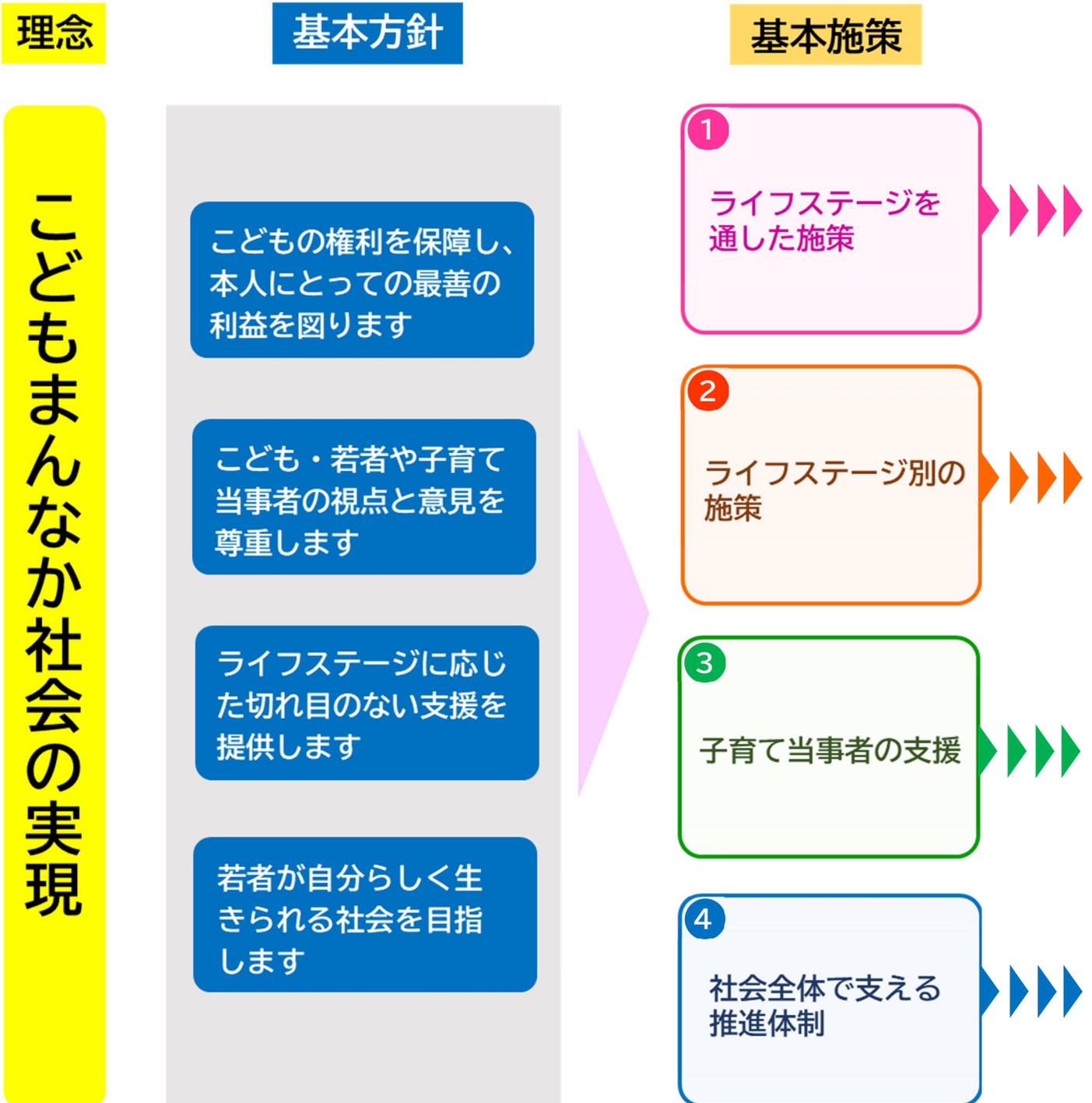
若者が自分らしく生きられる社会を目指します

若者が社会の中で自らをいかす場を持ち、安定した生活基盤と将来の見通しを持つことができるように支援していきます。若者が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消、貧困の連鎖の防止のためにも重要です。多様な価値観や考え方を尊重することを大前提としながら、若者が自らの主体的な選択により、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望んだ場合に、それぞれの希望に応じられる社会づくりを目指します。

また、共働き世帯が増加し、結婚、出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことも必要です。子育て当事者である女性と男性が共にこどもと過ごす時間をつくり、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てができるよう、職場を含めた地域全体で子育てを応援し支えていく社会の実現に向けて取り組みます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に沿った施策を展開していきます。本市のこども・若者関連施策と「こども大綱」における施策の方向性との整合性を図るた



SDGs の目標

1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
-----------	----------------	---------------	-----------------	--------------	------------------	-----------------------

め、「こども大綱」に基づく「基本施策」を設定し、重点施策、個別施策を体系的に整理しました。

重点施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (2) 多様な遊びや体験の場づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) こども・若者が活躍できる機会づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (4) 切れ目のない保健・医療の提供 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 医療
- (5) こどもの貧困対策 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (6) 障がい児・医療的ケア児等への支援 ■ 次世代 ■ 少子化 ■ 医療
- (7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 若者
- (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 若者

- (1) こどもの誕生前から幼児期までの施策
 - －1 妊娠・出産・幼児期の支援 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 医療
 - －2 安心できる幼児教育・保育 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 少子化
- (2) 学童期・思春期の施策
 - －1 質の高い教育 ■ 次世代 ■ 少子化 ■ 医療
 - －2 居場所づくり ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 若者
 - －3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
 - －4 いじめ防止対策 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
 - －5 不登校のこどもへの支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) 青年期の施策 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (4) ひとり親家庭への支援 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 少子化

- (1) 多様な声を施策に反映 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 少子化
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

■ 子支援 …子ども・子育て支援事業計画

■ 次世代 …次世代育成支援行動計画

■ 貧困 …こどもの貧困解消対策計画

■ 若者 …子ども・若者育成支援計画

■ 少子化 …少子化社会対策に係る事項

■ 医療 …成育医療等に関する計画

●重点施策・個別施策

基本施策	重点施策	個別施策
① ライフステージを通じた施策	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	① こども・若者の権利を始めとする人権啓発
	(2) 多様な遊びや体験の場づくり	① 遊びや体験活動の推進 ② 読書活動の推進 ③ こどもまんなかまちづくり
	(3) こども・若者が活躍できる機会づくり	① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進 ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解
	(4) 切れ目のない保健・医療の提供	① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供 ② 食育の普及啓発
	(5) こどもの貧困対策	① 教育の支援 ② 生活の安定のための支援 ③ 子育て当事者の就労の支援 ④ 相談体制の整備
	(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり ② 障がいのあるこどもの学びの充実
	(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援	① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進 ② ヤングケアラー等への支援
	(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	① こども・若者の自殺対策 ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援 ③ 安全教育の推進 ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備 ⑤ 非行防止と自立支援の推進

基本施策	重点施策	個別施策
② ライフステージ別の施策	(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策	(1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援 ① 出産に関する支援等の更なる強化 ② 産前産後の支援の充実と体制強化 ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供 ④ 乳幼児健診等の推進 ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障
		(1) - 2 安心できる幼児教育・保育 ① 地域の身近な場を通じた支援の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続 ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
	(2) 学童期・思春期の施策	(2) - 1 質の高い教育 ① こどもと向き合う時間の確保 ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ③ こどもの体力の向上のための取組の推進 ④ 学校保健の推進 ⑤ 学校給食の充実
		(2) - 2 居場所づくり ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり ② 放課後児童対策
		(2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ① 主権者教育の推進 ② 消費者教育の推進
		(2) - 4 いじめ防止対策 ① いじめ防止対策の強化
		(2) - 5 不登校のこどもへの支援 ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化
(3) 青年期の施策	① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援 ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実	

基本施策	重点施策	個別施策
③ 子育て当事者の支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減 ② 医療費等の負担軽減
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進 ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進 ③ 家庭教育支援
	(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	① 仕事と子育てが両立できる環境づくり
	(4) ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭が抱える課題への支援
④ 社会全体で支える推進体制	(1) 多様な声を施策に反映	① 多様な声を施策に反映させる工夫
	(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上
	(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革	① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革



第4章 施策の展開

基本施策① ライフステージを通じた施策



重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【施策の方向】

全てのこども・若者に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障されていること、自らが権利の主体であることを広く周知します。こどもの教育、養育の場においては、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利の理解促進や人権教育を推進します。

また、こども・若者の権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こども・若者に関わり得る全ての大人や広く社会全体に対して、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

【個別施策】

- ①こども・若者の権利を始めとする人権啓発

【具体的な取組】

- 人権講座「ヒューマンカレッジ」の開催
- 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発活動の実施
- こどもまんなか月間（5・11月）に合わせた啓発活動の実施 など



【施策の方向】

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体を使ったり、友だちや周りの大人と協力したりしながら、遊びを充実・発展させていくことは、言語や数などの理解を促し、創造力や思いやり、やり抜く力などの社会性を育み、生涯を生き抜く力を得ることにつながります。こどもが、年齢や発達に応じて、多様な遊び・体験ができる機会や場を意図的・計画的に創出します。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであることから、家庭や学校を中心に読書活動の推進を図ります。

また、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

【個別施策】

- ①遊びや体験活動の推進
- ②読書活動の推進
- ③こどもまんなかまちづくり

【具体的な取組】

- 遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場の創出
- 国内友好都市訪問による自然体験学習の実施
- 七沢自然ふれあいセンターやあつぎこどもの森公園などの自然環境の活用
- 環境教育講座や生き物調査の実施
- 森林整備の実技体験や市内間伐材の活用の推進
- 郷土芸能の継承・普及や音楽文化の普及向上の支援
- 学校司書の配置や図書の購入など学校図書館の充実
- こどもが読書に楽しむ機会の提供や電子図書館の充実
- 安心して利用できる公園整備や地域交通環境の向上 など

【施策の方向】

こども・若者が未来を切り開いていくためには、自由で多様な選択ができる環境の中で、夢や希望を持ち、のびのびとチャレンジできるようにしていくことが必要です。

また、異文化や日本の伝統・文化など多様な価値観への理解を深められるように、国際理解、国際交流を推進するとともに、性別や国籍にかかわらず、それぞれの可能性を広げていくことができるよう、男女平等や多様性への理解を深める取組を推進します。

【個別施策】

- ①こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ②こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

【具体的な取組】

- 児童・生徒の国際理解と英語教育の推進
- 海外・国内友好都市等との交流促進
- 外国籍児童・生徒等に対する指導や支援の充実
- 日本語教室の開催と日本語ボランティア講師の養成
- 人権擁護委員による人権相談の実施
- 市民の人権問題に対する意識調査 など



重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

【施策の方向】

妊娠期、出産期、産後の健康管理に係る支援を推進することにより、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポートするとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなぐため、切れ目のない支援体制を構築します。

令和5（2023）年に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、親や身近な養育者が正しい知識を持ち、社会全体で見守りや子育てに協力できるよう、普及啓発を促進するとともに、全てのこどもの健やかな成長を見守り育むことができる地域づくりを目指します。

また、食育については、こどもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかな成長が図られるよう、普及啓発を推進します。

【個別施策】

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

【具体的な取組】

- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 小児救急医療への対応
- 健やかな成長のための食育の推進 など

【施策の方向】

こどもの貧困は、経済的な困難だけではなく、心身の健康や教育を受ける機会の喪失を始め、こどもの権利利益の侵害や、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育と生活の安定、保護者の就労の支援など、地域や社会全体で解消に向けて取り組みます。

また、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

【個別施策】

- ①教育の支援
- ②生活の安定のための支援
- ③子育て当事者の就労の支援
- ④相談体制の整備

【具体的な取組】

- 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援
- 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の学用品費等を支援
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- フードバンク活動への支援
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 生活困窮者の自立に向けた支援
- 就労に向けた基礎能力形成等の支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童・生徒とその保護者等が抱える課題改善のための相談活動 など

【施策の方向】

障がいや発達に特性のあるこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができるよう、適切な訓練や社会との交流促進を行い、その発達や将来の自立を支援します。

障がい児の支援体制の強化と小学校等の学びの場の整備・充実を両輪としたインクルーシブ教育の実現に向けた取組を推進し、保健、医療、福祉、保育、教育など関係者の連携の下で、乳幼児期から障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を早い段階から進めていきます。

【個別施策】

- ①障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ②障がいのあるこどもの学びの充実

【具体的な取組】

- 児童発達支援事業所における生活能力向上のための訓練や援護
- 児童発達支援センター「ひよこ園」における児童の指導や相談支援
- 市立小・中学校や幼稚園・保育所等の医療的ケア児の訪問看護支援
- 療育相談センター「まめの木」における療育相談等の実施
- 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備
- インクルーシブ教育の実現に向けた支援体制づくり など



【施策の方向】

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援に向けて、こども家庭センターの体制を強化し、訪問家事支援などの家庭支援を始め、こどもや親子の居場所支援などを推進します。また、こども家庭センターが中心となって、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して、地域の保育所や学校、支援の担い手である民間団体などを含めた、地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯や要保護児童を継続的に支援し、虐待予防の強化に取り組みます。

ヤングケアラーについては、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、福祉、介護、医療、教育などの関係者と連携しながら早期発見に努め、対象となるこども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【個別施策】

- ①こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ②ヤングケアラー等への支援

【具体的な取組】

- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- 家庭における養育が一時的に困難になった児童の保護 など



【施策の方向】

こども・若者が、自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援として、自殺対策の体制強化を図りながら、厚木市自殺対策計画に基づく総合的な取組を進めます。

また、増加するインターネット犯罪などにこども・若者が巻き込まれないように、安心・安全にインターネットを利用するための啓発や、ICT（情報通信技術）活用におけるリテラシー教育などに取り組みます。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進するとともに、困ったときなどに相談しやすい体制を整備します。

さらに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するために、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。

【個別施策】

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

【具体的な取組】

- 自殺予防に関する普及啓発
- 専門家による相談など、相談しやすい体制づくり
- 市立小・中学校のICT（情報通信技術）機器の適切な利用指導
- 本厚木駅周辺的环境浄化
- 交通安全、通学路等の安全対策
- 犯罪や非行の防止のための活動支援 など

基本施策② ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

(1) -1 妊娠・出産・幼児期の支援

【施策の方向】

妊娠・出産に関する相談体制を始め、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、幼児期までが、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期であることから、就学前のこどもが、遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場を創出します。

【個別施策】

- ① 出産に関する支援等の更なる強化
- ② 産前産後の支援の充実と体制強化
- ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
- ④ 乳幼児健診等の推進
- ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障

【具体的な取組】

- 出産育児一時金の支給
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊産婦及び乳幼児の健康診査や保健指導等の支援
- 子育て支援センターに遊びから学ぶ機能を拡充 など

(1) -2 安心できる幼児教育・保育

【施策の方向】

保育所等の待機児童ゼロを維持するとともに、保護者の就業の状況にかかわらず、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援の充実に努めます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安心・安全な環境と幼児教育・保育の質の向上を図りながら、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。

学びの連続性を踏まえて幼保小（幼稚園、保育所、小学校）の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、こどもの育ちを支える保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善を進めます。

【個別施策】

- ①地域の身近な場を通じた支援の充実
- ②幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
- ③保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

【具体的な取組】

- 幼稚園での預かり保育の充実
- 保育所・幼稚園の施設整備
- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 病児保育事業の推進
- 保育士等の資質向上研修
- 幼保小の連携推進
- 認定こども園の幼児教育・保育の環境整備
- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 幼稚園教諭・保育士の奨学金、転入、復職に係る助成 など

(2) -1 質の高い教育

【施策の方向】

教職員の処遇改善やICT（情報通信技術）の活用など、学校における働き方改革を進め、教職員が子どもと向き合う時間を確保することにより、子ども一人一人の可能性を伸ばします。

将来にわたり子どもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

また、健康診断や薬物乱用防止教育など、子どもたちの健康を保持します。さらに、学校給食の充実を図るとともに、学校給食の無償化により子どもの健やかな成長を支えます。

【個別施策】

- ①子どもと向き合う時間の確保
- ②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ③子どもの体力の向上のための取組の推進
- ④学校保健の推進
- ⑤学校給食の充実

【具体的な取組】

- 児童・生徒の学習をサポートするための支援員の配置
- 市立小・中学校に配備するICT（情報通信技術）機器の安定的な利用環境の整備
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進
- スポーツの普及・推進
- 体力向上や健康増進
- 市立小・中学校における健康診断等の実施
- 市立小・中学校における学校給食の充実 など

(2) -2 居場所づくり

【施策の方向】

学習支援や食事の提供など明確な目的のある居場所や、気軽に訪れて好きなことをしたり、静かに過ごしたりできる居場所など、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

多くのこども・若者の居場所となっている児童館や公民館、図書館などの社会教育施設について、より良い居場所となるよう改善に取り組みます。

また、保護者の就労などで放課後に適切な保育が受けられないこどもが、安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの受け皿を拡大し、待機児童を生じさせない安定的な受入体制を整えます。

【個別施策】

- ①こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ②放課後児童対策

【具体的な取組】

- 児童に健全な遊びを提供する児童館の運営
- 図書館、(仮称)未来館の機能の充実
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 市立放課後児童クラブの運営と待機児童対策
- 民間の放課後児童クラブの運営支援 など



(2)-3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報共有や教育

【施策の方向】

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育や消費者教育を推進します。

【個別施策】

- ①主権者教育の推進
- ②消費者教育の推進

【具体的な取組】

- 選挙の意義や模擬投票など小学生から高校生までもを対象にした講座の開催
- 消費者被害を未然に防止するための講座や啓発活動の実施 など

(2)-4 いじめ防止対策

【施策の方向】

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。

また、いじめの相談から解消までの細やかな対応や、重大事態の対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進など、市全体が連携して、いじめ防止対策の体制構築に取り組みます。

【個別施策】

- ①いじめ防止対策の強化

【具体的な取組】

- 関係機関の連携によるいじめ防止対策 など

(2) -5 不登校の子どもへの支援

【施策の方向】

不登校については、取り巻く環境によっては、どの子どもにも起こり得るものであり、それ自体が問題行動として受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT（情報通信技術）等を活用した学習支援や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

支援に当たっては、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と支援について連携・分担する体制を整え、未然防止、早期対応を図り、社会的自立を目指します。

【個別施策】

①不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

【具体的な取組】

- 不登校等の未然防止に向けた校内の教育相談体制の構築
- 市立小・中学校内に校内教育支援センター・フリールームの設置促進
- 学校外の「教育支援教室」（なかま教室・なかまルーム）の運営
- 公民館での「出前なかまルーム」の開催 など



重点施策(3) 青年期の施策

【施策の方向】

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるように、若者への就職支援に取り組みます。

出会いの機会・場の創出支援については、効果の高い取組を推進し、より広域での展開や官民の連携、伴走型の支援を充実させます。

また、進学や就職、人間関係についての悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、心のSOSサインに気づいたときの対処法や、相談支援・サービスなどに関する必要な情報を提供します。

あわせて、子育てに優しい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

【個別施策】

- ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

【具体的な取組】

- 保育士、幼稚園教諭、看護職、歯科衛生士等の就労支援
- 市内中小企業の人材確保に対する支援
- 市内在住勤労者の奨学金返済に対する助成
- 市内中小企業の生産性向上と賃上げに対する支援
- 定住促進や交流の場創出の取組実施
- 市内に転入する子育て世帯等の住宅取得費用等の支援
- 相談体制の充実 など

基本施策③

子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【施策の方向】

医療費の助成を始め、幼児教育・保育の無償化や、高等学校の修学支援など、乳幼児期から高校生まで切れ目のない経済的負担の軽減に取り組みます。

【個別施策】

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の補助
- 預かり保育を行う認定こども園・幼稚園の支援
- 教材費、副食費の補助
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- 児童手当の支給
- こどもの医療費の自己負担額の助成 など



【施策の方向】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

地域の身近な場所にある相談機関では、子育て当事者の気持ちを受け止め寄り添いながら、日常的に相談を受け、必要な支援につなげるとともに、プッシュ型の情報提供を行います。

日常生活において、一時的に家庭で保育ができない場合の一時預かりの実施や、サービスを求める側と提供する側とを結ぶファミリー・サポート・センターに関する取組を推進します。

家庭におけるこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための情報提供を始め、身近に相談相手がない保護者に寄り添い、切れ目なく支援していくための家庭教育支援を推進します。

【個別施策】

- ①地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ②一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③家庭教育支援

【具体的な取組】

- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 地域の身近な子育て相談機関の充実
- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 託児室での一時預かりの実施
- 市立小・中学校のPTA活動の支援
- 幼稚園保護者会、小・中学校PTAの家庭教育学級の開設支援
- 家庭教育の必要性や重要性の啓発
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進 など

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【施策の方向】

夫婦が互いに協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、支援する社会をつくるため、市内の企業に対し育児休業制度や働き方改革などの意識啓発を図ります。

また、育児や家事の負担を軽減できる支援を推進します。

【個別施策】

- ①仕事と子育てが両立できる環境づくり

【具体的な取組】

- 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進に対する啓発
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】

ひとり親家庭が抱える多様な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などに取り組みます。

【個別施策】

- ①ひとり親家庭が抱える課題への支援

【具体的な取組】

- 保護すべき母子の母子生活支援施設の入所を支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童扶養手当の給付 など

基本施策④

社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

【施策の方向】

全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、施策に反映できるように、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫に努めます。

【個別施策】

- ①多様な声を施策に反映させる工夫

【具体的な取組】

- 意見を表明しづらいこども・若者の意見を聴くための手法や働きかけ

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

【施策の方向】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、青少年教育施設の職員、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、青少年指導員、青少年相談員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図り、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

また、地域における身近な大人や若者のボランティアなど、多様な人材の確保・育成を始め、子育て支援関係団体等との連携強化を図ります。

【個別施策】

- ①こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 民間保育所、地域型保育施設の運営支援
- 関係機関に対するこどもの発達や特性に係る相談や講座の実施
- 民生委員・児童委員の研修実施
- 青少年健全育成関連団体の活動支援
- 教職員の健康保持・増進 など

【施策の方向】

地域や企業、個人など、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援する社会となるよう、社会全体の意識改革を図る取組「こどもまんなかアクション」を進めることにより、こども・若者、子育て当事者が気兼ねなく制度やサービスを利用できる環境をつくります。

妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する周囲の方の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

【個別施策】

①こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

【具体的な取組】

- こどもまんなかアクションの取組推進
- こどもまんなか月間（5・11月）に合わせた啓発活動の実施
- 育児休業制度や働き方改革などの啓発活動の実施 など





第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

本市では、同法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進していくために、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、ニーズ調査結果や幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まりなどを勘案して「量の見込み」を推計し、その受け皿となる「確保方策」を具体的に目標に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本市においては、それらを勘案し検討した結果、地域による大きな差が見られないことから、厚木市全体を1区域として設定します。

（1）地区別世帯数及び人口

地区名	世帯数	人口総数		こどもの数 (0～14歳)	
		男	女		
厚木地区	20,232	35,790	18,426	17,364	3,631
依知地区	14,211	31,237	16,653	14,584	3,530
睦合地区	18,797	40,968	21,038	19,930	4,809
荻野地区	11,108	25,048	12,671	12,377	2,662
小鮎地区	6,178	13,747	7,078	6,669	1,322
南毛利地区	22,936	49,677	25,675	24,002	5,807
玉川地区	1,172	3,168	1,580	1,588	237
相川地区	6,535	14,140	7,502	6,638	1,621
緑ヶ丘地区	1,753	3,785	1,823	1,962	556
森の里地区	2,609	6,026	2,966	3,060	397
計	105,531	223,586	115,412	108,174	24,572

住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在）

2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策

国から示された基本指針に沿って、必要とされる量の見込み（需要）を算出し、その提供体制の確保（供給）の内容及び実施時期を定めます。

計画値については、県と法定協議を実施し、県が策定する計画の基礎数値としています。実績や社会情勢の変化、国の施策の動向を踏まえ、必要な場合には、計画値の調整を行います。

- 量の見込み数：どのくらい需要があるか
- 確保数：どのくらい供給するか

※確保方策における人数は、認可定員数を基本として設定しますが、認可定員と利用定員がかけ離れている場合は、利用定員や利用可能定員で設定します。

※認可定員数とは、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の設置に当たり、県に認可又は認定された定員数です。

（1）利用するこどもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	定義	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみのこども（保育の必要性なし）	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等

ア【1号認定】3～5歳 幼稚園、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の見込み		人	1,643	1,402	1,360	1,306	1,273	1,234
②確保方策	認定こども園・幼稚園(施設型給付)	人	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
	幼稚園(私学助成)	人	440	440	440	440	440	440
	合計	人	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858
②－①		人	215	456	498	552	585	624
量の見込み・確保方策の内容		量の見込みは、令和5(2023)年度に実施した厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果から、国から示された市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きに基づき算出しています。 確保方策は、認可定員ではなく、利用定員や利用実績により設定しています。なお、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

イ【2号認定】3～5歳 保育所、認定こども園、幼稚園(定期的な預かり)の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	326	311	302	290	283	274
	上記以外	人	2,179	2,142	2,139	2,111	2,115	2,105
	合計	人	2,505	2,453	2,441	2,401	2,398	2,379
②確保方策	認可保育所	人	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899
	認定こども園	人	411	411	411	411	411	411
	幼稚園預かり保育	人	357	357	357	357	357	357
	合計	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
②－①		人	162	214	226	266	269	288
量の見込み・確保方策の内容		量の見込みは、待機児童が発生していない令和3(2021)年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

ウ【3号認定（1）】1～2歳 保育所、地域型保育事業、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計人口		人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
①量の見込み		人	1,225	1,244	1,247	1,239	1,231	1,220
②確保方策	認可保育園	人	987	990	998	990	987	987
	地域型保育事業	人	209	209	204	204	204	204
	認定こども園	人	39	39	39	39	39	39
	幼稚園接続保育	人	6	6	6	6	6	6
	合計	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
②－①		人	16	0	0	0	5	16
量の見込み・確保方策の内容		<p>量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。</p> <p>確保方策は、幼稚園接続保育を新たに本計画から確保方策とします。また、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、家庭的保育事業施設が閉所する予定のため、令和8（2026）年度から減少します。なお、3号認定（0歳）や2号認定の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。</p> <p>※幼稚園接続保育：幼稚園型一時預かり事業による2歳児の受入れ</p>						

各年度4月時点

エ【3号認定（2）】0歳 保育所、地域型保育事業の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計人口		人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
①量の見込み		人	209	214	208	213	213	212
②確保方策	認可保育園	人	308	308	308	308	308	308
	地域型保育事業	人	80	80	80	80	80	80
	合計	人	388	388	388	388	388	388
②－①		人	179	174	180	175	175	176
量の見込み・確保方策の内容		<p>量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。</p> <p>確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、3号認定（1～2歳）の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。</p> <p>また、年度途中での利用希望が大幅に増加します。</p>						

各年度4月時点

オ【保育利用率について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を、5年間の計画期間内で目標値を設定することとなっています。保育の需要動向等を勘案して、以下の保育利用率を設定します。

(ア) 3号認定（0歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計児童数	人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
3号認定こども (0歳)の確保数	人	388	388	388	388	388	388
保育利用率	%	31.5	32.8	34.1	35.4	36.8	38.3

(イ) 3号認定（1～2歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計児童数	人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
3号認定こども (1～2歳)の確保数	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
保育利用率	%	47.3	48.3	49.9	51.5	53.5	55.6

(ウ)【参考】2号認定（3～5歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計児童数	人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
2号認定こども (3～5歳)の確保数	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
保育利用率	%	59.9	62.7	64.7	67.4	69.1	71.3

3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	厚木市子育てコンシェルジュ こども家庭センター（ひだまり広場）	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターもみじの手等	○			
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	産婦新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業、 その他要保護児童等の 支援に資する事業	スマイルサポート事業 ほっとタイムサポーター事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業				○
(8) -1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児	幼稚園型一時預かり事業 幼児教育支援事業			○	
(8) -2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外	一般型一時預かり事業 余裕活用型一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ運営事業 地域児童クラブ育成支援事業 待機児童対策放課後児童 クラブ施設運営費補助金			○	
(12) 実費徴収に係る補足 給付を行う事業	就園児実費徴収補助事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業				○
(13) 多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	対象事業なし				○
(14) 妊婦等包括相談支援 事業	妊婦等包括相談支援事業	○			
(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業			○	
(16) 産後ケア事業	産後ケア事業	○			

※種別の「○」は、主となる事業とする。

(1) 利用者支援事業

【厚木市子育てコンシェルジュ、こども家庭センター(ひだまり広場)等】

※表題の事業名は法定事業名、【】内は厚木市の事業名。以下同じ。

「厚木市子育てコンシェルジュ」は、子育て支援センター等に配置し、こどもや保護者、妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

こども家庭センターにおいては、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦の方の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。

また、支援を必要とする妊産婦の方やその家族が利用できる母子保健サービスについて情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的に支援を行います。

これまでの相談対応等の状況を踏まえ、地域の身近な場所にある子育て相談機関では、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育て支援等に関する情報の提供を行い、必要な支援につなげていきます。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	施設数	36	36	36	36	36	36
確保方策	施設数	38	36	36	36	36	36

(2) 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センターもみじの手等】

乳幼児とその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助をする事業です。

本市では、子育て家庭の保護者とそのこどもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場として、常設の子育て広場を提供しています。

今後においても、子育て支援センター等の拠点を確保し、利用者ニーズに積極的に対応します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用回数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
確保方策	年間延べ 利用回数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査事業【妊婦健康診査事業】

妊婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するため、妊娠期間中必要に応じた「医学的検査」、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を補助します。

妊婦の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象とし、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	年間延べ 利用回数	14,167	13,408	12,887	12,400	11,925	11,460
確保方策	年間延べ 利用回数	16,303	15,430	14,830	14,270	13,723	13,188

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握をする事業です。

産婦新生児訪問指導事業として、出産後2か月までの産婦と乳児に対し、訪問による計測や健康観察、保健指導を行います。この事業で訪問できなかった家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、全ての家庭を訪問します。

乳児家庭の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象として、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	人	1,200	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
確保方策	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012

(5) 養育支援訪問事業

【スマイルサポート(育児支援家庭訪問)・ほっとタイムサポーター事業】

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施します。

今後はこれまでの実績を踏まえつつ、ニーズの動向を見極めながら、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	件数	97	140	140	140	140	140
確保方策	件数	150	150	150	150	150	150

(6) 子育て短期支援事業【ショートステイ事業、トワイライトステイ事業】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護をする事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、2歳から小学校就学前までの児童を養育している家庭の保護者が、疾病、出産、看護、事故、災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設などで適切に保護します。利用期間は7日以内となっています。

今後は、ニーズの動向を見極めながら、定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	0	70	70	70	70	70
確保方策	年間延べ 利用人数	0	70	70	70	70	70
施設数	箇所	0	1	1	1	1	1



(7) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助をすることを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

こどもの数は減少傾向にありますが、保護者の就労などで、保育施設等への送迎や帰宅後の預かりなどのニーズは高い状況を維持しています。

今後も、地域に根ざした、市民相互による子育て支援事業として、これまでの実績を踏まえつつ、さらにその充実を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	3,332	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645
確保方策	年間延べ 利用人数	3,956	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645

(8) - 1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児 【幼稚園型一時預かり事業、幼児教育支援事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間以外に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護をする事業です。

幼稚園におけるこれまでの実績を踏まえつつ、今後は、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりなどによる利用希望の増加を見極めながら、事業者による定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども育成課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786
確保方策	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786

(8) - 2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外

【一般型一時預かり事業、余裕活用型一時預かり事業】

幼稚園在園児以外の一時預かりについては、保育所等において、保護者の育児疲れ解消や急病・入院、短期のパートタイム就労などに伴う緊急・一時的な預かり事業です。

今後は、保育所等における一時預かり枠の確保を促進し、柔軟な保育対応ができる環境づくりを進めます。

【主な担当課：こども育成課、保育課、こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	10,286	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639
確保方策	年間延べ 利用人数	12,043	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639



（9）延長保育事業【延長保育事業】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。11 時間（短時間の認定を受けた場合は 8 時間）の開所時間を超えた時間帯の保育となります。

多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者とも連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を促進します。

【主な担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	25,607	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507
確保方策	年間延べ 利用人数	32,689	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507

（10）病児保育事業【病児・病後児保育事業】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

今後は、医療機関等との連携を進めながら、病児・病後児保育に対応できる体制の確保を図り、ニーズ動向を踏まえた対応施設の充実等、きめ細かい確保を行います。

【主な担当課：保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	100	120	120	120	120	120
確保方策	年間延べ 利用人数	170	120	120	120	120	120
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業、待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金】

本市では、小学校の教室等を活用した市立放課後児童クラブ（23 クラブ）の運営や、民間の地域児童クラブの運営を支援することで、保護者の就労や疾病等により、放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、集団生活や遊びなどを通し、日常生活指導を行い、児童の健全育成を図っています。

今後は、これまでの実績を踏まえつつ、待機児童が発生している児童クラブがあることから、引き続き定員枠の確保・充実を図っていきます。

【担当課：こども育成課】

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
6 歳	人口推計	人	1,587	1,557	1,456	1,468	1,353	1,328
	①量の見込み	人	604	593	560	564	520	511
7 歳	人口推計	人	1,637	1,599	1,568	1,467	1,479	1,363
	②量の見込み	人	606	595	562	566	522	513
8 歳	人口推計	人	1,741	1,641	1,603	1,572	1,471	1,483
	③量の見込み	人	412	404	382	385	355	349
9 歳	人口推計	人	1,768	1,742	1,642	1,604	1,573	1,472
	④量の見込み	人	242	237	224	226	208	204
10 歳	人口推計	人	1,779	1,774	1,748	1,648	1,610	1,579
	⑤量の見込み	人	92	90	85	86	79	78
11 歳	人口推計	人	1,863	1,783	1,778	1,752	1,652	1,614
	⑥量の見込み	人	40	39	37	37	34	34
人口推計合計		人	10,375	10,096	9,795	9,511	9,138	8,839
⑦（①～⑥） 量の見込み合計		人	1,996	1,958	1,850	1,864	1,718	1,689
確保 方策	⑧利用可能人数	人	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249
	施設数	箇所	51	51	51	51	51	51
⑧－⑦		人	253	291	399	385	531	560

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【就園児実費徴収補助事業、実費徴収に係る補足給付事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用を助成します。

今後は、国・県、利用者及び他の費用助成事業の状況等を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

【担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	445	415	402	386	384	385
確保方策	年間延べ 人数	470	415	402	386	384	385

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助し教育保育の提供体制の確保を図ります。

※今後、待機児童が発生した場合には、必要に応じて実施します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげていきます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036
確保方策	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【乳児等通園支援事業】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施し、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境づくりを進めます。令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8(2026)年度から新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

【担当課：保育課】

		単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
	確保 方策	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
1歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
	確保 方策	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
2歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	432	396	360	336
	確保	年間延べ 人数	-	432	396	360	336

(16) 産後ケア事業【産後ケア事業】

出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行い、誰もがより安心・安全な子育てができる環境づくりを進めます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の 見込み	年間延べ 人数	456	438	422	406	390
確保 方策	年間延べ 人数	456	438	422	406	390



第6章 計画の推進

1 数値目標



本計画の基本理念で目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、次のとおり設定します。

目標	現状値	目標値 R 11(2029)
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）	77.8%(注1)	80.0%
「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	87.2%(注2)	90.0%
自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	82.3%(注3)	90.0%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	51.5%(注4)	70.0%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3%(注5)	70.0%
地域における子育て環境や支援への満足度の割合	51.6%(注6)	70.0%

注1～注3：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学5年児童・中学2年生徒の回答結果。

注4：令和4（2022）年、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」。15～39歳の回答結果。

注5：令和5（2023）年、こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」。16～29歳の回答結果。

注6：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学生以下のこどもがいる保護者の回答結果。

2 計画の推進体制

(1) 厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々に構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における事業や計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、本計画を推進します。

(2) 厚木市こども計画推進委員会

庁内関係部署職員で構成する「厚木市こども計画推進委員会」において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

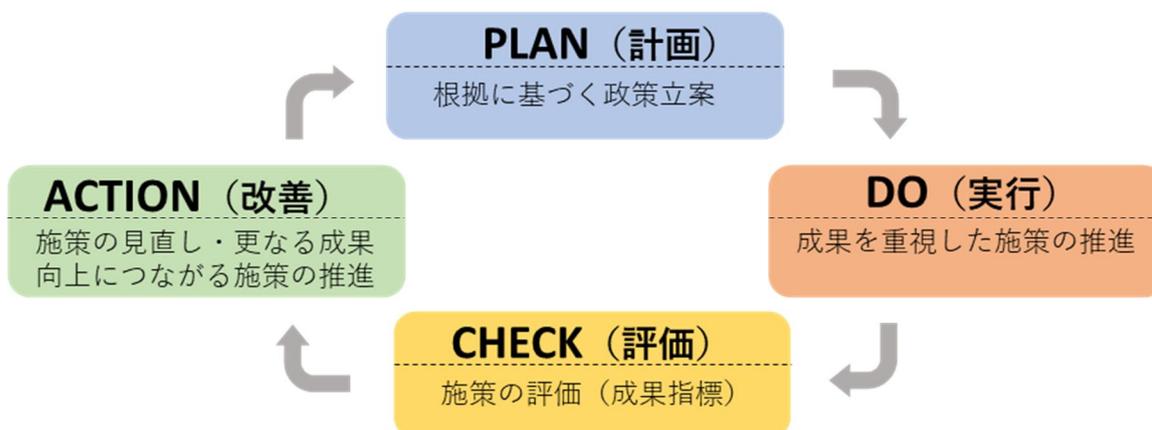
3 計画の進行管理

各施策について、P D C Aサイクルを活用し、効果的なこども・若者施策を推進します。

数値目標については、目標値の到達度を評価するため、令和10(2028)年度にニーズ調査を実施し、達成状況について評価を行い、次期計画の策定に反映します。

個別事業については、施策の効果を的確に把握するため、指標を設定し、年度ごとに、指標の目標値に対する達成状況について評価を行い、評価結果に基づき、課題を整理し、翌年度の取組内容の見直し及び改善を行います。

■ P D C Aサイクルのイメージ



4 関係機関との連携



基本理念を実現するためには、様々な分野での連携が欠かせません。

市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業などの関係機関と連携して、こども・若者一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすことができるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

資料編

1 厚木市子ども育成推進委員会

(1) 厚木市子ども育成推進委員会規則（抄）

平成 25 年 2 月 20 日

規則第 3 号

改正平成 25 年 6 月 26 日規則第 42 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 子どもの育成に関し、優れた識見を有する者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、厚木市子ども育成条例主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

	役職	氏名	選出区分	所属等
1	委員長	山本 聡	学識経験者	神奈川工科大学教授 (教職教育センター副所長)
2	職務代理	宮田 幸紀	学識経験者	厚木市保健福祉審議会会長
3	委員	二見 総一郎	学識経験者	湘北短期大学専任講師
4	委員	多田 智子	教育関係者	元厚木市立小学校長
5	委員	中尾 賢治	幼稚園関係者	厚木地区私立幼稚園協会会長
6	委員	植竹 珠樹	保育園関係者	厚木市保育会監事
7	委員	伊藤 大	地域子育て 関係団体	厚木市青少年健全育成会連絡協議会 理事
8	委員	中山 恵理	事業所関係者	厚木市商工会議所青年部
9	委員	鹿見嶋 愛子	公募市民	
10	委員	山内 智子	公募市民	

令和7(2025)年2月1日現在

敬称略・順不同

2 厚木市こども計画推進委員会

(1) 厚木市こども計画推進委員会規程

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき厚木市におけるこども施策等についての計画（以下「厚木市こども計画」という。）の策定及び推進を図るため、厚木市こども計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 厚木市こども計画の策定に関すること。
- (2) 厚木市こども計画の進捗管理及び推進に関すること。
- (3) その他厚木市こども計画について必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には厚木市こども計画所管部次長を充て、副委員長は厚木市こども計画所管課長を充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚木市こども計画所管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年7月17日から施行する。

厚木市次世代育成支援計画推進委員会は、廃止する。

別表（第3条関係）

厚木市こども計画推進委員会委員

	役職	職名
1	委員長	健康こどもみらい部次長
2	副委員長	こども育成課長
3	委員	保育課長
4	委員	子育て給付課長
5	委員	青少年課長
6	委員	こども家庭センター所長
7	委員	子育て支援担当課長
8	委員	健康医療課長
9	委員	企画政策課長
10	委員	総合計画担当課長
11	委員	行政総務課長
12	委員	財政課長
13	委員	地域包括ケア推進課長
14	委員	市民協働推進課長
15	委員	産業振興課長
16	委員	環境政策課長
17	委員	都市計画課長
18	委員	道路総務課長
19	委員	教育総務課長
20	委員	教育指導課長

令和7(2025)年2月1日現在

3 計画策定の経過

年月日	委員会等	検討内容等
令和5(2023)年 10月17日	令和5(2023)年度 第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第4 期)策定に向けてのニーズ調査 の実施について
12月1日~28日	厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査	
令和6(2024)年 3月14日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市子ども・子育て支援事業 ニーズ調査結果の概要について
6月11日	令和6(2024)年度 第1回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第3 期)について ②あつぎ子ども未来プラン(第4 期)の考え方について
8月28日 ~9月30日	厚木市こども・若者の意向調査	
10月22日	第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①(仮称)厚木市こども・若者みら い計画(素案)について
12月2日~ 令和7(2025)年 1月6日	パブリックコメント	
2月19日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市こども・若者みらい計画に ついて

4 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

(1) 調査の目的

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくために実施しました。

(2) 調査対象

調査の対象者は、令和5(2023)年11月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出しました。

調査の種類	対象者	対象者数
未就学児調査	市内在住の小学校入学前のこどもがいる保護者	2,000人
就学児調査	市内在住の小学生のこどもがいる保護者	2,000人
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	市内在住の小学5年生及び中学2年生	2,000人

※平成30(2018)年度に同様の目的で実施した調査からの変更点

- ・未就学児調査の対象者数を4,000人から2,000人に変更
- ・小学5年児童・中学2年生徒調査を新たに追加

(3) 調査期間

令和5(2023)年12月1日(金)～12月28日(木)

(4) 調査の方法

アンケート調査票を、郵送により配布・回収しました。

(5) 回収状況

調査の種類	母集団数	対象者数	有効回収数	有効回収率
未就学児調査	8,499人	2,000人	862人	43.1%
就学児調査	12,500人	2,000人	832人	41.6%
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	3,826人	2,000人	787人	39.4%

5 こども・若者の意向調査

(1) 調査の目的

この調査は、本計画を策定するに当たり、こども・若者等の意見を施策に反映させるため、その一環として、小・中学生及び16～39歳の若者から直接意見を聴くことを目的に実施しました。

(2) 調査対象

調査の種類	対象者	対象者数
小学6年生調査	厚木市立小学校の6年生	1,838人
中学2年生調査	厚木市立中学校の2年生	1,881人
若者意向調査	厚木市内に居住する16～39歳の若者	2,000人

※ 7月1日時点16～39歳人口：58,239人

(3) 調査期間

令和6(2024)年8月28日(水)～9月30日(月)

(4) 調査の方法

小学6年生・中学2年生は、児童・生徒に1人1台配備しているGIGAスクール端末を使用し、学校において対象者本人が回答する方法で実施しました。

16～39歳の若者は、対象者本人が、二次元コードからe-kanagawa電子申請システムを使用し、回答する方法で実施しました。

(5) 回収状況

調査の種類	対象者数	有効回収数	有効回収率
小学6年生調査	1,838人	1,120人	60.9%
中学2年生調査	1,881人	1,455人	77.4%
若者意向調査	2,000人	200人	10.0%

6 こども基本法（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に

参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援をするとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子

化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

厚木市子ども・若者みらい計画
(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)
令和7(2025)年3月

発行 厚木市
編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
電話(046)223-1511(代表)
ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>



あつぎし
厚木市
わかもの けいかく
こども・若者みらい計画

がいようばん
やさしい概要版

しょう・ちゅうがくせい
小・中学生にかかわるところをピックアップ



このほかにも、^{しょうがくせい}小学生になる^{まえ}前のこども、^{こうこうせいじょう}高校生以上の人、^{ひと}子育てをしている人へのサポートがあります。

もっと知りたい人は、「厚木市こども・若者みらい計画」を見てください。

厚木市ホームページ

厚木市こども・若者みらい計画

検索

れいわ
令和7 (2025) 年3月

 厚木市

あつぎし わかもの けいかく 「厚木市子ども・若者みらい計画」は、 しゅやく みなさんが主役です

みなさんは、「子ども^{きほんほう}基本法」や「子ども^{たいこう}大綱」って、知っていますか？

「子ども基本法」は、すべての子どもが、のびのびと^{そだ}育ち、^{こころ}心も^{からだ}体も
^{しあわ}幸せに^{せいかつ}生活できる「子ども^{しゃかい}まんなか社会」をつくっていくための^{ほうりつ}法律
です。

そして、「子どもまんなか社会」をつくるために^{だいじ}大事にすることを
^か書いた「子ども大綱」がつくられました。

「子どもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。
それは、

- ・すべての子どもが^{いのち}命を守られ^{せいちょう}成長できること
 - ・みなさんにとって^{もっと}最もよいことを^{おこな}行っていくこと
 - ・みなさんの^き意見を聞きながら、^{いっしょ}一緒に^{すす}進めていくこと
 - ・みなさんが^{おとな}大人として^{じぶん}自分らしく^{おく}生活を送ることができるようになる
まで、ずっと、しっかり^{ささ}支えていくこと
- などです。

厚木市でも、「子どもまんなか社会」を^{めざ}目指し、子ども、そして大人も
幸せに生活できる社会をつくろうとしています。

そのための計画が、「厚木市子ども・若者みらい計画」です。

この計画の主役はみなさんです。ぜひ、厚木市の「子どもまんなか社会」
を一緒につくっていきましょう。

「^{あつぎし}厚木市^{わかもの}こども・若者^{けいかく}みらい計画」では こんなまちを^{めざ}目指します

こどもまんなか^{しゃかい}社会の^{じつげん}実現

(やさしい^{せつめい}説明)

こどもまんなか社会とは、こども・若者が^{じぶん}自分らしく^{しあわ}幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者^{ひとりひとり}一人一人が自分らしく幸せに暮らすということは、こども・若者が^{だいじ}大事にされ、^{せいちょう}のびのびと^{あんしん}成長しながら、^{せいかつ}安心して^{おく}生活を送ることです。

こども・若者の^{きも}気持ちや^{かんが}考えをよく^き聞いて、こども・若者のためにできることを、^{おとな}大人たちが^{きょうりよく}協力して^{おこな}行います。

こども・若者も大人も、みんながずっと幸せに暮らせるまちを目指します。

こども・若者とは？

この計画の、「こども・若者」とは、^{あか}赤ちゃんから、一人の大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまでの^{ひと}人のことです。

こどもの声

小・中学生の「こどもまんなか社会」のイメージについて、一番多かった意見は、「こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会」でした。

こどもの気持ちや考えを大事にしながら、すべてのこどもたちが、自分らしく生きられるようにサポートします。



体験の場

さまざまな体験をすることは、自分の人生を生きていく力を身に付けることにつながります。自然、環境、文化などさまざまな体験ができる機会や場をつくりまします。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 国内友好都市訪問による自然体験学習
- ・ 七沢自然ふれあいセンターやあつぎこどもの森公園での活動
- ・ 厚木の歴史や文化に触れる体験 など

活躍できる機会

外国語や広い世界に触れることは、未来にはたくさんの出来事が待っていることを感じさせてくれます。こどもたちが夢や希望を持って、それぞれの可能性をひろげていけるようにサポートします。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 海外友好都市との交流や英語教育
- ・ 外国につながるのがあるこどもの日本語指導 など



しょう ちゅうがくせい かんけい とりくみ 小・中学生 に関する取組

すこ せいちょう 健やかな成長

健やかな成長のために、「朝昼晩3食食べる」、「早寝早起き」など基本的な生活習慣を身に付けることが大切です。

また、急な病気やケガに対応できる医療の体制も整えます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 食事の大切さを伝える教育
- ・ 睡眠の大切さを伝える教育
- ・ 市立病院における小児救急医療への対応 など



そうだん 相談体制

子どもたちの悩みや心配ごとを、安心して相談できる相談先として、学校はもちろん、厚木市役所の青少年教育相談センターや子ども家庭センター、市民相談窓口、子ども関係の窓口などいろいろな人が、子どもたちの気持ちに寄り添います。

また、いじめは、心と体を傷つけることで、やってはいけないことです。

いじめがおきないように、まわりの大人が協力して取り組みます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 子ども家庭センターによる、子どもと家庭のサポート
- ・ いろいろな専門家による相談と改善のためのサポート など

小・中学生に関する取組

小学校・中学校

学校では、こども一人一人の可能性を伸ばすために、先生とはなしができる時間を確保したり、地域の大人と先生が協力して、こどもたちの学びや遊びを手伝ったり、いろいろな取組を実施します。

また、不登校はだれにでもおこるかもしれないものです。学校に行けないときも、きちんと学習ができるようにサポートします。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ スポーツを楽しみながら取り組む体力向上
- ・ 健康診断による成長の様子の見守り
- ・ 栄養を考えた、おいしい給食の提供
- ・ 学校図書館の充実
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、ともに学ぶためのサポート
- ・ 教室に入りづらいときに、自分のペースで学ぶための環境づくり など



小・中学生 に関する取組

居場所

食事を食べさせてもらえる場所、勉強を教えられる場所など、目的があつて行く居場所、気軽に行つて好きなことをする居場所、静かに過ごせる居場所など、子どもたちがほしいと思う、いろいろな居場所をつくっていきます。

子どもたちの居場所になっている児童館、公民館、図書館といった施設や公園など屋外の環境も充実させていきます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・市内に38館ある児童館の活用
- ・図書館や（仮称）未来館の充実
- ・子ども食堂のサポート
- ・安心できる放課後児童クラブ など



子どもを守る

犯罪被害、事故、災害などから子どもたちを守る体制を整えます。インターネットの使い方や交通安全教育など、いろいろな方法で子どもたちを守ります。

また、選挙の目的や制度、自分で大きな買い物をするときの約束や料金のことなど、大人になるまでに大切な学びを進めます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・通学路の安全確保
- ・非行防止のための活動 など

「厚木市子ども・若者みらい計画」の進め方

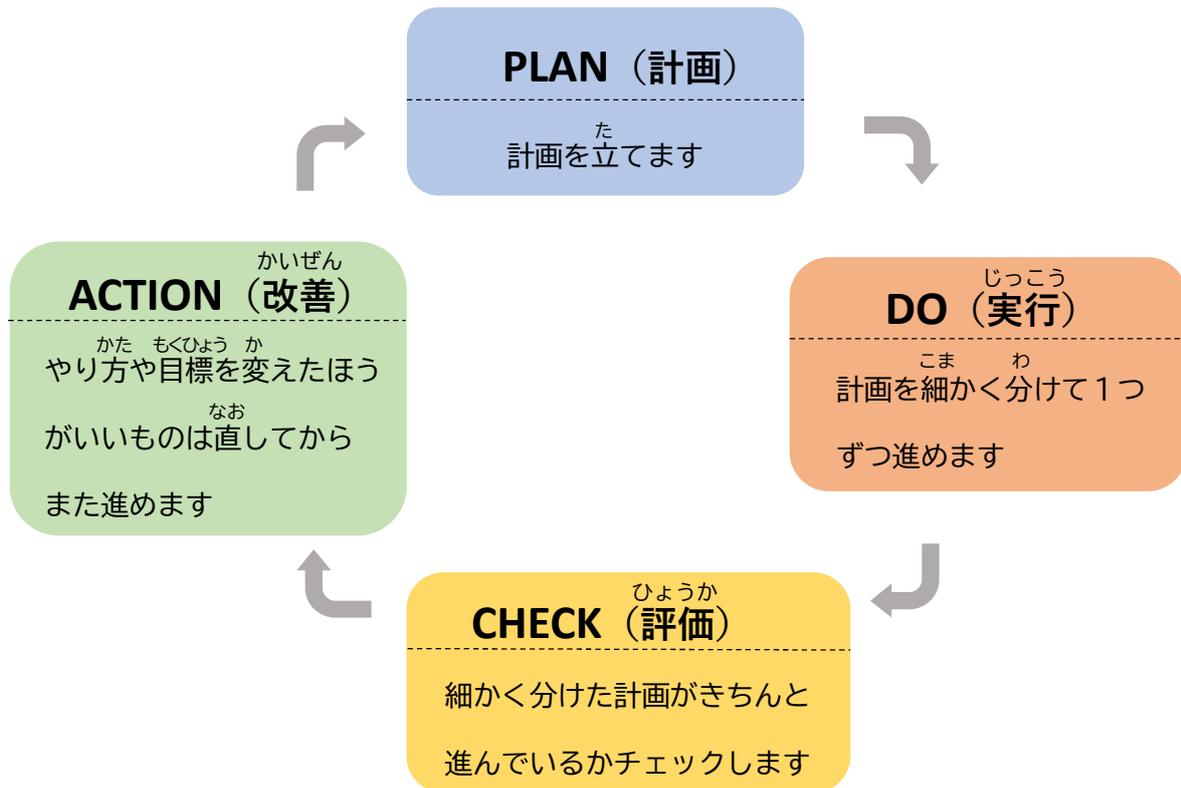
1. 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までです。

2. 体制

厚木市に住んでいる人や、厚木市にある会社の人など関係する人たちと協力して、毎年、計画が順調に進んでいるかチェックしながら計画を進めます。

3. 計画の進み具合のチェック



厚木市子ども・若者みらい計画 《やさしい概要版》

令和7(2025)年3月

発行 厚木市

編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>